

令和 8 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和 8 (2026) 年 6 月

広島文教大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	14
基準 3. 学生	26
基準 4. 教育課程	56
基準 5. 教員・職員	71
基準 6. 経営・管理と財務	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. 国際交流	96
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	117
エビデンス集（データ編）一覧	117
エビデンス集（資料編）一覧	117

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

広島文教大学（以下「本学」という。）は、昭和 23（1948）年、武田学園創立者武田ミキによって、「真実に徹した堅実なる女性の育成」を建学の精神として、広島県可部女子専門学校が設立されたことに始まる。その後、広島県可部女子高等学校、可部女子短期大学を経て、昭和 41（1966）年に広島文教女子大学を文学部 1 学部（2 学科）で開学し、昭和 56（1981）年に初等教育学科を、昭和 61（1986）年に大学院文学研究科を設置した。また、平成 12（2000）年に、人間言語学科、人間文化学科及び人間福祉学科を設置し、開学当初に設置した国文学科及び英文学科の学生募集を停止して学部名称を文学部から人間科学部に変更し、平成 17（2005）年には、大学院の名称も文学研究科から人間科学研究科へと変更した。

以上のような改組転換等を行った理由は、ますます複雑化・多様化する現代社会の諸問題の解決のためには人間を中心に据えた「知」の再構成が必要であり、それこそが、本学の教育理念「育心 育人」（心を育て 人を育てる）を継承し発展させていく道であるとの認識に基づいたもので、各学科は、それぞれの専門的な立場から学園訓・建学の精神に基づいた人材育成に取り組み、専門分野はもとより社会の多方面で活躍しうる人材の育成に努めてきた。

平成 16（2004）年には、「文教マネジメントシステム（以下「BMS」という。）」をスタートさせ、教職員の意思の統一を図り、学園の目標に連続性を持たせることによって、学園としての有機的な活動を引き出す制度を導入するとともに、平成 19（2007）年度からはプロジェクト「文教スタンダード 21」と名づけた教育改革を推進してきた。学士課程教育の中で本学の教育理念「育心 育人」の具現化を企図したこの取り組みによって、①教養教育の再構築、②「文教英語コミュニケーションセンター（Bunkyo English Communication Center（以下「BECC」という。）」の開設、③人材育成目標に基づく学科カリキュラムの最適化等を実現させ、その後も教育内容の充実を図り、社会的な要請に応じて、教育課程の見直し等を重ねてきた。

このような学園の発展を支えてきたのは、創立者が掲げた 3 箇条の学園訓と「育心 育人」という教育理念である。学園訓は、当時の教育基本法の理念を踏まえつつ、戦前から女子教育一筋に生きてきた創立者の貴重な実践の中から生み出されたもので、常に本学の精神的な拠りどころとされてきた。また、「育心 育人」の教育理念は、実践力の土台をなすのは「人づくり」であるとして、創立者が「武田学園創成私記」（『武田学園創立三十五周年記念誌』所収）の中で初めて提唱したもので、これを再編集した『育心』等によって、今も本学の教育活動の中に一貫して受け継がれている。

平成 26（2014）年には、建学の精神及び学園訓を踏まえつつ、社会に役立つ人材を輩出する教育の更なる充実をうたう学園及び大学のミッションとビジョンを制定した。そして、平成 31（2019）年 4 月、社会における男女共同参画の進展や本学の人材育成に対する地域社会の要請等を受けて男女共学化を断行し、大学名称を広島文教大学と改めた。また、人間科学部初等教育学科を改組転換して教育学部教育学科を設置し、既設の人間科学部と併せて 2 学部 5 学科の体制へ移行することにより、教育内容のいっそうの充実を図った。

「広島文教大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条には、目的及び使命について

「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」と規定している。

本学は、男女共学化の断行と2学部体制への移行を機に、次の時代を見据えながら「育心 育人」教育の継承と更なる発展を期している。

II. 沿革

1. 学校法人武田学園の沿革等

設立認可 昭和27(1952)年7月15日

歴代理事長 武田ミキ 昭和27(1952)年7月15日～平成5(1993)年3月31日

武田学千 平成5(1993)年4月1日～平成13(2001)年3月31日

武田哲司 平成13(2001)年4月1日～平成25(2013)年3月31日

武田義輝 平成25(2013)年4月1日～

設置している学校等

広島文教大学

広島文教大学附属高等学校

広島文教大学附属幼稚園

2. 広島文教大学の沿革

昭和37(1962)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学(被服科)開学 所在地：広島県安佐郡可部町大字中島1810番地 武田ミキ、学長就任(平成5(1993)年3月31日まで) 教職課程の認定を受ける 被服科：中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和39(1964)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学に食物栄養科設置 栄養士養成施設の指定を受ける 教職課程認定を受ける 食物栄養科：中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和40(1965)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学に国文科、英文科設置 教職課程の認定を受ける 国文科：中学校教諭二級普通免許状 国語 英文科：中学校教諭二級普通免許状 外国語(英語)
昭和41(1966)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 広島文教女子大学開学(文学部国文学科、英文学科) 所在地：広島県安佐郡可部町大字上原1238番地 武田ミキ、学長就任(平成5(1993)年3月31日まで) 教職課程の認定を受ける 国文学科：高等学校教諭二級普通免許状 国語 中学校教諭一級普通免許状 国語 英文学科：高等学校教諭二級普通免許状 外国語(英語)

広島文教大学

	<p>中学校教諭一級普通免許状 外国語（英語）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可部女子短期大学を広島文教女子大学短期大学部に名称変更
昭和42(1967)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部食物栄養科栄養専攻を食物栄養専攻に名称変更
昭和44(1969)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の認定を受ける <p>短期大学部食物栄養科食物栄養専攻： 中学校教諭二級普通免許状 保健</p>
昭和45(1970)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部に幼児教育学科設置 保母養成施設の指定を受ける ・教職課程の認定を受ける <p>短期大学部幼児教育学科：幼稚園教諭二級普通免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部国文科を国文学科に、英文科を英文学科に、被服科を服飾学科に、食物栄養科を食物栄養学科に名称変更
昭和53(1978)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部服飾学科、2級衣料管理士養成大学の認定を受ける（社団法人日本衣料管理協会）
昭和56(1981)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島文教女子大学文学部に初等教育学科設置 ・教職課程の認定を受ける <p>初等教育学科：小学校教諭一級普通免許状</p>
昭和 58(1983)年 11月 19日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人武田学園創立35周年記念式典挙行
昭和 60(1985)年 3月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国全州教育大学と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力に関する協定締結
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の認定を受ける <p>文学部国文学科 高等学校教諭二級普通免許状 書道</p>
昭和61(1986)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島文教女子大学に大学院文学研究科（修士課程）設置（国語学国文学専攻）
昭和62(1987)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島文教女子大学大学院文学研究科（修士課程）に教育学専攻設置 ・教職課程の認定を受ける <p>文学研究科国語学国文学専攻： 高等学校教諭一級普通免許状 国語</p>
昭和 63(1988)年 5月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ・中華人民共和国大連外国語学院と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力に関する協定締結
平成元(1989)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島文教女子大学文学部に社会教育主事課程及び学芸員課程を設置 ・教職課程の認定を受ける <p>文学部初等教育学科：幼稚園教諭一級普通免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部服飾学科を生活科学科に名称変更
平成 2(1990)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の認定を受ける <p>大学院文学研究科教育学専攻：小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部食物栄養学科食物専攻の学生募集を停止
平成 4(1992)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部食物栄養学科の入学定員を50人（収容定員100人）に変更 ・短期大学部食物栄養学科の専攻科廃止
平成 5(1993)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・武田学千、学長就任（平成7（1995）年3月31日まで） ・大学院文学研究科（修士課程）に英米文学専攻設置 ・教職課程の認定を受ける <p>大学院文学研究科</p>

広島文教大学

	英米文学専攻：高等学校教諭専修免許状 外国語（英語） 中学校教諭専修免許状 外国語（英語）
平成 6(1994)年 4月 1日	・短期大学部幼児教育学科の学生募集を停止
平成 6(1994)年 4月 15日	・アメリカ合衆国ケント大学と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力に関する協定締結
平成 7(1995)年 4月 1日	・横山邦治、学長就任（平成9（1997）年3月31日まで）
平成 8(1996)年 4月 1日	・短期大学部に栄養専攻科設置 学位授与機構が定める要件（学位規則第6条第1項）を満たす専攻科として認定される
5月 28日	・短期大学部幼児教育学科を廃止
平成 9(1997)年 4月 1日	・五十嵐二郎、学長就任（平成16（2004）年3月31日まで）
平成11(1999)年 4月 1日	・教職課程の認定を受ける 文学部国文学科：高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 文学部英文学科：高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 文学部初等教育学科：小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状
平成12(2000)年 4月 1日	・文学部に人間言語学科、人間文化学科及び人間福祉学科を設置 ・文学部初等教育学科の入学定員を80人に変更 ・文学部国文学科、英文学科の学生募集を停止 人間言語学科（入学定員120人、編入学定員10人） 人間文化学科（入学定員120人、編入学定員10人） 初等教育学科（入学定員80人） 人間福祉学科（入学定員100人、編入学定員20人） ・学部名称を文学部から人間科学部に変更 ・教職課程の認定を受ける 人間言語学科国語コース：高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 人間言語学科英語コース： 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 人間文化学科：高等学校教諭一種免許状 書道 ・司書教諭講習科目に相当する授業科目開設 ・短期大学部国文学科及び英文学科の学生募集を停止
平成13(2001)年 4月 1日	・教職課程の認定を受ける 人間科学部人間福祉学科：高等学校教諭一種免許状 福祉
5月 29日	・短期大学部英文学科を廃止
平成14(2002)年 4月 1日	・人間科学部に心理学科（入学定員70人、編入学定員10人）及び人間栄養学科（入学定員70人）を設置 ・短期大学部生活科学科、食物栄養学科の学生募集を停止 ・大学院文学研究科教育学専攻臨床心理学コースが臨床心理士受験資格に関する指定（第2種）を受ける（遡及適用）
5月 29日	・短期大学部国文学科を廃止
平成 15(2003)年 5月 12日	・短期大学部生活科学科を廃止

広島文教大学

平成16(2004)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・角重始、学長就任（平成29（2017）年3月31日まで） ・人間言語学科を入学定員70人（編入学定員10人）に再編 ・人間科学部人間文化学科の学生募集を停止 ・短期大学部専攻科栄養専攻科の学生募集を停止
12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部国文学科を廃止
平成17(2005)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院文学研究科を人間科学研究科に名称変更 ・教職課程の認定を受ける 人間栄養学科：栄養教諭一種免許状
5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部栄養専攻科廃止
5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部廃止
平成 18(2006)年 3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部英文学科廃止
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科（修士課程）国語学国文学専攻及び英米文学専攻の学生募集を停止 ・大学院人間科学研究科教育学専攻の入学定員を15人に変更
平成 19(2007)年 3月 29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
平成20(2008)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科に人間福祉学専攻設置
平成21(2009)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部人間言語学科の学生募集を停止
平成22(2010)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部にグローバルコミュニケーション学科（入学定員70人、編入学定員5人）設置
平成 25(2013)年 3月 12日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
平成25(2013)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育学科の入学定員を100人に、人間福祉学科の入学定員を80人（編入学定員20人）に変更
平成26(2014)年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県と「就職支援に関する協定」を締結
平成 27(2015)年 3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部人間言語学科廃止
平成29(2017)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・森下要治、学長就任
平成30(2018)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部心理学科及び人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コースに公認心理師受験資格を得させるための課程設置
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部初等教育学科の学生募集を停止
平成 31(2019)年 3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科人間福祉学専攻廃止
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共学に移行し、大学名称を広島文教大学に変更 ・人間科学部初等教育学科を発展的に改組し、教育学部教育学科（初等教育専攻、中等教育専攻）設置 初等教育専攻（入学定員120人） 中等教育専攻（入学定員30人） ・人間科学部の定員を変更 人間福祉学科（入学定員60人、編入学定員20人） 心理学科（入学定員50人、編入学定員10人） 人間栄養学科（入学定員70人） グローバルコミュニケーション学科（入学定員60人、編入学定員5人） ・教育学部、人間科学部が教職課程の認定を受ける 教育学部教育学科

広島文教大学

	<p>初等教育専攻：小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状</p> <p>中等教育専攻：高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語）</p> <p>人間科学部人間栄養学科：栄養教諭一種免許状</p>
令和 2(2020)年 3月12日	・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
3月31日	・大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コース 臨床心理士養成指定大学院の指定を辞退
令和 4(2022)年 5月17日	・島根県と「就職支援に関する協定」を締結
10月14日	・山口県と「就職支援に関する協定」を締結
11月28日	・フィリピン共和国ラプラセプ国際大学と広島文教大学間における留学の促進に関する覚書締結
令和 5(2023)年11月 1日	・広島安佐商工会と包括連携協定を締結
令和 5(2023)年 1月10日	・「鳥取県と広島文教大学及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構との就職支援に関する協定」を締結
令和 5(2023)年 3月 31日	・人間科学部初等教育学科廃止
令和 5(2023)年 6月 9日	・佛光大学（台湾）と学術機関間協力を促進するための包括協定を締結
令和 6(2024)年10月15日	・島根県教育委員会と教員養成及び研究、島根県における教育の充実と発展を目的に連携協定を締結
令和 7(2025)年 5月 30日	・文部科学大臣より「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」として登録

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

広島文教大学を設置する学校法人武田学園は、「学校法人武田学園寄附行為」【資料 1-1-①-01】第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、『育心 育人』の教育理念に基づいた人材を育成することを目的とする」ことを明記している。「育心 育人」という教育理念は、学園創立時に定めた建学の精神を実現するための本学教育のあり方を示したものである【資料 1-1-①-02】。また、建学の精神に示す、本学が育成すべき人材像を具体的かつより親しみやすく表現した学園訓 3 箇条を次のように定め、その具現化に努めてきた。

- 学園訓 一、真理を究め正義に生き勤労を愛する人にならましよう
- 一、責任感の強い逞しい実践力のある人にならましよう
- 一、謙虚で優雅な人にならましよう

これらを踏まえつつ、大学への現代的な要請に対応するために教育環境並びに教育方法の転換を図り、本学が従来展開してきた教育活動に基づく社会への貢献を明確化することを目的として、平成 26（2014）年には学園並びに大学のミッション、大学ビジョンを以下のように策定した【資料 1-1-①-03】。このうち、大学ミッションは『学生生活ハンドブック』【資料 1-1-①-04】に掲載し、また、学園ミッション及び大学ミッションは 1 年次前期全学必修の教養教育科目「文教学入門」において学長が説明し【資料 1-1-①-05】、学生への周知に努めている。

○学園ミッション

わたしたちは文教生の豊かな人生の礎となる最高の教育を行います。

○大学ミッション

わたしたちは、質の高い教育ときめ細かな支援で学生一人ひとりの成長を後押しし、社会に役立つ人材を育成します。

○大学ビジョン

- ・学生一人ひとりが誇りを持ち、自己実現に向けてたゆまぬ努力を続けている。
- ・教員が一丸となって、堅実な研究と組織力をもとに、学生の心に響く教育活動を実現している。

本学は、平成 31（2019）年 4 月に創立以来の女子大学から男女共学の大学に移行し、大学名称を「広島文教女子大学」から「広島文教大学」に変更するとともに、人間科学部初等教育学科を人間科学部から分離改組して教育学部教育学科（入学定員 150 人、収容定員 600 人）を設置した。

本学の教育研究目的は、大学学則【資料 1-1-①-06】第 1 条において定めている。

また、各学科については、建学の精神、学園訓 3 箇条、前述の法人の目的及び大学の目的を踏まえて、教育学部教育学科及び人間科学部各学科の教育研究目的を「広島文教大学

における教育研究目的に関する規程」【資料 1-1-①-07】において、以下のとおり具体的かつ明確に定めている。

○「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第 2 条

- (1) 教育学部教育学科は、教育に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成する。
- (2) 人間科学部人間福祉学科は、誰もが安心していきいきと暮らすことができる、福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成する。
- (3) 人間科学部心理学科は、心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた、リーダーとして地域に貢献できる人材を育成する。
- (4) 人間科学部人間栄養学科は、健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- (5) 人間科学部グローバルコミュニケーション学科は、実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成する。

また、大学院においても学部と同様に、建学の精神、学園訓 3 箇条、前述の法人の目的を踏まえて、「広島文教大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）【資料 1-1-①-08】第 2 条及び第 5 条第 2 項に大学院人間科学研究科の目的及び教育研究目的を具体的かつ明確に定めている。

○大学院学則第 2 条

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

○大学院学則第 5 条第 2 項

人間科学研究科は、人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的とする。

大学の教育研究目的は、大学ホームページ【資料 1-1-①-09】に掲載し、学内外から閲覧できるようにしている。このほか、大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を規定した大学学則と大学院学則は、毎年発行し、新入学生に配付している『学生生活ハンドブック』【資料 1-1-①-10】に掲載するほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の定めに基づき、教育研究情報の公表の 1 つとして、大学ホームページ【資料 1-1-①-09】上にも掲載して、情報の開示を図っている。さらに、学部学生に対しては、1 年次前期の全学必修科目「文教学入門」において特に時間を取って、建学の精神、学園訓及び「育心 育人」の教育理念について講義している【資料 1-1-①-05】。以上のことから、学内外への十分な周知を図っているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-①-01】 学校法人武田学園寄附行為

- 【資料 1-1-①-02】『育心』
- 【資料 1-1-①-03】『広島文教通信』第 79 号（平成 26（2014）年 4 月 1 日）
- 【資料 1-1-①-04】『学生生活ハンドブック 2025』（p.10）
- 【資料 1-1-①-05】令和 7（2025）年度「文教学入門」第 2 回授業資料
- 【資料 1-1-①-06】広島文教大学学則
- 【資料 1-1-①-07】広島文教大学における教育研究目的に関する規程
- 【資料 1-1-①-08】広島文教大学大学院学則
- 【資料 1-1-①-09】大学ホームページ「教育研究上の目的」<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>
- 【資料 1-1-①-10】『学生生活ハンドブック 2025』（pp.152-158、pp.239-243）

②中期的な計画への反映

本学では、私立学校法第 148 条の 2 の規定に沿って、理事長、学長を中心に中期計画を策定しており、令和 7（2025）年度までは令和 2（2020）年 12 月に「理事会」で決定した令和 3（2021）年度からの 5 箇年を対象期間とする「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）学校法人武田学園中期経営計画」（以下「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」という。）に沿って運営を行った【資料 1-1-②-01】【資料 1-1-②-02】。その「6. 将来ビジョンと現状分析」のうち、「（1）将来ビジョン」の「②大学部門」の項に、5 年後及び 10 年後の大学の姿をそれぞれ「定性的目標」と「定量的目標」によって示し、その実現のために以下に示す具体的な取組項目を実施工程表として掲げたものである【資料 1-1-②-02】。

取組項目

- ①教育力（教育改革）
- ②募集力
- ③就職力
- ④地域連携力
- ⑤経営力

以上の目標と取組項目は、すべて先に述べた大学ミッションを踏まえたものである。以上のことから、本学の中期計画は、大学の使命・目的及び教育研究目的の達成を反映したものとなっているといえる。

なお、令和 8（2026）年度からは、新たに次の 5 箇年を対象とする中期経営計画によって活動を進める。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-②-01】令和 2（2020）年度学校法人武田学園理事会議事録（12 月 17 日開催）
- 【資料 1-1-②-02】『第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）学校法人武田学園 中期経営計画』

③三つのポリシーへの反映

本学は、教育理念に基づき、学生の持てる才能を伸ばし育てることによって自立の精神と実践力を養う教育を目指している【資料 1-1-③-01】。この教育理念と大学学則【資料 1-1-③-02】、大学院学則【資料 1-1-③-03】及び「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」【資料 1-1-③-04】を踏まえて平成 24（2012）年に学部・学科、平成 25（2013）年に大学院人間科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを見直した。さらに、平成 29（2017）年 4 月には、改正された学校教育法施行規則第 165 条の 2 の定めに基づき、大学の使命・目的及び教育目的との一貫性に配慮しつつ、大学・学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと大学院人間科学研究科のアドミッション・ポリシーを大幅に改定し、大学ホームページに公表した【資料 1-1-③-05】【資料 1-1-③-06】。

特に大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、図 1-1-1 に示されるように、相互に段階的な関連性を有している。また、ディプロマ・ポリシーには、大学学則【資料 1-1-③-02】第 1 条に示された教育目的にある「深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」に基づく実践力のある人材の育成を掲げている。また、建学の精神については判断力の中に位置づけている。

なお、評価の視点 1-1-⑤にも述べるように、令和 6 年（2024）2 月には、改訂された高等学校学習指導要領によって学んだ高校生が受験年度を迎えることに伴って、アドミッション・ポリシーの一部改定を行った。

広島文教大学のめざす教育を具現化する 3 つのポリシー

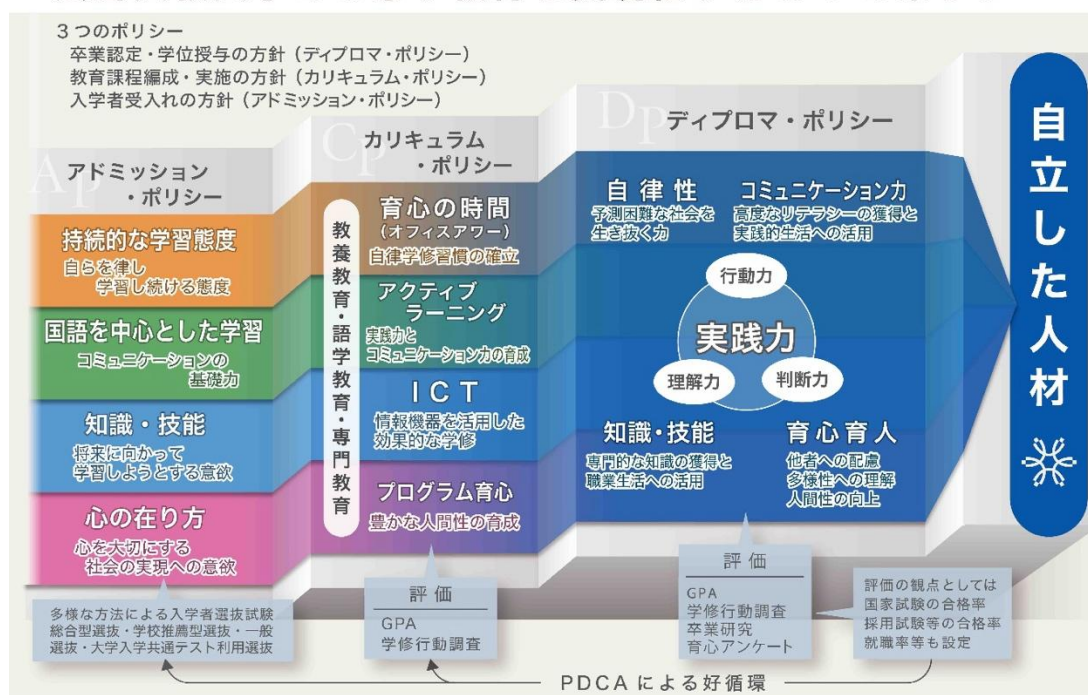


図 1-1-1 三つのポリシーの概念図

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-③-01】 学校法人武田学園寄附行為（第 3 条）
- 【資料 1-1-③-02】 広島文教大学学則（第 1 条第 1 項及び第 3 項）
- 【資料 1-1-③-03】 広島文教大学大学院学則（第 2 条及び第 2 条の 2）
- 【資料 1-1-③-04】 広島文教大学における教育研究目的に関する規程
- 【資料 1-1-③-05】 大学ホームページ「教育研究上の目的」<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>
- 【資料 1-1-③-06】 三つのポリシー

④教育研究組織との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、本学に設置している教育学部教育学科、人間科学部人間福祉学科、心理学科、人間栄養学科及びグローバルコミュニケーション学科では、大学設置基準別表第一の規定及び機能的かつ効果的な教育を期待しうるおおむね適正な教員数を確保して教育目的の実現にあたっており、整合性が図られている【資料 1-1-④-01】。これにより、学校教育法第 92 条の規定及び大学設置基準第 3 条の基準を満たしているといえる。

大学院には、人間科学研究科に教育学専攻を置き、人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目指している【資料 1-1-④-02】。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は図られている。なお、大学院の教育研究組織の専任教員数は、大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-1-④-01】 令和 7（2025）年度教育研究組織
- 【資料 1-1-④-02】 広島文教大学大学院学則（第 2 条及び第 5 条第 2 項）

⑤変化への対応

本学は、大学学則【資料 1-1-⑤-01】第 1 条に掲げるとおり、「社会の要請に応えうる人間の育成」を目的としている。近年では、平成 24（2012）年に中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が公にされ、それ以来大学には教育の質的転換が求められてきた。

これを受け、主体的な学修習慣の確立と授業の双方向性の実現における ICT 活用教育の重要性に鑑み、学内 Wi-Fi 環境の整備を行うとともに、平成 25（2013）年度より入学生全員にタブレット型端末（iPad）を配付して学修ツールとして活用できるように体制を整備した【資料 1-1-⑤-02】。さらに令和 6（2024）年度からは、より汎用性の高い学修ツールとして、ノート型パソコンを必携化した【資料 1-1-⑤-03】。これに伴って、それまで入学生に配付していたタブレット型端末からの切り替えについては、入学者選抜の合格通知に同封したお知らせの中で説明した【資料 1-1-⑤-04】。また、平成 27（2015）年 2 月には授業時間外学修時間の充実を図るため、教材作成・配信システムである「Glexa」を導入した。また、多様な学修形態に対応できる施設として、平成 26（2014）年 3 月に「ラーニ

ング・コモンズ」、同年 12 月には「個別学修施設 ILS (Independent Learning Suite)」を設置した【資料 1-1-⑤-05】【資料 1-1-⑤-06】。さらに、令和 5 (2023) 年 9 月には、従来から活用してきたポータルサイト「ユニバーサルパスポート」を更新して機能を充実させ、学修上の利便性の向上を図った。

これと別に、評価の視点 1-1-①に述べたように、平成 26 (2014) 年には、大学への現代的な要請に対応するために教育環境並びに教育方法の転換を図り、本学が従来展開してきた教育活動に基づく社会への貢献を明確化するため、学園並びに大学ミッションと併せて大学ビジョンを定めた【資料 1-1-⑤-05】。

加えて、平成 29 (2017) 年 2 月には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーの改定を行い、同年 4 月にこれを公表した【資料 1-1-⑤-07】。また令和 6 (2024) 年 2 月には、改訂された高等学校学習指導要領によって学んだ高校生が受験年度を迎えることに伴って、アドミッション・ポリシーの一部改定を行った【資料 1-1-⑤-08】。さらに令和 8 (2026) 年 3 月 11 日開催の大学運営協議会において、三つのポリシーの確認・修正プロセスを審議し、決定している【資料 1-1-⑤-09】。

以上のように、本学は大学教育への現代的な要請に基づき、教育環境の整備並びに教育方法の質的な転換を実現している。これらの一連の取組みは、建学の精神、学園訓 3 箇条、教育理念及び学園ミッション・大学ミッションに基づくものであり、大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などの法令への適合という視点はもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-1-⑤-01】 広島文教大学学則

【資料 1-1-⑤-02】『広島文教通信』第 78 号 (平成 25 (2013) 年 4 月 1 日)

【資料 1-1-⑤-03】サイボウズワークフロー 原議書 No. 7015 (ノートパソコンの必携化について)

【資料 1-1-⑤-04】令和 6 (2024) 年度入学者選抜合格通知同封資料「ノートパソコンの必携化について」

【資料 1-1-⑤-05】『広島文教通信』第 79 号 (平成 26 (2014) 年 4 月 1 日)

【資料 1-1-⑤-06】『広島文教通信』第 80 号 (平成 27 (2015) 年 4 月 1 日)

【資料 1-1-⑤-07】平成 29 (2017) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 28 日開催)

【資料 1-1-⑤-08】令和 6 (2024) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 28 日開催)

【資料 1-1-⑤-09】令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (3 月 11 日開催)

[基準 1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

評価の視点 1-1-①「学内外への周知」に述べたように、1 年次前期の全学必修科目「文教学入門」において、建学の精神、学園訓及び教育理念について講義していることにより、学部学生に対して特に教育理念の浸透・定着が図られていることについては成果が得られ

ている。

この教育理念は、上記「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に述べたように、実践力の土台をなすのは「人づくり」であるとして創立者が提唱したものであるが、この「人づくり」の教育を可視化する目的を持って、正課とは異なる教育活動として、授業期間中の毎週水曜日 13 時 10 分からの 45 分間を「育心の時間」と定めている。この時間は、学生の主体的な学びを促し支援するためのオフィスアワーとして位置づけている。そして、この育心の時間を活用し、月に 1 回、「プログラム育心」を実施している。これは、大学及び各学科の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）にも謳い、各学部学科・学年ごとに独自に計画し、実施するものであり、本学教育の特色の 1 つをなしているといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

上記のように「プログラム育心」が特色ある取組みであるといえる一方で、学部学科・学年ごとに独自に計画して実施するものであるために、計画・実施にあたる教員からは、「何をすればいいのか、わからない」、「どのように活用すればいいのか、わからない」、「準備の負担が大きい」等の意見が寄せられることが多い。令和 7（2025）年 7 月 28 日に開催した令和 7 年（2025）度「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」においても、学生代表から同様の意見が聞かれた【資料 1-自己評価-(2)-01】。このような状況を踏まえ、プログラム内容の実質化に向けては、引き続き検討が必要な状況である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-自己評価-(2)-01】 令和 7（2025）年度教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会議事録

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記の課題に対して、令和 6（2024）年度の「プログラム育心」の充実と実質化促進を図るために、令和 5（2023）年度「大学教職員研修会」（令和 6（2024）年 3 月 1 日開催）

【資料 1-自己評価-(3)-01】において、学長が「建学の精神、基本理念に基づくプログラム育心について」と題する報告を行い、改めて「プログラム育心」の意義を解説し、学科人材育成目標との関連性を説明した【資料 1-自己評価-(3)-02】。その結果として、令和 6（2024）年度においてもなお各学部学科・学年の模索が続いている状況ではあるが、人材育成目標との関わりにおいてより計画的にこれを実施するための意識化は図られた。さらに、令和 7（2025）年度「冬期 FD・SD 研修会」（令和 8 年 2 月 26 日）【資料 1-自己評価-(3)-03】において「建学の精神、基本理念に基づくプログラム育心について」と題して各学科の取組状況が報告されたことについては、改善に向けての一步といえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-自己評価-(3)-01】 令和 5（2023）年度「大学教職員研修会」開催案内

【資料 1-自己評価-(3)-02】 令和 5（2023）年度「大学教職員研修会」資料「建学の精神、基本理念に基づくプログラム育心について」

【資料 1-自己評価-(3)-03】 令和 7（2025）年度「冬期 FD・SD 研修会」開催案内

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針に関しては、大学学則【資料 2-1-①-01】第 1 条の 3 に「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育活動等の状況について点検及び評価を行う。」、大学院学則【資料 2-1-①-02】第 3 条に「本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。また、毎年度初回の「教授会」において、学長から当該年度の教育活動等に関する方針が示されている【資料 2-1-①-03】。

内部質保証のための恒常的な組織として、上述の大学学則第 1 条の 3 及び大学院学則第 3 条に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し【資料 2-1-①-04】、各センター・委員会、各学部・学科等と連携を図りながら組織的に自己点検・評価を行い、『自己点検評価書』【資料 2-1-①-05】を作成している。加えて、自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善を行うため「自己点検・評価委員会」内に「内部点検・評価部会」を設置し、毎年度、『自己点検評価書』に記載された改善・向上方策のうちから対象とする項目を選定し、点検・評価（ピア・レビュー）を行っている【資料 2-1-①-06】。「自己点検・評価委員会」により作成された『自己点検評価書』は学長の承認を得た後に学内外に公表され、「内部点検・評価部会」による点検・評価結果は大学運営協議会に報告後、学内に周知されている【資料 2-1-①-07】。また、外部評価及び第三者評価実施の前々年度から外部評価及び第三者評価実施の年度末までの間には、学長を委員長、「自己点検・評価委員長」を副委員長とする「大学評価委員会」を設置している【資料 2-1-①-08】。

さらに、内部質保証を推進する組織として「高等教育研究センター」を常設している。

「高等教育研究センター」は、本学における教育の改革・改善を組織的かつ継続的に支援することにより、教育の質的向上並びに教育力の強化を図ることを目的としており、「広島文教大学高等教育研究センター規程」【資料 2-1-①-09】第 3 条（2）には業務内容として「高等教育の質保証に係る支援及び推進に関すること。」と明記されている。この規程のもと、「広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程」【資料 2-1-①-10】に基づき審議し、内部質保証を推進している。例えば、令和 6（2024）年度には、アセスメントプランを改正し、三つのポリシーに基づき本学学生の学修成果を評価するための実施方法、尺度及びスケジュールを定めた。この改正は、「高等教育研究センター運営委員会」で検討を行

い、「大学運営協議会」【資料 2-1-①-11】の審議を経て学長が決定している【資料 2-1-①-12】。アセスメントプランのスケジュール【資料 2-1-①-13】に基づく学修成果の評価についても、「高等教育研究センター」が該当議題を「大学運営協議会」に上程し、審議の後に学長が承認している。また、毎年度の初回に開催される「高等教育研究センター運営委員会」に学長から「高等教育研究センター」に対して当該年度の方針が示され、この方針に従って同センターの運営が行われている【資料 2-1-①-14】。以上のように、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、学長を最高責任者とする内部質保証の責任体制が明確になっているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-①-01】 広島文教大学学則

【資料 2-1-①-02】 広島文教大学大学院学則

【資料 2-1-①-03】 令和 7（2025）年度教授会（4月1日開催）資料「令和 7（2025）年度の初めにあたって」

【資料 2-1-①-04】 広島文教大学自己点検・評価等に関する規程

【資料 2-1-①-05】 大学ホームページ「自己点検・評価」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>）

【資料 2-1-①-06】 広島文教大学自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善に関する申合わせ

【資料 2-1-①-07】 令和 7（2025）年度大学運営協議会議事録（2月9日開催）

【資料 2-1-①-08】 令和 7（2025）年度校務分掌

【資料 2-1-①-09】 広島文教大学高等教育研究センター規程

【資料 2-1-①-10】 広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程

【資料 2-1-①-11】 広島文教大学大学運営協議会規程

【資料 2-1-①-12】 令和 6（2024）年度大学運営協議会議事録（5月29日開催）

【資料 2-1-①-13】 アセスメントプランの評価スケジュール

【資料 2-1-①-14】 令和 7（2025）年度高等教育研究センター運営委員会議事録（4月9日開催）

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、第 1 回目の大学機関別認証評価を、周辺の他大学よりも早く平成 18（2006）年度に受審した。この認証評価は改善向上を目的とした自己点検・評価、及び第三者機関に

よる評価であり、早く受審すれば、本学の現状把握も早まり、またその結果を早く改革・改善に結びつけることができる、との認識があったからである。平成 24 (2012) 年度に第 2 回、令和元 (2019) 年度に第 3 回の認証評価を受審し、いずれも公益財団法人日本高等教育評価機構より認定の評価を受けた。

本学では、原則毎年、エビデンスに基づく『自己点検評価書』を作成し、その結果を学内で共有し【資料 2-2-①-01】、各センター・委員会等で改善を図るとともに、大学ホームページにも掲載し、社会に対して情報を発信している【資料 2-2-①-02】。

令和 2 (2020) 年度には、自己点検・評価及び自己点検・評価に基づく内部質保証のさらなる推進・改善を図るために、「広島文教大学自己点検・評価等に関する規程」【資料 2-2-①-03】を改定し、学内で内部点検・評価（ピア・レビュー）を行う体制を整備した【資料 2-2-①-04】。コロナ禍のために令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度には実施できなかったが、令和 4 (2022) 年度以降は毎年実施し、内部質保証の向上に努めている【資料 2-2-①-05】。この内部点検・評価の結果は、「大学運営協議会」【資料 2-2-①-06】で報告する【資料 2-2-①-07】とともに教職員全員に配信し、周知・共有されている【資料 2-2-①-08】。

教職課程についての自己点検・評価は、令和 4 (2022) 年度から毎年、『教職課程自己点検評価報告書』を作成し、その結果を学内で共有し、関係部署で改善を図るとともに、大学ホームページにも掲載し、社会に対して情報を発信している【資料 2-2-①-09】。

また、平成 16 (2004) 年度から導入した人事評価制度も教員個々の教育研究活動の充実・改善を目指して活用されている。「BMS」も、学園の各部門、あるいは、大学の各部署または個人の単位で年度目標を設定し【資料 2-2-①-10】、達成状況を自己点検・評価する仕組みになっており、本学の使命・目的に即した成果を挙げている【資料 2-2-①-11】。

さらに、令和 3 (2021) 年度から実施している学園の中期経営計画「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」においては、毎年度はじめの学園創立記念日 (4 月 15 日) に、学園の全教職員が集う「学園創立記念式」において成果報告【資料 2-2-①-12】、8 月に開催される「大学教職員研修会」において進捗状況【資料 2-2-①-13】が報告されている。また、本計画開始時に予定されていた 3 年目終了時点である令和 5 (2023) 年度に中間評価を行い、目標値の変更等を学園創立記念日に全教職員に周知した【資料 2-2-①-14】。

以上のように、エビデンスに基づいた自己点検・評価、及びその結果を踏まえた改善活動の状況等に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されているといえる。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-2-①-01】 令和 7 (2025) 年度教授会議事録 (1 月 5 日開催)

【資料 2-2-①-02】 大学ホームページ「自己点検・評価」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>)

【資料 2-2-①-03】 広島文教大学自己点検・評価等に関する規程

【資料 2-2-①-04】 広島文教大学自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善に関する申合わせ

【資料 2-2-①-05】 令和 7 (2025) 年度 自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善 実施報告書

- 【資料 2-2-①-06】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 2-2-①-07】 令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 9 日開催)
- 【資料 2-2-①-08】 サイボウズ「令和 7 (2025) 年度自己点検・評価に基づく内部室保証の推進・改善 実施報告書について」
- 【資料 2-2-①-09】 大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>)
- 【資料 2-2-①-10】 BMS スケジュール管理表
- 【資料 2-2-①-11】 教育系職員業績評価票及び事務系職員業績評価票
- 【資料 2-2-①-12】 「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」 成果報告
- 【資料 2-2-①-13】 「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」 進捗状況報告
- 【資料 2-2-①-14】 「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」 中間評価報告

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価に関する現状把握において、学修活動や教育活動等の現状を把握するための情報収集や分析は、「高等教育研究センター」【資料 2-2-②-01】の「IR 部会」【資料 2-2-②-02】が主にその業務を担っている。学修活動や教育活動等に関する調査のうち、学生を対象とする調査は毎年度前期と後期に各 1 回、教員を対象とする調査は後期に 1 回実施している。これらの調査は、「IR 部会」が原案を作成し【資料 2-2-②-03】、「高等教育研究センター運営委員会」【資料 2-2-②-04】で内容を審議・決定した上で実施している【資料 2-2-②-05】。各種調査項目は、年度間比較が可能になるよう配慮しつつも、状況に応じて修正を行っている。各調査により収集したデータの分析も「IR 部会」が行い、集計結果は「高等教育研究センター運営委員会」に報告するとともに、学生対象調査と教員対象調査のいずれも学内向けにフィードバックを行っている【資料 2-2-②-06】

【資料 2-2-②-07】【資料 2-2-②-08】。学生対象調査結果の一部は、大学ホームページ【資料 2-2-②-09】で公表している。さらに、「広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則」【資料 2-2-②-02】では、「IR 部会」の業務として「IR 機能強化に資する学内外の研修を定期的受講すること。」を定めており、「IR 部会」の構成員が定期的に研修会等に参加し、関係情報の収集に努めている。令和 6 (2024) 年度からは、「IR 部会」だけでなく、「高等教育研究センター運営委員会」の構成員にも高等教育に関する学外研修会等への参加を推奨している【資料 2-2-②-10】。令和 7 (2025) 年度は述べ 18 人が研修会に参加した。なお、学外の高教育に関わる研修会等の開催情報は、「高等教育研究センター」が集約し、「高等教育研究センター運営委員会」以外の教職員向けにも情報提供を行っている【資料 2-2-②-11】。

このほかにも、本学の教育活動や教育成果を把握する上で必要と考えられるデータの収集と分析を実施している。例えば、本学は令和元 (2019) 年度に共学化し、教育学部を設置した。このような教育環境の転換期における学生生活や学修活動の状況を把握し、その後の教育支援体制を検討するため、共学化や教育学部の設置に向けて学内設備の改修や新校舎建設が行われた平成 30 (2018) 年度に学生対象の「大学生生活に関する調査」を実施し、その結果を同年度末の「大学教職員研修会」で報告した【資料 2-2-②-12】。この調査項目の一部は、令和元 (2019) 年度以降も学生対象の「育心アンケート」や「自己評価シート」

などの項目に統合され、継続的にデータを蓄積し、学内研修会や学内ポータルサイトで集計結果を報告している。令和 6 (2024) 年度と令和 7 (2025) 年度には、令和元 (2019) 年度以降継続して収集してきたデータに基づき、本学の教育環境の変化が学生の学修ストレスや学修活動にどのように関係したかを分析・検討した資料論文を『広島文教大学高等教育研究』において公表している【資料 2-2-②-13】。

また、IR データを活用した現状把握のためのデータ収集・分析として、アセスメントプランに基づく全学的な取組みも実施している。この取組みでは、本学学生の学修成果を評価するため、三つのポリシーに基づく項目から構成される「教育評価表」と「中間評価表」を使用して客観的データを収集し、現状把握と分析を行っている。具体的な手順は、まず「教育評価表」により前年の数値データを収集し、そのデータに基づいて各学科が当該年度の数値目標を設定する。その後、前期末と後期末に「中間評価表」により年度途中のデータ収集を行い、現状把握と分析を行っている。「教育評価表」と「中間評価表」の各項目のデータ収集は「高等教育研究センター」及び「IR 部会」が担当し、収集結果は「大学運営協議会」に報告される。「教育評価表」の数値目標や「中間評価表」に集約されたデータに基づく現状把握・分析は各学科が担い、その結果は「大学運営協議会」【資料 2-2-②-14】で審議され、学長が承認している【資料 2-2-②-15】。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 2-2-②-01】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 2-2-②-02】 広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則
- 【資料 2-2-②-03】 令和 7 (2025) 年度 IR 部会会議議事録 (第 2・3・4 回)
- 【資料 2-2-②-04】 広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程
- 【資料 2-2-②-05】 令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営員会議事録 (第 3・7・8 回)
- 【資料 2-2-②-06】 学内ポータルサイト「2025 年度 学生生活に関するアンケートの結果について」
- 【資料 2-2-②-07】 学内ポータルサイト「2024 年度後期 学生対象アンケート～育心アンケート・自己評価シート～」
- 【資料 2-2-②-08】 教員対象調査の学内向けフィードバック
- 【資料 2-2-②-09】 大学ホームページ「学修時間・成果」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>)
- 【資料 2-2-②-10】 令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営委員会構成員の学外研修会参加状況
- 【資料 2-2-②-11】 令和 7 (2025) 年度学外研修会等案内一覧
- 【資料 2-2-②-12】 平成 30 (2018) 年度「大学教職員研修会」開催案内
- 【資料 2-2-②-13】 令和 6 (2024) 年度、令和 7 (2025) 年度『広島文教大学高等教育研究』の資料論文
- 【資料 2-2-②-14】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 2-2-②-15】 令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (5 月 28 日、10 月 29 日開催)

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望を把握するための方法として、「IR 部会」【資料 2-3-①-01】が毎年度前期と後期に実施している学生対象調査がある。前期に実施する「学生生活に関するアンケート」は、学生生活や教育活動の充実、学修環境の整備・改善等を図るための基礎資料を収集することを目的とし、学修活動に関する満足度や成長実感、学修ストレス等の項目に加え、大学生活に関する要望についての自由記述項目を設けている。後期に実施する「育心アンケート（4年生）」と「自己評価シート（1～3年生）」は、学生生活や学修活動の支援体制や支援策を検討するための基礎資料収集及び、大学生活に関する適応感等を把握するため、本学のディプロマ・ポリシーに基づく自己評価項目や学修行動に関する項目に加え、利用頻度の高い学修場所と学修環境改善に向けての意見等について自由記述項目を設けている。いずれの調査についても、分析結果を「高等教育研究センター運営委員会」【資料 2-3-①-02】に報告するとともに、学生及び教職員を対象として学内ポータルサイトに集計結果資料を掲載してフィードバックしている【資料 2-3-①-03】【資料 2-3-①-04】。特に、「学生生活に関するアンケート」に対して寄せられた意見・要望については、主な意見や要望に対する現状や今後の展望等に関する担当部署等からの回答も掲載している。また、「育心アンケート」と「自己評価シート」の一部項目の集計結果は大学ホームページで公表している【資料 2-3-①-05】。

授業改善に向けた学生の意見を収集するため、「FD 部会」【資料 2-3-①-01】が毎学期すべての授業を対象に「学生による授業評価アンケート」を実施している。その集計結果は学内ポータルサイト【資料 2-3-①-06】及び大学ホームページ【資料 2-3-①-07】で公表している。さらに、自由記述欄に記載された学生からの意見は、授業科目担当者に「FD 部会」から個別にフィードバックされている。また、各教員の授業改善につなげるため「学生による授業評価アンケート」で高い評価を得た上位の授業科目（非常勤講師の授業科目は除く）を学期ごとに複数選定し、翌年度の該当学期に公開授業を開催している【資料 2-3-①-08】。さらに、上述した「IR 部会」と「FD 部会」が前期と後期に実施している調査項目の一部は、アセスメントプランに基づく「教育評価表」と「中間評価表」の項目にもなっており、全学的な内部質保証の取組みにも活用されている。

また、「高等教育研究センター」【資料 2-3-①-09】では、本学の教育研究活動及び大学運営等について、学生の意見や要望等を対面により聴取し、教育改善に資することを目的と

して「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」を実施している。令和7（2025）年度も前期末に実施し、その結果は「高等教育研究センター運営委員会」【資料2-3-①-10】及び「大学運営協議会」【資料2-3-①-11】に報告された。加えて、令和6（2024）年度の「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」において学生から寄せられた意見を踏まえ、令和7（2025）年度も学生対象調査の集計結果資料の掲示場所として従来の学内ポータルサイトのほかに、「文教ホール」前のモニター及び掲示板も追加した。さらに、「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」における主な学生の意見や質問等に対する回答も併せて掲示した。このような取組みに基づき、学内の学修施設に関する基本的な情報を学生だけでなく教職員も共有できる資料として、令和8（2026）年度に高等教育研究センター（HERC）ブックレットⅢ『文教の学修施設の紹介』を発刊し、学内ポータルサイトに掲載して学内に周知した【資料2-3-①-12】。このほかに、学生の意見を率直にくみ上げるシステムとして、直接学長にメールを送信することのできる「学長メール」を実施している【資料2-3-①-13】。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料2-3-①-01】 広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則
- 【資料2-3-①-02】 広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程
- 【資料2-3-①-03】 学内ポータルサイト「2025年度 学生生活に関するアンケートの結果について」
- 【資料2-3-①-04】 学内ポータルサイト「2024年度後期 学生対象アンケート～育心アンケート・自己評価シート～」
- 【資料2-3-①-05】 大学ホームページ「学修時間・成果」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>)
- 【資料2-3-①-06】 学内ポータルサイト「授業評価アンケート結果」
- 【資料2-3-①-07】 大学ホームページ「学生による授業評価」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>)
- 【資料2-3-①-08】 令和7（2025）年度授業評価に基づく公開授業の開催通知
- 【資料2-3-①-09】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料2-3-①-10】 令和7（2025）年度高等教育研究センター運営委員会議事録（第2・6回）
- 【資料2-3-①-11】 令和7（2025）年度大学運営協議会議事録（5月28日・8月27日開催）
- 【資料2-3-①-12】 学内ポータルサイト『文教の学修施設の紹介』（HERCブックレット3巻）
- 【資料2-3-①-13】 『学生生活ハンドブック2025』（p.123）

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用として、連携協定を締結している団体等との意見交換会をあげることができる。大学が所在する広島市安佐北区とは、包括連携協定【資料2-3-②-01】に基づく意見交換会を毎年実施している。そこでは大学の教育

内容、魅力ある大学づくりの検討、安佐北区内の公民館と共催にて実施している広島文教大学公開講座「安佐北アカデミー」【資料 2-3-②-02】、学生参加の地域連携活動などについて報告するとともに、安佐北区から大学への要望等をうかがっている【資料 2-3-②-03】。この意見交換会の内容を踏まえるなどして、令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」では、安佐北区地域おこし推進課による地域防災研修が行われた【資料 2-3-②-04】【資料 2-3-②-05】。

令和 5（2023）年度には安佐商工会と包括連携協定を締結した【資料 2-3-②-06】。大学が有する教育・人的資源を活用したイベント等の企画・運営に関する要望に対し、令和 7（2025）年度は安佐商工会主催の「かわなみサイクリングロード」イベントの企画・運営に学生がかかわった【資料 2-3-②-07】。また、本学の地域連携を象徴する教養科目である「人生論」第 13 回において、「何故か養蜂家～ミツバチの世界を覗いてみませんか～」と題して安佐商工会会員の坂川由香氏に講義をいただいた【資料 2-3-②-08】。令和 8（2026）年新春会員交流会には学長が出席し、商工会会員との交流・情報交換を行った【資料 2-3-②-09】。

令和 6（2024）年度には「ひろしま人と樹の会」と包括連携協定を締結した【資料 2-3-②-10】。「ひろしま人と樹の会」とは、学生の環境保全や自然への関心を培うために何ができるかを協議し、学内の桜の維持管理【資料 2-3-②-11】、桜守活動【資料 2-3-②-12】、桜染め講習会【資料 2-3-②-13】のイベントに学生及び教職員が参加することをおして環境問題等への関心を高めた。加えて、「人生論」第 3 回において、「みどりと共に生きる」と題して「ひろしま人と樹の会」理事長の正本大氏に講義をいただいた【資料 2-3-②-08】。

「キャリアセンター」【資料 2-3-②-14】では、企業等との情報交換会をおして意見・要望等の把握を行っている。令和 7（2025）年度は、株式会社サタケ【資料 2-3-②-15】及び広島県中小企業家同友会【資料 2-3-②-16】と情報交換を行い、企業等が求める人材及びこれを要請する大学の教育内容等について意見等をいただいた。

これらの意見交換等により得た内容をもとに検討を行い、教育課程に反映させている【資料 2-3-②-17】。具体的には、令和 5（2023）年度入学生より、教養教育科目「キャリア形成科目群」に「キャリア体験実践事前指導」、「キャリア体験実践」、「インターンシップ事前指導」、「インターンシップ a」、「インターンシップ b」、「Project Based Learning I」、「Project Based Learning II」、「マーケティング論」の各授業科目を加え【資料 2-3-②-18】、職業生活の一端に触れることのできる実践的な内容を学修できるようにした。

以上のように、複数の学外関係者との意見交換等を通じて、学生に多様な体験を提供したり、教育課程の改編等を行ったりしており、いただいた意見・要望を活用しているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-②-01】 広島文教女子大学と広島市安佐北区役所との地域連携協力に関する協定書

【資料 2-3-②-02】 「安佐北アカデミー」2025 チラシ

【資料 2-3-②-03】 令和 7（2025）年度 安佐北区役所と広島文教大学の意見交換会

会議記録

- 【資料 2-3-②-04】令和 7 (2025) 年度「大学教職員研修会」開催案内
- 【資料 2-3-②-05】令和 7 (2025) 年度「大学教職員研修会」資料「安佐北区における災害への備え」
- 【資料 2-3-②-06】広島文教大学と安佐商工会との包括的連携に関する協定書
- 【資料 2-3-②-07】「かわなみサイクリングロード」開催概要
- 【資料 2-3-②-08】令和 7 (2025) 年度「人生論」チラシ
- 【資料 2-3-②-09】安佐商工会 令和 8 (2026) 年新春会員交流会連絡メール
- 【資料 2-3-②-10】広島文教大学と特定非営利活動法人ひろしま人と樹の会との包括連携に関する協定書
- 【資料 2-3-②-11】「学校の森を整える」森林ボランティア活動報告
- 【資料 2-3-②-12】「学校の桜を守り育てる」桜守ボランティア活動報告
- 【資料 2-3-②-13】「桜染め講習会」チラシ
- 【資料 2-3-②-14】広島文教大学キャリアセンター規程
- 【資料 2-3-②-15】株式会社サタケとの意見交換会記録
- 【資料 2-3-②-16】広島県中小企業家同友会との情報共有会記録
- 【資料 2-3-②-17】令和 4 (2022) 年度キャリアセンター議事録 (第 2・3・5・7・8・9・10 回)
- 【資料 2-3-②-18】『学生生活ハンドブック 2023』(pp.151-152)

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性に関して、本学では平成 29 (2017) 年度まで「教育評価シート」に基づいて内部質保証に取り組んできた。その後、客観性の担保、三つのポリシーとの整合性などの課題を解決するために、内部質保証の在り方について「高等教育研究センター」【資料 2-3-③-01】を主体として検討を重ね、平成 30 (2018) 年度「夏期 FD・SD 研修会」では『教育評価シート』による内部質保証システムの構築について」と題して、新たに「教育評価表」に基づいて運用していくことを報告し周知を行った【資料 2-3-③-02】。「教育評価表」は、三つのポリシーに関わる項目から構成されている【資料 2-3-③-03】。運用にあたっては、年度ごとに前年度における各項目の数値を一覧化して各学科に提示する。それを受けて各学科は、自律的に当該年度の数値目標を設定し、その数値目標を全学的に共有するとともに、教育の改善・向上に向けた教育活動に努めることとなる。当該年度の数値目標の設定において各学科は、自学科の過去 3 年分の数値や他学科の数値を参照することができるが、学科の独自性や当該年度の状況にも配慮して決定することとなる。あわせて、「教育評価表」では全学共通の項目だけでなく、学科独自項目も設定可能としている。

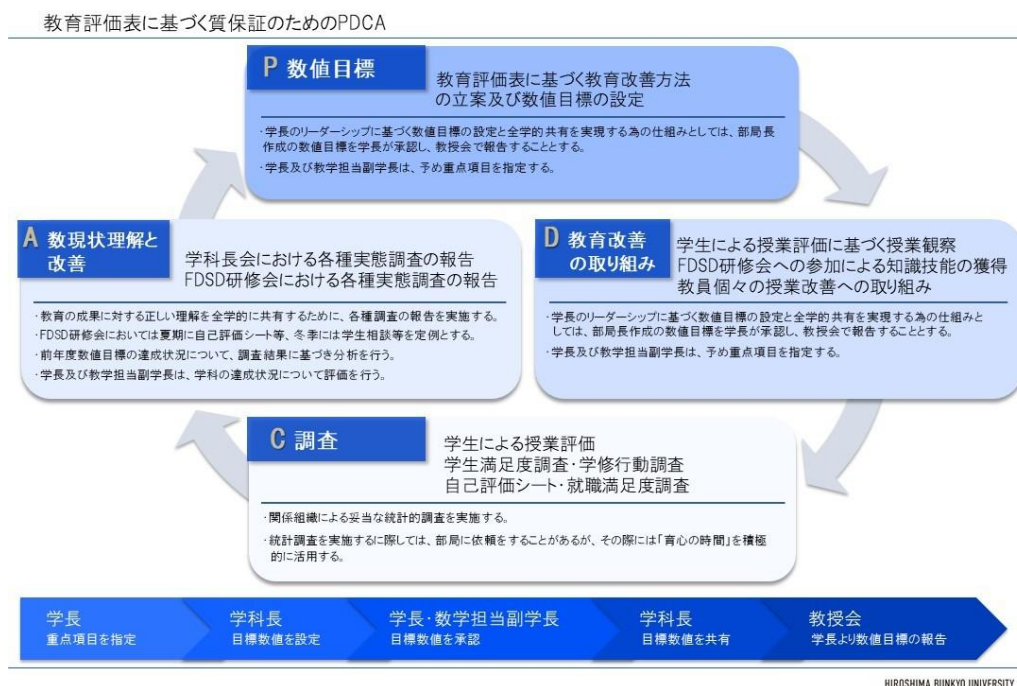


図 2-3-1 「教育評価表」に基づく PDCA サイクル

「教育評価表」における数値目標を決定するプロセスには、学長・副学長（教学担当）による承認を必要としている。5月に各学科の目標を設定することになっているのは、そうすることにより学科の独自性と共に毎年4月の「教授会」【資料 2-3-③-04】で学長が提示する重点目標を踏まえたものとなり、学長のリーダーシップに基づく評価方針を反映させることができるように設計しているためである。

令和6（2024）年度には、本学のアセスメントプランを改定し、前年度における学修成果を総括的に評価する従来の「教育評価表」に加え、当該年度の教育活動が適切に実行されているかを年度途中に確認するため「中間評価表」を導入して学修成果を評価することとした【資料 2-3-③-05】。新たに導入した「中間評価表」の項目も三つのポリシーに関するものから構成されており、学科独自項目の設定も可能としている。令和6（2024）年度は、年度途中での「中間評価表」新規導入となったため、すべての項目のデータ収集は難しかったが、可能な範囲でのデータ収集に努め試験的に「中間評価表」を運用した。「中間評価表」の導入に伴い、令和7（2025）年度以降の「教育評価表」の項目を検討し修正することとした。これらの改定や修正等については、令和6（2024）年度「大学教職員研修会」において「本学の内部質保証（アセスメントプラン）について」と題して全学に報告・周知を行った【資料 2-3-③-06】。さらに、令和7（2025）年度からの「教育評価表」の項目修正に伴い、「中間評価表」の対応する項目も修正した【資料 2-3-③-07】。このように、三つのポリシーを起点として、全学的に客観的なデータを活用してPDCAサイクルによる教育改善に努めてきた。

さらに、本学では『自己点検評価書』を原則毎年作成しており、その評価結果を学内外に周知する【資料 2-3-③-08】とともに、関係部署等において改善に努めることとしている。また「広島文教大学自己点検・評価等に関する規程」【資料 2-3-③-09】第3条第1

号に規定されている自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善（ピア・レビュー）を実施し、その結果を「大学運営協議会」で報告する【資料 2-3-③-10】とともに「大学教職員研修会」【資料 2-3-③-11】等において学内に周知した。加えて、令和 5（2023）年度から「センター長会」において、各センター等が目標数値を提示し、それぞれの取組み内容を共有した。この目標数値の達成状況は、翌年度の「センター長会」において共有される。また「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」については、内容ごとに構成した担当グループが毎年度末に進捗状況をワークシートにまとめ、「経営強化委員会」でその内容を共有するとともに必要な修正等を行い、理事会に報告している【資料 2-3-③-12】。このように本学は、「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」に基づいて大学運営を行い、適切に内部質保証の仕組みが機能しているといえるが、複数の視点から進捗・達成状況の評価することによりさらなる改善・向上に努めている。これらの評価結果は、学園創立記念日に行われる「学園創立記念式」や 8 月に開催される「大学教職員研修会」のような機会及び配信により報告・周知するとともに、大学機関別認証評価の結果、『履行状況報告書』、『自己点検評価書』、『教職課程自己点検評価報告書』【資料 2-3-③-13】等を大学ホームページで公表し、学生及び学外関係者から理解・支持を得られるよう努力している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-3-③-01】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 2-3-③-02】 平成 30（2018）年度「夏期 FD・SD 研修会」開催通知
- 【資料 2-3-③-03】 令和 7（2025）年度 教育評価表（項目一覧）
- 【資料 2-3-③-04】 広島文教大学教授会規程
- 【資料 2-3-③-05】 令和 6（2024）年度高等教育研究センター運営員会議事録（第 2・10 回）
- 【資料 2-3-③-06】 令和 6（2024）年度「大学教職員研修会」開催案内
- 【資料 2-3-③-07】 令和 7（2025）年度 中間評価表（項目一覧）
- 【資料 2-3-③-08】 大学ホームページ「自己点検・評価」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>）
- 【資料 2-3-③-09】 広島文教大学自己点検・評価等に関する規程
- 【資料 2-3-③-10】 令和 7（2025）年度大学運営協議会議事録（2 月 9 日開催）
- 【資料 2-3-③-11】 令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」開催案内
- 【資料 2-3-③-12】 令和 7（2025）年度理事会議事録（第 1 回）
- 【資料 2-3-③-13】 大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>）

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、平成 16（2004）年度という比較的早い時期に人事評価制度を独自に開発して導入し、折々に修正・改善を加えつつ、現在に至っている。これは、教職員個々人の業務

への取組状況とその達成状況とを「学校法人武田学園人事評価規程」【資料 2-自己評価-(1)-01】、「学校法人武田学園職能資格制度運用規程」【資料 2-自己評価-(1)-02】等の規定に照らして振り返り、自らの取組みの改善・向上を図るものである。

また、この人事評価制度と連動する「BMS」では、学長が毎年度 4 月当初の「教授会」において提示する文書（『年度の初めにあたって』）に示す活動目標に基づいて各部署または個人と目標を連鎖させることで、全体として統一感の取れた活動を行えるようにするものである。4 月の「教授会」における学長の目標提示は、前年度の教育研究活動等の状況を振り返り、その点検内容をもとに行っている。

さらに、本学では原則として毎年度、エビデンスに基づく『自己点検評価書』を作成し、学内で共有するとともに大学ホームページに掲載して、広く学外にも公表している。このことは、自己点検・評価及び自己点検・評価に基づく内部質保証のさらなる推進・改善を図ることを目的とするものであり、令和 6（2024）年度に実施したアセスメントプランの改正や令和 7（2025）年度に実施した「教育評価表」の改正等とともに、改革の進捗や教育活動の一層の向上を図ることが日常の活動の中で定着しつつあるといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-自己評価-(1)-01】 学校法人武田学園人事評価規程

【資料 2-自己評価-(1)-02】 学校法人武田学園職能資格制度運用規程

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

上に述べた人事評価制度については、ティーチング・ポートフォリオの重要性が高まってきた状況を背景として、令和 5（2023）年 4 月から 6 月にかけて実施した令和 4（2022）年度の人事評価から、ティーチング・ポートフォリオの作成もしくは改訂の状況を業績評価に組み込んだ。また、令和 6（2024）年 4 月から 6 月にかけて実施した令和 5（2023）年度の人事評価からは、多様な学生の入学する状況に対応して、教員各自が学生と個別に面談した状況を業績評価表に記載することで、これを教育活動における重要な指標と位置付けるなど、折々の状況を課題として捉え、これを制度に反映させる取り組みを続けてきている。

また、原則として毎年度作成・公開している『自己点検評価書』については、公益財団法人日本高等教育評価機構の第 4 期の基準改定に対応した基準によって令和 7（2025）年度版を作成するなど、発見した課題に対応するよう努めているといえる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用については、毎年度 7 月頃を期して、「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」を企画・開催し、学生からの意見を直接受け止め、これを教育研究活動等の改善・向上に生かすように努めている。

令和 7（2025）年度は、次のようなメンバー構成で実施した。

【学生】教育学科 3 年、人間福祉学科 3 年、心理学科 4 年、人間栄養学科 3 年、グローバルコミュニケーション学科 2 年、大学院 1 年

【教職員】学長、高等教育研究センター長、教務委員長、学生生活支援委員長、キャ

リアセンター長、総合支援課長、学生サポート課職員

また、評価の視点 2-3-②に記したように、広島市安佐北区役所、安佐商工会、「ひろしま人と樹の会」等との連携を深めることで、本学の教育研究活動等について学外からの意見を複数の角度から直接聴取できる環境が整いつつある。

以上のように、学生や行政、地元経済界や地域活動団体との関わりを保ちつつ、そのご意見を積極的に取り入れながら、教育研究活動の更なる改善・向上に努めたい。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、教育理念及び教育目的を踏まえ策定し、大学ホームページ【資料 3-1-①-01】や『2026 年度学生募集要項』に掲載して周知している【資料 3-1-①-02】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-①-01】大学ホームページ「教育研究上の目的」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>)

【資料 3-1-①-02】『2026 年度学生募集要項』（p.1）

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

『2026 年度学生募集要項』に示すとおり、アドミッション・ポリシーに沿って以下 I～VI の各入学者選抜を整備し、実施している【資料 3-1-②-01】(pp.14-15)。各入学者選抜の概要は以下のとおりである。

I. 総合型選抜

総合型選抜は、受験者の提出書類や課題への事前学習等に対する自律的な取組みに主眼を置き、なおかつ、本学及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿って志望学科・専攻への適性と多様な能力を評価する入学者選抜である。本学での学びに対する意欲を重視する専願タイプと、志望学科・専攻に関わる分野での学びに対する意欲を重視する併願タイプを設定している。

専願タイプには、「学びの体験方式」、「オープンキャンパス進路探究方式」、「離島特別方

式、「広島文教大学附属高校特別方式」、「帰国生特別方式」の 5 つの方式を設けており、いずれの方式も全学部・学科で実施している【資料 3-1-②-01】(pp.16-25、p.31)。「学びの体験方式」では出願時に提出された調査書と、試験日当日の「学びの体験プログラム」及び個人面接によって評価を行う。「学びの体験プログラム」では、学科ごとにテーマ及び事前学習を設定しており、当該学科のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックに基づいて試験当日の取組みを評価する。「オープンキャンパス進路探究方式」では出願時に提出された「進路探究ノート」、「進路探究レポート」及び調査書と試験日当日の個人面接によって評価を行う。「進路探究ノート」、「進路探究レポート」は本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックに基づいて評価を行う。「離島特別方式」は「オープンキャンパス進路探究方式」と同じ試験内容であるが、離島に居住する者を対象としているため、個人面接をリモートで実施する方式である。「広島文教大学附属高校特別方式」及び「帰国生特別方式」は、小論文により受験者の論述力を評価する。5 つの方式すべてにおいて、志望理由書等の出願書類を踏まえた面接試験を実施し、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成されたルーブリックに基づいた評価を行う。

併願タイプでは、前期・後期・特別それぞれの日程において 4 つの出願区分を設定している【資料 3-1-②-01】(pp.26-30)。まず前期日程では「基礎学力重視型」、「外部英語検定重視型」、「外部数学・情報検定重視型」、「活動重視型」を設けており、4 つの出願区分に共通する試験内容・評価対象は、筆記試験、個人面接、調査書である。筆記試験では、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を評価するために、『2026 年度学生募集要項』に示すとおり、「現代の国語」と「論理国語」から出題する「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を行っている。4 つの出願区分のうち筆記試験(基礎学力テスト)の配点を最も大きくして総合的な判定を行っているのが「基礎学力重視型」である。一方、「外部英語検定重視型」では外部英語検定の結果を取得している級や得点に応じて得点化したものを、「外部数学・情報検定重視型」では外部数学検定や外部情報検定で取得している級に応じて得点化したものを、「活動重視型」では活動報告書を本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックにより評価し、得点化したものを筆記試験、個人面接、調査書に加え、総合的な判定を行っている。後期日程では「論述力重視型」、「外部英語検定重視型」、「外部数学・情報検定重視型」、「活動重視型」の出願区分を設けており、4 つの出願区分に共通する試験内容・評価対象は、小論文、個人面接、調査書である。小論文では、アドミッション・ポリシーに掲げている国語を中心とした学習を通して身につけたコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を評価するために実施している。「論述力重視型」では小論文の配点を最も大きくし、「外部英語検定重視型」では外部英語検定の結果を、「外部数学・情報検定重視型」では外部数学検定や外部情報検定の結果を、「活動重視型」では活動報告書を、それぞれ重視して総合的に判定している。特別日程では「意欲重視型」、「外部英語検定重視型」、「外部数学・情報検定重視型」、「活動重視型」の出願区分を設けており、共通する試験内容・評価対象は、志望理由書、個人面接、調査書である。出願時に提出された志望理由書は、アドミッション・ポリシーに沿って作成されたルーブリックにより、専門的知識・技能を修得しようとする意欲を中心に評価し、得点化している。「意欲重視型」では志望理由書の配点を最も大きくし、「外部英語検定重視型」では外部英語検定の結果を、「外部数学・情報検定重視型」で

は外部数学検定や外部情報検定の結果を、「活動重視型」では活動報告書を、それぞれ重視して総合的に判定している。このように、異なる試験内容・評価対象、異なる配点の出願区分を設けることで、多様な入学者の確保に努めている。なお、併願タイプで受験する場合、学部を問わずに最大3つまで志望学科・専攻への出願が可能となっている。

専願タイプ、併願タイプのいずれでも提出が必要となる志望理由書に関して、『2026年度学生募集要項』巻末の志望理由書に記載しているとおり、専願タイプでは本学を選んだ理由を中心に、併願タイプでは第一志望学科の学問分野を学びたい理由を中心に、それぞれ志望理由をまとめるよう受験者に求めている。

II. 学校推薦型選抜【資料 3-1-②-1】(pp.32-33)

学校推薦型選抜では、「基礎学力重視型」(後期は「論述力重視型」)、「スポーツ・芸術文化活動重視型」、「国公立併願型」の3つの区分を設定しているが、いずれも指定校推薦である。各学科のアドミッション・ポリシーに沿って、「基礎学力重視型」(後期は「論述力重視型」)、「スポーツ・芸術文化活動重視型」、「国公立併願型」の区分ごとに推薦基準を設けており、その推薦基準については、学校推薦型選抜で入学した学生のGPAをもとに、その妥当性や整合性の検証を行っている【資料 3-1-②-02】。

〈基礎学力重視型、論述力重視型〉

指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。学科・専攻ごとに評定平均値の推薦基準を設けており、筆記試験、個人面接、調査書から、総合的に判定し選抜する。すべての学修の基礎となる日本語の運用能力をみるという観点から、前期日程の筆記試験では「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を、後期日程の筆記試験では小論文を行っており、個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したループリックに基づいて評価を行う。

〈スポーツ・芸術文化活動重視型〉

スポーツ・芸術文化活動指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。学科・専攻ごとに設定した評定平均値による推薦基準に加え、高等学校等でのスポーツ活動において都道府県大会ベスト8以上、または芸術文化活動において都道府県大会上位入賞以上という実績基準を全学部・学科に設けている。スポーツ・芸術文化活動の実績報告書、筆記試験、個人面接、調査書から総合的に判定し選抜する。『2026年度学生募集要項』に示すとおり、前期日程の筆記試験では、アドミッション・ポリシーに掲げている国語の基礎的な力を評価するために、高等学校等での「現代の国語」と「論理国語」から出題する「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を行っており、個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したループリックを用いて評価を行っている。なお、後期日程においては、筆記試験として小論文を実施し、アドミッション・ポリシーに掲げている国語の基礎的な力を評価している。

〈国公立併願型〉

指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、国公立大学を第一志望としているが、その他の大学では本学のいずれかの学科・専攻を第一志望とする受験生を対象に選考する。学科・専攻ごとに評定平均値による推薦基準を設けており、筆記試験、個人面接、調査書から、総合的に判定し選抜する。アドミッション・ポリシーに掲げている国語の基礎的な

力を評価するために、前期日程の筆記試験では「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を、後期日程の筆記試験では小論文を行っており、個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを用いて評価を行っている。

Ⅲ. 一般選抜

■一般選抜(前期)【資料 3-1-②-01】(pp.34-35)

教科の学力試験を中心とした選抜方法である。S 日程、A 日程、B 日程の 3 日間の試験日程で実施している。『2026 年度学生募集要項』に示すように、S 日程では両学部の受験者は国語及び英語の 2 科目を受験し、高得点科目を 150 点、低得点科目を 50 点の 200 点満点として集計する。A 日程では 2 つの選択型を設けている。2 科目選択型では、受験者は国語、英語、選択科目(数学・日本史・理科)の 3 科目から 2 科目を選択し、試験を受ける(各科目 100 点の 200 点満点)。3 科目選択型では、国語及び英語に選択科目(数学・日本史・理科)を課し、受験した 3 科目のうち高得点の 2 科目(各 100 点)を 200 点満点として集計する。いずれの場合においても国語が含まれているのは、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力に関わるものであり、日本語運用能力がすべての学修の基礎となると考えていることによる。また、人間栄養学科の志望者のうち選択科目を受験する者には、数学または理科のいずれかを選択するよう求めている。B 日程では A 日程と同様の試験方法「学力重視方式」に加え、アドミッション・ポリシーに示される専門的な知識・技能を修得しようとする意欲や、心の在り方を問い続けようとする意欲の高い入学者を確保することを目的として、志望理由書を評価対象とする「意欲重視方式」を設けている。いずれの方式においてもさらに 2 つの選択型を設けている。「学力重視方式」の 2 科目選択型では、受験者は国語、英語、選択科目(数学・日本史・理科)の 3 科目から 2 科目を選択する(各科目 100 点の 200 点満点)。

「学力重視方式」の 3 科目選択型では、国語、英語、選択科目(数学・日本史・理科)の 3 科目を課し、受験した 3 科目のうち高得点の 2 科目(各 100 点)の 200 点満点とする。

「意欲重視方式」の 2 科目選択型では、高得点科目を 100 点、低得点科目を 50 点、志望理由書を 50 点の 200 点満点とする。「意欲重視方式」の 3 科目選択型では、高得点科目が 100 点、その次に得点の高い科目が 50 点、志望理由書が 50 点の 200 点満点である。志望理由書の評価に関しては、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを活用している。なお、一般選抜(前期)では、学部を問わず最大 3 つまで志望学科・専攻への出願を可能にしている。

■一般選抜(後期)【資料 3-1-②-01】(pp.36-37)

総合的な学力試験による選抜方法である。『2026 年度学生募集要項』に示すように、受験生の思考力・判断力・表現力等を問うために、資料やデータを含む論理的な文章から出題する総合問題を実施している。200 点満点の総合問題と調査書から総合的に判定する「通常型」に加え、大学入学共通テストを受験した者は、総合問題と大学入学共通テスト及び調査書から総合的に判定される「後期・共通テスト併用型」での出願も可能である。この場合、総合問題は 100 点満点となり、大学入学共通テストの受験科目のうち得点率の高い 2 教科 2 科目がそれぞれ 50 点満点に換算され、総点 200 点となる。なお、この入学者選抜では、学部を問わず最大 3 つまで志望学科・専攻への出願を可能にしている。

IV. 大学入学共通テスト利用選抜【資料 3-1-②-01】(pp.38-40)

大学入学共通テストの受験者の中から、本学を志望する者を、2教科2科目あるいは3教科3科目で判定し選抜する。利用する科目については、必須科目や選択科目のうち複数受験した科目がある場合には、高得点の教科・科目を利用する。『2026年度学生募集要項』に示すように、前期日程で人間栄養学科を除いた学科・専攻において国語または外国語を必ず含むこととしているのは、学修の基礎となる言語運用能力をみるためである。中期日程・後期日程においては、教育学科中等教育専攻及びグローバルコミュニケーション学科を除いた学科・専攻で利用教科・科目数を減らしたり利用科目指定を解除したりする等、前期日程とは異なる利用科目を設定しているが、これは大学入学共通テストの受験結果を利用するという当該入学者選抜の特性に配慮し、多様な科目を利用可能にすることによって受験者の出願機会を保障しようとしたものである。なお、この入学者選抜では、学部を問わず最大3つまで志望学科・専攻への出願を可能にしている。

V. 社会人特別選抜【資料 3-1-②-01】(p.41)

『2026年度学生募集要項』に示すように、社会人に広く大学への門戸を開放している選抜方法である。高等学校または中等教育学校卒業あるいはそれと同等以上とみなせる学力の条件を満たす22歳以上の社会人で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者を対象に選抜を行う。筆記試験、個人面接、提出書類等から総合的に判定する。筆記試験に小論文が設定されるのは、すべての学修の基礎となる日本語運用能力をみるためである。

VI. 編入学選抜・社会人編入学選抜【資料 3-1-②-01】(pp.42-43)

編入学選抜は、『2026年度学生募集要項』に示すように、短期大学卒業（卒業見込み）、大学在学2年以上で所定単位修得（修得見込み）、高等専門学校卒業（卒業見込み）、あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者に対し、一層の能力・適性の伸長を期して設けられた選抜方法であり、人間福祉学科、心理学科、グローバルコミュニケーション学科の3学科においてのみ実施している。人間福祉学科及び心理学科では小論文、個人面接、提出書類から、グローバルコミュニケーション学科では英語による筆記試験、個人面接、提出書類から総合的に判定する。また社会人編入学選抜も、『2026年度学生募集要項』に示すように、短期大学または高等専門学校卒業後4年以上、大学卒業後2年以上経過している者、あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の旺盛な者に対し、一層の能力・適性の伸長を期して設けられた選抜方法である。編入学選抜と同様、人間福祉学科、心理学科、グローバルコミュニケーション学科の3学科においてのみ実施している。小論文または英語による筆記試験、個人面接、提出書類から総合的に判定する。

以上の各入学者選抜では、『2026年度学生募集要項』に示すように、出願資格が明確に示されている。I～IVの入学者選抜においては学校教育法第90条及び同施行規則第150

条の規定を、V並びにVIの入学者選抜においては学校教育法第122条・第132条及び学校教育法施行規則第161条・第178条・第186条の規定を遵守している【資料3-1-②-01】(p.16、p.26、p.31、p.32、p.34、p.36、p.38、p.41、p.42)。

続いて入学者選抜の体制と運用について述べる。学部の入学者選抜は学長が最高責任者となり、「入学試験委員会」及び「アドミッション・オフィス」において検討された入学者選抜処理日程に沿って管理・運営し、全学体制で実施している【資料3-1-②-03】。

具体的な業務は、「アドミッション・オフィス」、「入学試験委員会」と「入試広報課」が緊密な連携を取りながら実施している。これらの担当については、「広島文教大学アドミッション・オフィス規程」【資料3-1-②-04】、「広島文教大学入学試験委員会規程」【資料3-1-②-05】及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」第13条第8項【資料3-1-②-06】に明示するとおりである。

入学者選抜当日は、学長を最高責任者とした「入学試験本部」を設置し、「入学試験委員長」の管理のもとで、試験会場、採点会場を設置し、適正な試験を実施している。

入学試験問題の作成は、「入学試験問題作成委員会」を設置し、学長が委嘱する委員長及び委員により大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）を除いた入学試験の問題作成を行っている。

面接試験及び活動報告書などの配点のある提出書類においては、アドミッション・ポリシーに沿って作成したループリックを用いて複数の評価者による評価を行うことにより、評価の公正性及び妥当性の確保に努めている。さらに、受験者の合否判定にあたっては、面接試験では各試験室の評価に大きな開きが見られた場合、筆記試験では各教科の平均得点に大きな開きが見られた場合に調整を行い、公正な入学者選抜となるよう努めている【資料3-1-②-01】(p.56)。

また、毎年の入学者選抜の結果及び入学者の学修状況をもとに「入学試験委員会」、「アドミッション・オフィス」において入学者選抜の公正性及び妥当性について検証を行い、試験方法、試験内容・評価対象、及び配点などにおける変更の必要性について検討している【資料3-1-②-02】。

以上のように本学にあっては、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備し、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っており、大学設置基準第2条の2を遵守しているといえる。

続いて、大学院人間科学研究科に関して、入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに沿って実施している【資料3-1-②-07】。入学者選抜の概要は、以下のとおりである。

入学者選抜の日程は、前期と後期とが設定され、一般選抜、社会人特別選抜とがある。一般選抜、社会人特別選抜ともに、専門科目と外国語（英語）の筆記試験並びに口述試験がある。なお、社会人特別選抜では、外国語（英語）に替えて小論文を選択することができる。最終的には、筆記試験・口述試験及び提出された書類から総合的に判定される【資料3-1-②-07】(p.3)。

これらの入学者選抜では、『2026年度大学院学生募集要項』に示すように、出願資格が明確に示されており、学校教育法第102条及び同施行規則第155条・第156条の規定を

遵守している【資料 3-1-②-07】(p.1)。

続いて入学者選抜の体制と運用について述べる。大学院人間科学研究科の入学者選抜は、学長が最高責任者となり、「入学試験委員長」のもとに入学者選抜処理日程に沿って管理・運営され、入学試験問題の作成も含め大学院人間科学研究科全員の体制で実施されている

【資料 3-1-②-08】。大学院人間科学研究科における入学者選抜にかかる具体的な業務は、学部と同様である。

以上のように大学院人間科学研究科にあっても、大学院設置基準第 1 条の 3 を遵守しているといえる。よって、評価の視点に関わる自己判定の留意点 3-1-②-A「アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか」及び 3-1-②-B「入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか」を満たしているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-②-01】『2026 年度学生募集要項』

【資料 3-1-②-02】令和 6（2024）年度入学試験委員会議事録（第 4 回）

【資料 3-1-②-03】2026 年度総合型選抜〔専願〕実施要領

【資料 3-1-②-04】広島文教大学アドミッション・オフィス規程

【資料 3-1-②-05】広島文教大学入学試験委員会規程

【資料 3-1-②-06】学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 8 項抜粋）

【資料 3-1-②-07】『2026 年度大学院学生募集要項』

【資料 3-1-②-08】2026 年度大学院入学者選抜（前期）実施要領、2026 年度大学院入学者選抜（後期）実施要領

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保していることについては、以下のとおりである。

まず、大学学則【資料 3-1-③-01】第 8 条において、収容定員、入学定員及び編入学定員を明示している。よって、大学設置基準第 18 条を遵守している。

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在の在籍学生数は、教育学部 632 人、人間科学部 649 人、合計 1,281 人となっている。収容定員に対する在籍学生数の割合は、教育学部 105.3%（収容定員 600 人）、人間科学部 63.0%（収容定員 1,030 人）、大学全体 78.6%（収容定員 1,630 人）となっており、教育学部では定員を上回っているが、人間科学部では定員を下回っている。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去 5 箇年で示すと、【資料 3-1-③-02】のようになる。令和 8（2026）年度の入学者数は令和 7（2025）年度の 350 人より 31 人少ない 319 人、入学定員充足率は前年度から約 8 ポイント減少し 81.8%となった。この主な要因として考えられるのが、学校推薦型選抜における志願者の減少である。入学定員を満たしていない年が続いているため、入学定員の確保に向けて、引き続き改善を検討していく必要がある。

大学院人間科学研究科における教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保していることについては、大学院学則【資料 3-1-③-03】第 6 条において収容定員、入学定員を明示している。

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在の人間科学研究科の在籍学生数は 10 人となっている。収容定員に対する在籍学生数の割合は 33.3%（収容定員 30 人）となっている。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去 5 箇年で示すと、【資料 3-1-③-04】のようになる。令和 8（2026）年度における入学者数は令和 7（2025）年度より 4 人増加し 9 人であったが、入学定員充足率は 60.0%と入学定員を下回る状態が続いている。入学者を増やしていくためには、学内で開催される大学院進学説明会だけでなく、学外の大学院進学希望者に向けた取組みも検討していく必要がある。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-③-01】広島文教大学学則（第 8 条）

【資料 3-1-③-02】教育学部及び人間科学部における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）

【資料 3-1-③-03】広島文教大学大学院学則（第 6 条）

【資料 3-1-③-04】大学院人間科学研究科における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援体制の整備・運営にあたっては、教員及び「学生サポート課」【資料 3-2-①-01】職員から構成される「学生サポートセンター」【資料 3-2-①-02】を設置し、「学生サポートセンター運営委員会」【資料 3-2-①-03】にて学修支援に関する方針・計画・実施について協議し決定している。

学生及び入学予定者に対する自律学修（習）の確立を支援することを目的として、「学生サポートセンター」に各学科の教員及び「学生サポート課」職員で構成される「学習支援室」【資料 3-2-①-04】を設置している。「学習支援室」では、学生の学修支援及び入学予定者に向けての入学前教育について、各学科や他部署と連携を取りながら、「学習支援室」の教員と職員が意見を出し合い協働して整備・運営にあっている。

入学前教育は、学部の入学予定者（社会人特別選抜及び編入学選抜・社会人編入学選抜を除く）に対して実施している。「学習支援室」が中心となって、高等学校等での学習と大学での学修の接続をはかるとともに、入学後の学びへ向かって自ら学ぶ姿勢を養うことを目的とした入

学前学習課題と、大学での学びへの心がまえとつながりを作る入学前イベント「プレスチューデントデイ」を企画・運営し、入学までの期間の学習支援の充実を図っている。入学前学習課題は、令和5(2023)年度入学者選抜以降、年内に実施される総合型選抜及び学校推薦型選抜における入学予定者には「基礎力アッププログラム」、「『学びの計画書』の作成」、「専門分野基礎プログラム」、「専門分野導入プログラム」の4つの課題を課し、年明けに実施される一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜、総合型選抜〔併願〕(特別日程)における入学予定者には「専門分野導入プログラム」の課題を課している。入学前学習の実施については、『2026年度学生募集要項』【資料3-2-①-05】に掲載し、合格通知に同封される資料【資料3-2-①-06】により、入学予定者は大学ホームページから課題に取り組むことができる【資料3-2-①-07】。「プレスチューデントデイ」は、年内の総合型選抜及び学校推薦型選抜における入学予定者を対象としており、令和7(2025)年度は入学予定者239人のうち180人が出席した【資料3-2-①-08】。実施にあたっては、「学習支援室」の教員と職員とでアイデアや意見を出し合い、企画から運営まで一体となって行っている【資料3-2-①-09】。具体的には、入学予定者同士及び在学生や教員との交流の機会を設けるとともに、入学前学習課題の説明や取組状況の確認、大学での学びへのイメージづくりを行い、入学前における直接的かつ具体的な学習支援活動を実施している。また、大学生生活を始めるにあたり心身に不安を抱く入学予定者には「保健室」面談も設定しており、イベント中は保護者のみの面談にも応じている。

入学前教育に関する入学予定者からの問い合わせは、電話やメール【資料3-2-①-06】、大学ホームページの入学前学習用問い合わせフォーム【資料3-2-①-07】で受け付けており、必要に応じて、「学習支援室」教員と連携しながら、「学生サポート課」職員が迅速な対応をしている。また、入学までのモチベーション維持と入学前学習課題の継続・促進、「プレスチューデントデイ」への出席を促すために、「学習支援室」から入学予定者に向けて、学習時期や学習状況に応じたメール配信を行っている【資料3-2-①-10】。こうした取組みにより、入学前から入学予定者の学習状況や抱えている課題を把握し、入学後の学修支援へと繋げている。

在学生に対しては、「学習支援室」を設置し、学生の自律学修の確立と、学修面で悩みを抱える学生を支援することを目的として、長期休暇を除く授業実施期間の平日午後には、学生の学修支援を業務とする教養教育部の助手が在室し、学生の相談及び継続的な学修の個別指導にあたっている。相談内容は学修相談にとどまらず、学生生活や修学、進路に関する質問や相談など多岐にわたっており、必要に応じて「学習支援室長」に相談の上、関係教員や関係部署の職員と連携して学生の支援を行っている【資料3-2-①-11】。「学習支援室」には個別学修やグループ学修に利用できる学修スペースもあり、さらには、その両側に「個別学修施設 ILS (Independent Learning Suite)」を併設し、学生に学修の場を提供している。『学生生活ハンドブック』に利用案内を掲載し【資料3-2-①-12】、入学時に「学生サポートセンター」主催で実施する「学生生活ガイダンス」において、自律学修の促進の場として、学生に周知している【資料3-2-①-13】。

学修支援に資するデータを収集するため、外部業者作成の学力テストを入学直後の1年生を対象に実施している。平成29(2017)年度入学生より、その結果から基礎的な学力の向上が望ましい学生については、「学習支援室」及び学科チューターが情報を共有し、教養教育科目「大学での学び a」及び「大学での学び b」の履修を勧めている。実施する学力テストは、令和3(2021)年度より、言語能力・数的能力・理科分野の問題で構成されている学力テストを「新

入生基礎力テスト」と称して用いている。言語能力について特に育成が必要と判定した学生にはコミュニケーションの基礎となる日本語の表現力・理解力の育成を目標とする「大学での学び a」、数的能力・理科分野について特に育成が必要と判定した学生には科学的・数学的な見方・考え方の育成を目標とする「大学での学び b」の履修を勧めている【資料 3-2-①-14】【資料 3-2-①-15】。

このほかに、英語学修に関する支援は、「BECC」内に設置している学修支援施設である「Self-Access Learning Center（以下「SALC」という。）」が担当している。ここでは、学生が自律的に学修を進めていくことを支援する学修アドバイザー及び職員が常駐し、教職協働のもと学生指導にあたっている。学修アドバイザーは、英語学修に関する専門知識を有している外国人専任教員である。また、この施設には、書籍・CD・DVD・ゲームなどを含む、バラエティー豊かな教材がそろえられており、自分の英語のレベルに合ったものを選択できるよう、すべての教材に英語の難易度が表示されている【資料 3-2-①-16】。さらに、発音練習やプレゼンテーションの準備ができるスピーキングブースや、仲間と協力・サポートし合いながらの英語学修を進めていくマルチパーパスルームやグループスタディエリアがある【資料 3-2-①-17】。施設の利用においては、「SALC」カウンターに常駐している職員が利用方法や教材の貸し出し・返却や、学生の様子に応じて外国人専任教員との橋渡しなどを行っている。そして「SALC」のもう 1 つの特徴は、すべての場面において英語でのコミュニケーションが義務付けられていることである。これによって、学内にいながら留学に近い状況を体験しながら学修することができる。

以上のことから、「学習支援室」を中心とした入学前から入学後の自律学習（修）支援と、入学後の英語学修に特化した「SALC」での自律学修支援において、教職協働による学修支援体制を整えているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-①-01】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）
- 【資料 3-2-①-02】 広島文教大学学生サポートセンター規程
- 【資料 3-2-①-03】 広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程
- 【資料 3-2-①-04】 広島文教大学学習支援室規程
- 【資料 3-2-①-05】 『2026 年度学生募集要項』（pp.16-17、pp.26-29、p.31、pp.32-33、pp.34-35、pp.36-37、pp.38-40、p.56）
- 【資料 3-2-①-06】 入学前教育に関する合格者への案内資料
- 【資料 3-2-①-07】 大学ホームページ「入学前学習」
- 【資料 3-2-①-08】 令和 7（2025）年度プレスチュージェントデイ実施方針・案内・実施報告
- 【資料 3-2-①-09】 令和 7（2025）年度学習支援室会議議事概要（第 4～9 回）
- 【資料 3-2-①-10】 入学前教育に関する合格者への配信メール
- 【資料 3-2-①-11】 「学習支援室」学修相談等対応一覧
- 【資料 3-2-①-12】 『学生生活ハンドブック 2025』（pp.115-116）
- 【資料 3-2-①-13】 令和 7（2025）年度学生生活ガイダンス「学習支援室」説明内容
- 【資料 3-2-①-14】 サイボウズワークフロー原義書 No.9539（「新入生基礎力テスト」

の結果に基づく「大学での学び a・b」の履修者について)

【資料 3-2-①-15】「大学での学び a・b」対象学生への履修要請通知

【資料 3-2-①-16】「SALC」教材ラベル表示

【資料 3-2-①-17】『学生生活ハンドブック 2025』(p.256)

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

指導補助者として SA (Student Assistant) ・ TA を活用して学修支援を行っている。令和 7 (2025) 年度の SA ・ TA の活用については、【資料 3-2-②-01】のとおりである。

SA ・ TA は、「広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項」【資料 3-2-②-02】及び「広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項」【資料 3-2-②-03】により、授業科目担当教員からの申請に対応して配置している。SA については「広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規」【資料 3-2-②-04】、TA については「広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項」に基づき「教務委員会」【資料 3-2-②-05】で選考している【資料 3-2-②-06】。また、SA ・ TA の採用にあたり「広島文教大学 SA ・ TA マニュアル」【資料 3-2-②-07】を採用学生に配布し、事前に業務範囲や留意事項を周知している。加えて、授業担当教員による事前研修を実施している【資料 3-2-②-08】。

オフィスアワーは、全学生がすべての教員に質問や相談ができる機会として全学的に設けて実施している【資料 3-2-②-09】。具体的には、専任教員については「育心の時間」(水曜授業日 13 時 10 分から 13 時 55 分までの 45 分間) をオフィスアワーとして同一の時間帯に設定し【資料 3-2-②-10】、非常勤講師については実施授業の前後の時間帯に設定している【資料 3-2-②-11】。加えて、各科目シラバスの「双方向性確立の方法」欄に記載して学生への周知を図っている。

障害のある学生への修学における合理的配慮については、「修学上の合理的配慮に関する申請書」【資料 3-2-②-12】を提出した学生を対象に、「障害学生支援委員会」【資料 3-2-②-13】にて、学生が受講する授業担当者へ「学生への支援について (お願い)」を配布し合理的配慮を依頼している。「学生への支援について (お願い)」では、授業で配慮を要する内容について具体的な支援の依頼 (例：座席位置の配慮、授業資料のデータ配布、オンライン受講、IC レコーダー使用の許可等) を行っている。学外で行う実習科目に関しても、学生の申請により合理的配慮を実習先に依頼している。個別の指示や相談などのサポートが必要な授業については、本人の希望を確認し、SA を活用し学修支援を行っている【資料 3-2-②-14】。なお、合理的配慮については、支援に関する基本指針、教職員対応指針および留意事項を定めている【資料 3-2-②-15】。

授業外でも合理的な配慮を提供できるように「障害学生支援委員会」と「学生相談室」【資料 3-2-②-16】、「保健室」、「学生サポート課」【資料 3-2-②-17】、「就職課」【資料 3-2-②-18】 合同の会議を毎年 1 回 (令和 7 年 (2025) 年度は 12 月) 実施し情報交換や情報共有を行っている【資料 3-2-②-19】。令和 2 (2020) 年度からは、「障害学生支援委員会」委員を両学部長と各学科から選出するようにし、各学科に所属する障害のある学生についての情報共有を行い、細やかに対応が行えるようにしている。学生の申請については、学年はじめのチューターガイダンスにおいて、「障害学生支援委員会」が作成した合理的配慮に関するリーフレットを配布し、学生への周知を図っている【資料 3-2-②-20】。また、本学が提

供している合理的配慮に関して、学生の意見や要望が反映できるよう令和 6（2024）年度より、無記名による支援に対する満足度調査を実施し、修学上の困り感が減少したとの回答が 87.5%であった【資料 3-2-②-21】。令和 7（2025）年度は、合理的配慮を行った 37 名に調査を依頼し 13 名から回答があった。修学上の困り感が減少したとの回答は、46.1%であった【資料 3-2-②-22】。授業内外の両面において要望のあった学生に対して合理的配慮を行っているが、困りごとの解消には至っていないケースが少なくないことがアンケート結果からうかがえる。引き続き、対象学生との対話等により必要な支援内容を把握するよう努める。

学生の中途退学、休学及び留年の問題について、令和 3（2021）年度以降の中途退学者数休学者及び留年者の推移を表 3-2-1 に示した（大学院除く）。中途退学率は、令和 4（2022）年度に 2.0%を超えたが、それ以降は 1%台の低い水準となっている（令和 6（2024）年度全国の大学中途退学率は 2.0%（文部科学省調査））。また、休学者についても令和 4（2022）年度に 1.4%に上昇したが、令和 6（2024）年度は 0.9%、令和 7（2025）年度は 1.0%と 1%前後の数値に落ち着いている（令和 6（2024）年度全国の大学休学者は 2.7%（文部科学省調査））。留年者については令和 5（2023）年度まで 1%未満で推移していたが、令和 6（2024）年度は 1.4%、令和 7 年度は 2.0%に上昇している。

表 3-2-1 中途退学者・休学者・留年者の年次推移（人／％）

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
中途退学者	24 (1.5)	34 (2.1)	21 (1.3)	20 (1.4)	24 (1.8)
休学者	7 (0.5)	22 (1.4)	14 (0.9)	13 (0.9)	14 (1.0)
留年者	6 (0.4)	5 (0.3)	8 (0.5)	19 (1.4)	27 (2.0)

(注) カッコ内は在籍者数に占める割合

次に、具体的な休退学防止に向けた対応については以下のとおりである。

まず「学生サポートセンター」【資料 3-2-②-23】では、毎年度『チューターのための学生指導の手引』【資料 3-2-②-24】を作成、全教職員にその内容を周知し、学生指導の標準化を図るとともに質の向上に努めている。

平成 28（2016）年度より導入した「ユニバーサルパスポート」に機能が追加された「出欠管理システム」は、単に学生の授業出席登録を効率的に行うのみならず、チューターが学生の出席状況を常時把握することにより、欠席の長期化を未然に防ぎ、中途退学、休学や留年の問題の早期対応のために活用されてきた。令和 5（2023）年度後期に更新した同システムにおいては、個々の学生の出席状況がタイムリーに一覧で把握できるようになり、学生本人はもとより教職員側の把握や指導もより効率的に行われるようになった。

令和 6（2024）年度より、各学科と連携を図り、学修面と生活面に課題を持つ学生を学内全体で抽出し、早期の支援介入を行う体制を整え、「学生サポートセンター」が中心となり運用を行う、全学的な休退学防止策を開始した。具体的には、「広島文教大学 GPA 制度取扱要項」【資料 3-2-②-25】に示されている「履修計画書」作成対象となる通算 GPA 値 2.0 未満学生及び授業欠席が連続 3 回以上の学生に対して、より有効な支援を行うためのものである。

通算 GPA 値 2.0 未満学生への支援体制は、次のとおりである。各学期の成績確定後に算出

される通算 GPA 値が 2.0 未満となった学生は、チューターによる指導を受けた上で「履修計画書」を作成し、期限までに「学生サポート課」に提出する。この期限後に「学習支援室」【資料 3-2-②-26】にて「履修計画書」の提出状況【資料 3-2-②-27】を共有し、各学科の「学習支援室」委員が学科長及びチューターに学生の状況や支援状況の確認を行う。「学習支援室」は、学科内における支援だけでは不十分と判断した該当学生の状況や支援状況を集約する【資料 3-2-②-28】。

一方、「ユニバーサルパスポート」の「出欠管理システム」を活用した 3 連続欠席学生への支援の取組みでは、欠席管理を行う科目（センサー科目）を各学科が指定し、その科目を連続 3 回欠席した学生の情報を「学生相談室」が集約する。その上で「学生相談室」は、学科に対して該当学生の状況把握を依頼し、学科から返された情報を基に専門的支援の必要性について協議を行う。その結果を委員は各学科へ持ち帰り、あらためてチューターやゼミ担当教員のほか、学生の保護者など学内外の関係者との支援体制作りに向けた働き掛けを行う。

さらに、通算 GPA 値 2.0 未満学生及び授業欠席が連続 3 回以上の学生のうち、担当である「学習支援室」及び「学生相談室」より検討の必要性があげられた該当学生については、「学生サポートセンター」内に組織される「コアメンバー会議」にて、学科以外の専門的支援の提供の必要性や有効性、あるいは学科内での支援の余地や新たな支援の追加の必要性についての検討を行い、会議での意見を学科及び該当学生にフィードバックするとともに、必要とされる支援を開始する【資料 3-2-②-29】。「コアメンバー会議」は、「学生サポートセンター長」、「学生サポートセンター副センター長（学生サポート課長）」、「学生相談室長」、「学習支援室長」、「障害学生支援委員長」とで構成される臨時会議である。

通算 GPA 値 2.0 未満学生のうち、「コアメンバー会議」にて支援を協議した要支援者数は表 3-2-2 のとおりである。令和 7（2025）年度の該当学生は、前期 4 名、後期 0 名である。この該当学生 4 名については、不登校の原因を確認すること、チューターと「障害学生支援委員会」との連携を図ること、転学科の意向をヒアリングすること、生活上の問題点を探るため保護者との連携を図ることをチューターにフィードバックし、「学習支援室」や「障害学生支援委員会」がチューターと連携し、学生への支援方法を探っていった。結果として、令和 7（2025）年度末時点においては休退学には至っておらず、学業の継続ができています。この取組みにおいて、学科及びチューターとは異なる視点から学生へのアプローチを示唆することができる点や、学科及びチューターと他部署との連携を強化できる点は評価できる。

表 3-2-2 通算 GPA 値 2.0 未満学生における要支援者数の学期別推移（人）

	令和 5 (2023) 年度 後期	令和 6 (2024) 年度 前期	令和 6 (2024) 年度 後期	令和 7 (2025) 年度 前期	令和 7 (2025) 年度 後期
要支援者数	8	8	8	4	0

※要支援者とは「コアメンバー会議」にて支援を協議した学生

学期別の 3 連続欠席学生数及び支援学生数は表 3-2-3 のとおりである。支援学生数は各学期 11 名から 23 名程度で推移していたが、令和 7（2025）年度は 31 名に増加しており、今後の

推移を注視する必要がある。このうち、「コアメンバー会議」にあがった該当学生は、は前後期ともに0名となっている。この取組みにおいて、通算授業欠席という観点から重層的な支援体制を整備したことは、学生への働きかけの経路を多方向化した点において評価できる。

表 3-2-3 3連続欠席学生数及び支援学生数の学期別推移（人）

	令和5 (2023)年度 後期	令和6 (2024)年度 前期	令和6 (2024)年度 後期	令和7 (2025)年度 前期	令和7 (2025)年度 後期
3連続欠席学生数	28	17	28	28	38
うち支援学生数	23	11	23	23	31

※支援を行わなかった学生は感染症など一時的な欠席で「問題なし」と判定した学生

以上のように、学修上必要な多様なニーズに対応するための制度運用や組織活動を通じた取組みを行っており、特に通算 GPA 値 2.0 未満の学生及び授業欠席が連続 3 回以上の学生に関しては、定量・定性の両面からの評価を経年で重ねるなど持続的な支援を実現できている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-②-01】令和 7（2025）年度の SA・TA 採用授業科目等・業務内容・採用人数
- 【資料 3-2-②-02】広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項
- 【資料 3-2-②-03】広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項
- 【資料 3-2-②-04】広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規
- 【資料 3-2-②-05】広島文教大学教務委員会規程
- 【資料 3-2-②-06】令和 6（2024）年度教務委員会議事概要（第 11・13 回）、令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 1・6・7 回）ほか
- 【資料 3-2-②-07】「広島文教大学 SA・TA マニュアル（授業に関する教育補助業務）」
- 【資料 3-2-②-08】SA・TA 事前オリエンテーション実施報告書
- 【資料 3-2-②-09】『学生生活ハンドブック 2025』（p.34）
- 【資料 3-2-②-10】学内ポータルサイト「専任教員の研修日とオフィス・アワー」
- 【資料 3-2-②-11】令和 7（2025）年度 非常勤講師のシラバス例
- 【資料 3-2-②-12】修学上の合理的配慮に関わる申請書
- 【資料 3-2-②-13】広島文教大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 3-2-②-14】令和 7（2025）年度前期「情報処理演習 I」にかかる SA（スチューデントアシスタント）の採用について
- 【資料 3-2-②-15】広島文教大学における障害のある学生への支援に関する基本方針ほか
- 【資料 3-2-②-16】広島文教大学学生相談室規程
- 【資料 3-2-②-17】学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）
- 【資料 3-2-②-18】学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 10 項抜粋）

- 【資料 3-2-②-19】 障害学生支援連絡会（障害学生支援委員会・学生相談室・就職課・保健室・学生サポート課による学生支援に対する情報共有・意見交換会）
- 【資料 3-2-②-20】 合理的配慮リーフレット
- 【資料 3-2-②-21】 令和 6（2024）年度合理的配慮を行った学生に対するアンケート結果
- 【資料 3-2-②-22】 令和 7（2025）年度合理的配慮を行った学生に関するアンケート結果
- 【資料 3-2-②-23】 広島文教大学学生サポートセンター規程
- 【資料 3-2-②-24】 『チューターのための学生指導の手引（2025 年度改訂版）』
- 【資料 3-2-②-25】 広島文教大学 GPA 制度取扱要項
- 【資料 3-2-②-26】 広島文教大学学習支援室規程
- 【資料 3-2-②-27】 令和 7（2025）年度「履修計画書」提出状況
- 【資料 3-2-②-28】 令和 7（2025）年度学習支援室会議議事概要（第 2・3・4・7・8 回）
- 【資料 3-2-②-29】 令和 7（2025）年度休退学防止コアメンバー会議（議事録概要）（第 1～4 回）

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程に配置されている科目は、それぞれの専門的内容を教授するだけでなく、学生の将来設計に資する内容を包含し、キャリア教育の一端を担っている。このキャリア教育の色合いが濃い科目として、教養教育科目「人間学科目群」【資料 3-3-①-01】の「キャリア形成概論Ⅰ」【資料 3-3-①-02】、「キャリア形成概論Ⅱ」【資料 3-3-①-03】及び「キャリア形成科目群」の各科目を挙げることができる。「キャリア形成概論Ⅰ」及び「キャリア形成概論Ⅱ」は、自己・他者・社会に対する理解を深めることを通して、学生が長い人生を主体的に生きるためのキャリア選択に必要な情報を整理・統合し、より多面的に自己のキャリアについて考える科目である。「キャリア形成科目群」は、一般的な常識や倫理観を備え、他者とのコミュニケーション力や課題に対して自立して解決できる能力や、職業を通して社会に寄与できる人として常に学び続ける意思を持てるようにすることを目的として科目を展開している。

学生の就職活動及びキャリア教育に関する支援を目的に設置されている「キャリアセンター」【資料 3-3-①-04】の業務には、「学生のキャリア教育の企画、運営及び実施に関すること。」及び「インターンシップの企画、運営及び実施に関すること。」があり、就職採用環境の変化や社会人に必要な能力等を考慮して上記科目の内容を検討し、担当教員及び「教養教育部」に提案を行っている。具体的には、令和 5（2023）年度入学生から「インターンシップ a」（3 年次）【資料 3-3-①-05】、「インターンシップ b」（3 年次）【資料 3-3-①-06】、「Project Based LearningⅠ」（2 年次後期）【資料 3-3-①-07】、「Project Based Learning

Ⅱ」(3年次前期)【資料 3-3-①-08】、「マーケティング論」(3年次前期)【資料 3-3-①-09】を開講するなど、随時教育課程の検討・改訂を行っている。

加えて、令和 6 (2024) 年度入学生から副専攻プログラムを開講しているが、その 1 つとして「ビジネスマネジメント副専攻プログラム」を設けている【資料 3-3-①-10】。このプログラムは、職業生活に必要な知識の修得及び体験的な学修を通して、社会人として求められる実践力を身に付けることを目的として、全学部・全学科の学生を対象に開講している。教養教育科目及び心理学科・グローバルコミュニケーション学科専門教育科目から形成されるプログラムの履修を通して、上記目的の達成と学生の学びの深化が期待される。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-3-①-01】 広島文教大学教育課程等に関する規程(教養教育科目部分)

【資料 3-3-①-02】 「キャリア形成概論Ⅰ」シラバス

【資料 3-3-①-03】 「キャリア形成概論Ⅱ」シラバス

【資料 3-3-①-04】 広島文教大学キャリアセンター規程

【資料 3-3-①-05】 「インターンシップ a」シラバス

【資料 3-3-①-06】 「インターンシップ b」シラバス

【資料 3-3-①-07】 「Project Based Learning Ⅰ」シラバス

【資料 3-3-①-08】 「Project Based Learning Ⅱ」シラバス

【資料 3-3-①-09】 「マーケティング論」シラバス

【資料 3-3-①-10】 広島文教大学副専攻プログラムに関する内規(「ビジネスマネジメント副専攻プログラム」関係部分)

②キャリア支援体制の整備

学生に対するキャリア支援を中心的に担う組織として「キャリアセンター」【資料 3-3-②-01】がある。「キャリアセンター」は、各学科教員及び「就職課」【資料 3-3-②-02】職員により組織される「キャリアセンター運営委員会」【資料 3-3-②-03】において、キャリア教育、インターンシップ、就職指導の企画・運営及び実施、学生の就職支援についての関係者間の連絡調整等について協議している。

教育課程外のキャリア支援として、講座等を開催している【資料 3-3-②-04】。就職採用の早期化に対応すべく、令和 7 (2025) 年度は例年 3 年生を対象に 1 月に開催していた「就職決起大会」を 9 月、「公務員合同説明会」を 4 月に加え 12 月に実施するなど、見直しを図りながら開催している。これらの講座等に加え、全学年を対象に附属図書館ラーニング・コモンズにおいて業界・企業研究を目的とした学内会社説明会を、「育心の時間」を活用する形で開催した。令和 7 (2025) 年度は、前期に 7 回、後期に 6 回の合計 13 回に 35 の企業・団体を招請し、のべ 214 人の学生が参加した【資料 3-3-②-05】【資料 3-3-②-06】【資料 3-3-②-07】。また、就職に関する連携協定を締結している島根県・山口県・愛媛県の担当者によるイベントを実施している。これらのイベントは、各県の出身学生及びこれらの地域への就職を考えている学生を対象としており、合計 5 回開催し、のべ 55 人の学生が参加した【資料 3-3-②-08】。また、昼食時には食堂のある文教ホールを活用し、各県担当者の就職相談ブースの設置やランチ懇親会を実施することで、学生が各地域への就職に

ついて気軽に相談できる環境を提供している【資料 3-3-②-09】。これらの講座等への参加申込、求人票の閲覧、就職活動状況等の報告は Web サイト「就活ナビ・広島文教大学」により行うことができ、学生の利便性向上や様々な情報の周知に努めている【資料 3-3-②-10】。

就職に関わる資格取得への支援も強化しており、令和 4（2022）年度から、「キャリアセンター」が本学の教育目的に合致すると認めた資格試験を受験する学生及び当該試験合格者を対象とする「広島文教大学資格取得奨励制度」【資料 3-3-②-11】により経済的支援を行っている。この制度の令和 7（2025）年度の利用者は 34 名であった【資料 3-②-12】。同様に、学内で実施している TOEIC 試験受験者に対して受験料を大学が負担する支援を令和 5（2023）年度から実施している【資料 3-3-②-13】。令和 7（2025）年度は、のべ 276 名がこの制度を利用した【資料 3-3-②-14】。

学生の就職支援を担う事務組織である「就職課」では、就職に関する相談・助言体制として、キャリアコンサルタント資格を持つスタッフを配置し、全学学生を対象に就職に関わるあらゆる相談に応じている。また、就職活動を行う学生に対して、履歴書の添削や面接練習等を随時受け、活動を後押ししている。加えて「就職課」では、4 年生及び大学院 2 年生の就職未内定者を対象とした個別面談を前期及び後期に実施し、進路実現に向けた活動状況等の把握、各々の状況に合わせた助言や情報提供等を行っている。さらに、就職活動目前の 3 年生及び大学院 1 年生全員を対象とした個別面談を行い、進路選択や就職活動の準備等に関する助言や情報提供等を行っている。これらの個別面談等で得られた学生の就職に関わる情報に基づいて、各学科の教員と連携を図りながら、学生一人ひとりに対して適切な支援が行える体制を整えている。

令和 6（2024）年度に新たに始めた取組みである「キャリアセンターイベントサポートスタッフ」【資料 3-3-②-15】は、公募により募集され、15 名の学生がスタッフとして登録された。この学生スタッフは、主として「キャリアセンター」主催イベントや会社説明会の会場設営等の補助業務を行い、その経験が彼らの社会人基礎力及びキャリア意識の向上につながっている。

さらに、学科等からの個別依頼にも対応している。令和 7（2025）年度は、教育学科初等教育専攻幼児教育コース、心理学科、人間栄養学科から依頼があった。教育学科初等教育専攻幼児教育コースでは保育士・幼稚園教諭希望者の説明会や選考対策講座を、心理学科では金融セミナーを、人間栄養学科では卒業を控えた 4 年生に向けて「入社早期につまづくポイントとその対応を知る」と題したキャリア研修を行った【資料 3-3-②-16】。

教員・保育士を目指す学生に対しては、「教職センター」【資料 3-3-②-17】が中心となって説明会等【資料 3-3-②-18】を開催するなどして支援を行うとともに、「教職課程自己点検評価報告書」【資料 3-3-②-19】により活動内容の自己点検評価を行い、その結果を大学ホームページにて公表している【資料 3-3-②-20】。これらの説明会等の他に、学生からの要望に応える形で「採用試験対策チャレンジセミナー」が開催されている【資料 3-3-②-21】。このセミナーは、保育士・教員採用試験の受験に向けた学修に加え、実際の保育・教育現場で必要となる知識や各教科の体系的知識の修得と指導力向上を目的としている。このセミナーの特長として、学生が主体的に運営を行い、本学卒業生も自主的に参加し、授業外・長期休業中などを利用して専任教員が無償で支援を行っていることが挙げられる。さらに、

保育・教職を学ぶ学生を対象に、教育公務員採用試験、就職活動での取組み、及び実技試験について4年生が後輩に伝える「顔晴りの会」が開催されている。この「顔晴りの会」の開催に先駆けて、保育士・教員採用試験に向けた4年生の取組み、4年生が受験した採用試験の実際をまとめた冊子『顔晴り』【資料3-3-②-22】を作成し、希望する後輩に配付している。「顔晴りの会」当日においても、冊子『顔晴り』を用いて4年生が発表するとともに、4年生と低学年の学生とで交流を行っていることに本学の独自性がある。

大学院生に対しても、学部生と同様の支援を行っているが、より専門性の高い、特定の職場への就職となるケースが多い。この点を踏まえ、大学院担当教員と「就職課」が密接に連携し、学生個人の希望に応じた個別性の高い就職支援を展開している。

以上のような教育課程内外にわたる重層的な取組みが、高い就職率の維持につながっていると評価できる。引き続き、学生の多様性、就職採用環境の変化に対応した支援を継続していく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料3-3-②-01】広島文教大学キャリアセンター規程
- 【資料3-3-②-02】学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第13条第10項抜粋）
- 【資料3-3-②-03】広島文教大学キャリアセンター運営委員会規程
- 【資料3-3-②-04】教育課程外のキャリア支援講座等一覧
- 【資料3-3-②-05】学内会社説明会 参加企業・団体と参加学生数
- 【資料3-3-②-06】「育心の時間」の運用に係わるガイドライン
- 【資料3-3-②-07】「育心の時間」実施報告書（令和7（2025）年度）
- 【資料3-3-②-08】就職に関わる連携協定締結県担当者によるイベント
- 【資料3-3-②-09】昼食時間を利用した各県担当者との懇談等
- 【資料3-3-②-10】「就活ナビ・広島文教大学」ログイン画面及び利用状況
- 【資料3-3-②-11】広島文教大学資格取得奨励制度実施に関する申合わせ
- 【資料3-3-②-12】令和7（2025）年度 広島文教大学資格取得奨励制度利用者一覧
- 【資料3-3-②-13】学内 TOEIC 試験案内及び告知ポスター
- 【資料3-3-②-14】学内 TOEIC 受験者数の推移
- 【資料3-3-②-15】「キャリアセンターイベントサポートスタッフ」募集案内
- 【資料3-3-②-16】学科依頼講座実施一覧
- 【資料3-3-②-17】広島文教大学教職センター規程
- 【資料3-3-②-18】令和7（2025）年度教職センター開催説明会等
- 【資料3-3-②-19】『令和7（2025）年度教職課程自己点検評価報告書』
- 【資料3-3-②-20】大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/>）
- 【資料3-3-②-21】採用試験対策チャレンジセミナースケジュール
- 【資料3-3-②-22】『顔晴り』

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援を担っている委員会として「学生生活支援委員会」【資料 3-4-①-01】がある。「学生生活支援委員会」は、「広島文教大学学生サポートセンター規程」【資料 3-4-①-02】第 3 条第 2 号に基づき設置された委員会である。主な役割として、「広島文教大学学生生活支援委員会規程」第 4 条で規定されている学生生活に関する事、学生健康及び安全に関する事、学友会活動の支援に関する事、学校行事の企画に関する事、体育施設の運営に関する事、その他学生生活の支援に関し必要なことについて協議し、支援を行っている。

具体的な学生への支援については、人的支援と財政的支援からなる。人的支援体制の 1 つ目として、本学の学生自治組織である「学友会」の諸行事について、「学生生活支援委員会」担当委員が「学友会」の学生の相談に応じ、必要な助言や作業の協力を行っている。令和 7 (2025) 年度は、5 月「スポーツデイ」【資料 3-4-①-03】、7 月「文教文化展」【資料 3-4-①-04】、7 月と 11 月「学内献血」【資料 3-4-①-05】、11 月「文教祭（大学祭）」【資料 3-4-①-06】が、「学友会」を中心とした学生主体により企画・運営され、いずれの行事も無事に終了した。

また、このような行事等を円滑に行うにあたり、「学友会」と「学生生活支援委員会」がより密な連携が図れるように、「学友会」の「執行委員会」へ「学生生活支援委員会」担当委員【資料 3-4-①-07】が参加し、お互いの役割と担当を共有した。そして、各行事の企画会議に「学生生活支援委員会」担当委員が参加し、適宜学生の相談に応じたり助言を行ったりするなどして、日ごろから顔の見える関係を構築している。さらに、「学生生活支援委員会」委員を通じて、学科教員や学生に対し「学友会」が行う行事の周知や参加への働きかけを行っている。

2 つ目として、風紀や治安に関する学内の状況を把握するために「学友会」と「学生生活支援委員会」の関係者で学内を巡回するとともに、その巡回した結果を報告書としてまとめた【資料 3-4-①-08】。今回の巡回は、学生と教職員が協力し合い、学内の環境美化や整備を行うことで、誰もが快適に学べる環境づくりを目指した。特に、学生自らが主体的に学内の環境に目を向けることで、より良い学生生活の実現と学内コミュニティへの当事者意識や責任感を高めることを目的として実施した。今回のように教職員と学生が一緒に行動し、現状を確認することで、多角的な視点からの課題発見と対話が生まれた。「今後も継続的に見回りを行い、“学生がつくる、より良い学内環境”を目指していきたいと考える」といった意見があがった。まとめた報告書は、「総合支援課」【資料 3-4-①-09】へ提出し、令和 7 (2025) 年度「夏期 FD・SD 研修会」にて報告した【資料 3-4-①-10】。

3 つ目として、クラブ・サークル活動に関しては、「広島文教大学クラブ及びサークルの顧問等に関する規程」【資料 3-4-①-11】に基づき学長が専任教員に対し顧問を委嘱して、クラブ・サークルの活動に対する支援体制を整えている【資料 3-4-①-12】。具体的には、

日常的に発生するクラブ・サークルの活動に関する諸問題については、「学生生活支援委員会」が当該クラブ・サークルの顧問と協働して解決にあたっている。また、外部指導者が必要なクラブ・サークルがあるため指導者一覧を作成するとともに、活動状況を適宜把握ができるよう体制の整備に努めている。さらに、「リーダーズセミナー」において、各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を図っている【資料 3-4-①-13】。

4つ目として、入学時オリエンテーションの一環として、「新入生歓迎イベント」を行っている。入学時における新入学生への支援に関しては、全学的には「学生サポートセンター」が中心となり「学生生活ガイダンス」、「パソコン設定説明会」を開催し、各学科においては「チューターガイダンス」を実施している。こうした学修・学生生活等のオリエンテーションを通して学修不安の解消や大学生活に必要な基礎知識を身に付けるよう指導している。上記「新入生歓迎イベント」は、前年度入学した学生と学生自治組織である「学友会」に所属する学生が中心となり、新入生が少しでも早く学生生活に慣れることができるように企画したイベントである。

令和 7 (2025) 年度の「新入生歓迎イベント」として、本学のある可部地域を歩いて回る「可部のまち歩き」【資料 3-4-①-14】と、各学科単位で行う「学科ピアサポート」を行った。「可部のまち歩き」では、広島市安佐北区役所地域起こし推進課と連携し、学生スタッフが地域の協力機関とともに可部地域の情報をまとめたマップを作成した。当日は、そのマップを活用し、新入生が上級学生や教員とともにグループでまち歩きを行った【資料 3-4-①-15】。「学科ピアサポート」では、各学科に前年度入学したイベント協力学生が中心となって企画し、学科の特色を活かしたレクリエーションを通して交流を深めるイベントである【資料 3-4-①-16】。「可部のまち歩き」と同様に、新入生と各学科の上級学生、教員が一緒に参加した。これらのイベントは、新入生にとって、新入生同士の関係を築く機会になると同時に、上級学生や教員との交流を通して、今後の学生生活における不安や悩みを解消する機会でもあり、新入生が安心して学生生活を送ることができるように実施するイベントである。

次に財政的支援として、「学友会活動活性化対策費」、「奨励費」及び「文教チャレンジ」の制度を設け、学生の主体的活動に対して財政的な支援を行っている。「学友会活動活性化対策費」及び「奨励費」【資料 3-4-①-17】は、「学友会」の「文化局」及び「体育局」に設置されたクラブ等が対象となる。「学友会活動活性化対策費」は、学友会活動の活性化を目的に会合等を企画実施するクラブ等に対して支給するものである。また「奨励費」は、予選などを勝ち抜いて、あるいは、選抜されて全国・国際大会に出場またはそれに準ずると学長が判断した個人・団体に対する活動支援のために支給するものである。令和 7 (2025) 年度は、「学友会活動活性化対策費」が応募数・承認数共に 2 件（内訳：茶道部、コスプレサークル）、「奨励費」が応募数・承認数共に 1 件（第 17 回全国女子選抜フットサル大会）であった。

また「文教チャレンジ」【資料 3-4-①-18】は、学生自身が主体となって生き生きと活動し、個性的で魅力ある学生生活を実現できるような環境の醸成に寄与するため、他の学生の模範となる活発な課外活動に要する経費を補助するものである。補助金の交付対象とな

る事業は、学生生活の充実に貢献できる活動やキャンパスの活性化に貢献する活動であり、課題設定型事業（設定したテーマに基づき、学生団体等が提案した事業）と自由提案型事業（学生団体等が各自の自由な問題意識に基づき提案した事業）のいずれかに該当するものとしている。令和7（2025）年度の課題設定型事業は、「地域貢献」であった。交付対象事業の公募については、令和7（2025）年度は5回行い、第1回に1件、第2回に2件、第5回に1件の計4件の応募があった。なお、第3回および第4回の応募はなかった。これらの応募に対して、「学友会」と「学生生活支援委員会」が、提案のあった補助対象事業を審査する「文教チャレンジ審査会」を開催し、応募した学生団体等が自ら企画した内容を発表する。審査の結果、採択されると、企画実行のための費用を大学が支援するという流れであり、2件（学食スイーツ販売チーム、文教科人）が承認された【資料3-4-①-19】。その後、1件が辞退となり、令和7（2025）年度は1件実施された。社会で求められていることを自ら企画し、実行する力を養成することに大きく貢献する制度と考えられる。

本学の「学生生活支援委員会」は、学生生活全般にわたる支援体制の整備に努めている。特に、学友会との連携による行事運営支援や日常的な相談体制を通じて、学生の主体的活動を支援している点は評価できる。また、学内巡回やクラブ・サークル支援、新入生歓迎イベントの実施により、学生の自治意識の醸成や円滑な大学適応に寄与している。一方で、財政的支援制度の活用が限定的であることや、活動参加の偏り、取組効果の検証体制が十分でない点が課題として挙げられる。今後は、制度の周知や参加促進、評価指標の明確化を進め、多様な学生に対応した支援体制の充実が求められる。

学生相談に関しては、心理的支援を行うため専門的知識・技能を有する教員（公認心理師・臨床心理士）が月曜日から金曜日の週5日間「学生相談室」【資料3-4-①-20】に常駐している。週2日担当の非常勤カウンセラー（公認心理師・臨床心理士）と合わせ、多様化・重篤化する相談内容に十分対応できる体制を継続している（表3-4-1参照）。また予防教育として、学生対象のワークショップに着手しており、令和7（2025）年度は、前期・後期それぞれ1回実施した【資料3-4-①-21】。そして、「保健室」との連携のもと内科健診と並行して新入生全員とカウンセラーが顔を合わせる「新入生全員面談」を令和7（2025）年度も実施した。この「新入生全員面談」及び3連続欠席学生の把握により支援が必要な学生について早期に各学科へ情報提供できるようになった。情報提供後も、「学生相談室」と各学科が、学生の現状や支援方策について意見交換を適宜行っている。また、入学前イベント「プレスチューデントデイ」において、大学生活を始めるにあたり心身に不安を抱えられている入学予定者本人及び保護者の希望者を対象に「保健室」面談を設定している【資料3-4-①-22】。在学時には「教育懇談会（本学会場）」にて、カウンセラーとの面談を受け付けている。学生相談の方法としては、対面相談の他に、オンライン相談、電話相談を実施しており、学生が安心して相談できる体制構築に努めている（相談回数の推移は表3-4-1のとおり）。さらに、利用促進のための広報活動として、リーフレット【資料3-4-①-23】の配布、すべての学生及び教職員を対象とした「学生相談室メールマガジン」の配信を行っている【資料3-4-①-24】。以上の「学生相談室」の取組みは、学生の悩みに対する早期支援につながり、学生生活の安定に寄与していると評価できる。引き続き、多様な学生のニーズに対応した支援と学内連携の構築を継続していく。

表 3-4-1 学生相談室への相談回数（平成 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）

※ 相談回数は、延べ数

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
相談回数	1,045	1,141	1,080	841	786

「障害学生支援委員会」【資料 3-4-①-25】では、障害のある学生への修学上の合理的配慮や就職等に関する相談支援、設備・備品の整備を行っている。令和 7（2025）年は、37名の学生の修学上の合理的配慮を授業担当者に依頼した。合理的配慮のうち、オンライン受講に関する問い合わせが学生・教員から多数あった。そのため、改めて受講に関するルール作りを行い、これへの意見を令和 7（2025）年度「冬期 FD・SD 研修会」【資料 3-4-①-26】にて募った後、ガイドラインを作成した。また、8名の4年生への就職支援を「就職課」【資料 3-4-①-27】と連携し行った。その他、学内支援者の育成や障害に関する理解を促進するため、アクセシビリティリーダー2級オンライン講座を毎年開講している。学生はオンデマンドで受講でき、受講料は無料である。令和 7（2025）年度の受講者は、42人（このうち、1人は教員）であった。これらの取組みにより障害学生への理解が深まり、彼らの学生生活の安定に寄与しているといえる。

奨学金など学生に対する経済的な支援には、国による高等教育修学支援新制度、日本学生支援機構の給付・貸与奨学金のほか、武田学園独自の制度として、経済的事情により学資援助を要する学業・人物ともに優秀な学生を対象とした「武田ミキ記念基金奨学金」【資料 3-4-①-28】、武田学園の各校の卒業者が上部校に入学した際などに適用する「授業料等学納金優遇措置制度」【資料 3-4-①-29】【資料 3-4-①-30】、災害による被災や家庭の事情の急変等により修学が困難となった学生を対象とした「授業料等納付金減免」【資料 3-4-①-31】、「特別奨学金貸与」【資料 3-4-①-32】を整備し、本学同窓会「美樹会」の制度としては、経済的事情により学資援助を要する学業・人物ともに優秀な2年次生を対象とした「美樹会奨学金」【資料 3-4-①-33】が設けられている【資料 3-4-①-34】。また、広島銀行の教育ローンを利用し借入した学部入学者には、本学がローン利息の一部を補給する「教育ローン利息補給制度」【資料 3-4-①-35】を設けている。このほか、海外に留学する学生を対象とした「海外に留学する学生の授業料免除」【資料 3-4-①-36】、「留学経費補助」【資料 3-4-①-37】の制度を整備するなど、学生の多様な支援ニーズにきめ細かに対応する環境を整えている【資料 3-4-①-38】。

さらに、所定の入学者選抜において高い評価を得て合格して入学した学生を対象とした「成績優秀者奨学制度」、「スポーツ・芸術文化活動特待制度」、学科教育の特性的要件を満たした学生を対象とした「人間福祉学科特別奨学制度」、「人間栄養学科特別奨学制度」、「グローバルコミュニケーション学科特別奨学制度」を設け、区分に応じて学納金の一部、半額または全額を免除している【資料 3-4-①-39】【資料 3-4-①-40】。

以上のような学生に対する様々な取組みが、安心できる学生生活につながっていると評価できる。引き続き、多様な学生のニーズに対応した支援を継続していく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-4-①-01】 広島文教大学学生生活支援委員会規程
- 【資料 3-4-①-02】 広島文教大学学生サポートセンター規程
- 【資料 3-4-①-03】 令和 7（2025）年度「スポーツデイ」プログラム・ルールブック
- 【資料 3-4-①-04】 令和 7（2025）年度「文教文化展」実施要領
- 【資料 3-4-①-05】 令和 7（2025）年度「学内献血」実施要領（7月及び11月）
- 【資料 3-4-①-06】 令和 7（2025）年度「文教祭」実施要領
- 【資料 3-4-①-07】 令和 7（2025）年度「学生生活支援委員会」委員関連行事及び担当者
- 【資料 3-4-①-08】 環境美化見回り活動報告書
- 【資料 3-4-①-09】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 7 項抜粋）
- 【資料 3-4-①-10】 令和 7（2025）年度「夏期 FD・SD 研修会」学生指導の共通理解
学生生活支援委員会としての活動について
- 【資料 3-4-①-11】 広島文教大学クラブ及びサークルの顧問等に関する規程
- 【資料 3-4-①-12】 令和 7（2025）年度クラブ・サークル顧問一覧及び外部指導者一覧
- 【資料 3-4-①-13】 令和 7（2025）年度「リーダーズセミナー」資料
- 【資料 3-4-①-14】 新入生歓迎イベント・まち歩きイベント実施要領
- 【資料 3-4-①-15】 まち歩きマニュアル・マップ
- 【資料 3-4-①-16】 令和 7（2025）年度 学科ピアサポート
- 【資料 3-4-①-17】 広島文教大学におけるクラブ・サークルの活動支援に関する規程
- 【資料 3-4-①-18】 「文教チャレンジ」実施要綱・募集ポスター
- 【資料 3-4-①-19】 令和 7（2025）年度文教チャレンジ審査委員会（第 1・2・5 回）
- 【資料 3-4-①-20】 広島文教大学学生相談室規程
- 【資料 3-4-①-21】 令和 7（2025）年度「学生相談室」ワークショップ報告（第 1・2
回）
- 【資料 3-4-①-22】 「プレスチューデントデイ」における「保健室」面談案内資料及び
面談件数
- 【資料 3-4-①-23】 「学生相談室」リーフレット
- 【資料 3-4-①-24】 「学生相談室」メールマガジン（vol.46（2025.6）・vol.47（2025.10）・
vol.48（2026.2））
- 【資料 3-4-①-25】 広島文教大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 3-4-①-26】 令和 7（2025）年度「冬期 FD・SD 研修会」合理的配慮の手続き
について
- 【資料 3-4-①-27】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 10 項抜粋）
- 【資料 3-4-①-28】 武田ミキ記念基金規程
- 【資料 3-4-①-29】 学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程
- 【資料 3-4-①-30】 学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程実施細則
- 【資料 3-4-①-31】 広島文教大学授業料等の納付金の減免に関する規程
- 【資料 3-4-①-32】 広島文教大学特別奨学金貸与規程
- 【資料 3-4-①-33】 美樹会奨学金規程

- 【資料 3-4-①-34】 奨学制度一覧
- 【資料 3-4-①-35】 広島文教大学教育ローン利息補給制度に関する規程
- 【資料 3-4-①-36】 広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程
- 【資料 3-4-①-37】 広島文教大学留学経費補助に関する規程
- 【資料 3-4-①-38】 留学に係る経済支援制度一覧
- 【資料 3-4-①-39】 『2026 年度学生募集要項』 (pp.7-10)
- 【資料 3-4-①-40】 入試にともなう優遇制度

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、大学設置基準に示されている教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎、運動場、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設・設備を整備し、「学校法人武田学園施設管理規程」【資料 3-5-①-01】及び「学校法人武田学園施設使用規程」【資料 3-5-①-02】に基づき、施設管理者を配置し、適切に管理運営している。

本学の土地・建物の面積については、土地が 73,482 m²、建物が 35,318 m²である【資料 3-5-①-03】。各校舎等の用途は『学生生活ハンドブック』のキャンパスマップに記載して周知している【資料 3-5-①-04】。

また「高等教育研究センター」【資料 3-5-①-05】では、『文教の学修施設の紹介』（高等教育研究センター（HERC）ブックレットⅢ）【資料 3-5-①-06】を令和 8（2026）年 4 月 1 日に発行した。学内の学修施設を学生に周知することで、学生の学修内容や学修形態に応じた自主学修施設の利用促進に繋げている。

特色のあるものを挙げるならば、「ラーニング・コモンズ」と並んで学生の学修をより後押ししていく施設（スペース）として、次の 2 つを挙げることができる。「ILS1・2」は、学生の自主学修の場として 8 時 30 分から 20 時まで開放され、学生が個別学修に取り組んでいる。また、「ILS1・2」に挟まれた場所にある「学習支援室」では、長期休業期間を除く授業期の平日午後には相談窓口を常時設けており、学修進めていく上での相談を受け付けている【資料 3-5-①-07】。令和 7（2025）年度は延べ 133 人の学生から受け付けている【資料 3-5-①-08】。

ICT 環境については、情報処理演習室が 3 教室あり、それに加えて「ICT 教育実践室」と附属図書館にもパソコンを設置している。具体的には、「情報処理演習室Ⅰ」に 38 台、「情報処理演習室Ⅱ」に 55 台、「253 教室」に 30 台、「ICT 教育実践室」に 16 台、図書館の 1 階「ラーニング・コモンズ」に 31 台、そして図書館の 2 階「閲覧室」に 31 台のパソ

コンを配置しており、合計で 201 台となっている。これらのパソコンは授業で使用するほか、空き時間には学生が自由に利用することができる。

令和 4（2022）年 3 月には、海外留学中の学生を対象にオンライン授業を提供するために、本学の対面授業をオンラインで配信するための遠隔授業配信システムを 25 教室に設置した。

インターネット接続回線は 1Gbps の専用線、構内各棟間も 1Gbps の光回線を敷設している。また、平成 25（2013）年から学内 Wi-Fi を整備しており、学生は自分のパソコンやタブレット端末でインターネットを利用することができる。

以上のように、様々な学修環境の整備の取組みを行っている」と評価できる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-5-①-01】 学校法人武田学園施設管理規程
- 【資料 3-5-①-02】 学校法人武田学園施設使用規程
- 【資料 3-5-①-03】 令和 7（2025）年度学園概要
- 【資料 3-5-①-04】 『学生生活ハンドブック 2025』（pp.250-256）
- 【資料 3-5-①-05】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 3-5-①-06】 高等教育研究センター（HERC）ブックレットⅢ『文教の学修施設の紹介』
- 【資料 3-5-①-07】 『学生生活ハンドブック 2025』（pp.115-116）
- 【資料 3-5-①-08】 「学習支援室」相談者数（延べ人数）

②図書館の有効活用

図書館棟（7号館）1階「資料室」、2階及び3階の「閲覧室」はサイレントエリアとし、1階の「ラーニング・コモンズ」では、集団によるディスカッション等にも対応できるようにすることで、多様な学修スタイルに対応している【資料 3-5-②-01】。

開館日・開館時間は、【資料 3-5-②-02】の通りである。館内書架整理等を開館時間内に実施することで月末休館日を廃止し、代わりに前期・後期の休業期に蔵書点検のため一週間の作業休館を行う等、学生の利用を妨げないよう工夫している。

図書の年間受入冊数は 2,596 冊、蔵書数は 250,818 冊となった【資料 3-5-②-03】。貴重資料室以外は開架式としており、利用の便を図っている。本学の学生を対象とした蔵書の充実を図っているため、相互貸借の件数はそれほど多くない【資料 3-5-②-04】。しかし、必要に応じて、国立国会図書館デジタル送信サービスや、国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービスを利用する他、NII（国立情報学研究所）の ILL（相互協力）サービスを活用し、他館・他大学所蔵資料も迅速に提供できる体制を整えている。また、電子資料としては、学生のニーズに対応するため、オンライン辞書・事典サービス「JapanKnowledge Lib」、雑誌記事検索「MagazinePlus」等を導入している。

令和 7（2025）年度の学部生の年間一人当たりの来館回数は 16.81 回、貸出冊数は 3.89 冊であった【資料 3-5-②-05】。来館回数・貸出冊数の増加には、日々の学修活動における自律的な図書館の活用を促進する必要がある。そのための働きかけとして、新入生の前期必修科目「文教学入門」において、附属図書館を含む学修支援施設のグループツアーを実

施し、基本的な図書館の利用方法や資料の探し方を周知している【資料 3-5-②-06】【資料 3-5-②-07】。さらに、学科専門科目の授業やゼミとの連携も行っている【資料 3-5-②-08】。また、図書館利用意欲向上へ向けた取組みとして、図書館内では、新着図書以外のテーマ展示や図書館独自のイベント等も展開している【資料 3-5-②-09】。

以上のように、図書館の有効活用に向けた様々な取組みを行っているといえる。来館回数と貸出冊数はコロナ前の水準まで回復していないため、今後も授業と連携を図るとともに、図書館の来館や利用の促進につながるようなイベントの実施やサービスの見直しなど引き続き検討し、改善・向上に努めたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-5-②-01】『学生生活ハンドブック 2025』（pp.106-110）
- 【資料 3-5-②-02】令和 7（2025）年度開館カレンダー
- 【資料 3-5-②-03】令和 7（2025）年度受入資料について（報告）
- 【資料 3-5-②-04】令和 7（2025）年度附属図書館統計 相互利用の状況
- 【資料 3-5-②-05】令和 7（2025）年度学科学年別来館回数及び貸出冊数
- 【資料 3-5-②-06】「文教学入門」シラバス
- 【資料 3-5-②-07】「文教学入門」講義用パワーポイント
- 【資料 3-5-②-08】令和 7（2025）年度ガイダンス実施一覧
- 【資料 3-5-②-09】令和 7（2025）年度広島文教大学附属図書館イベント実施状況

③施設・設備の安全性・利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については、「障害学生支援委員会」【資料 3-5-③-01】が障害のある学生の要望を聞きながら改善を図っている。令和 4（2022）年度には、視覚障害のある学生が使用する階段などの段差が判別しやすいよう段差部分に見えるやすいラインを設置した。教室移動が困難な学生がエレベーターのない建物・施設等を使用する場合は、エレベーターやスロープを設置している建物・施設への教室変更を行うなどの調整を行い、支障をきたさないように努めている。

なお、施設・設備の安全性（耐震等）については、令和 2（2020）年度の学生寮耐震補強工事を最後に大学施設の 100%が耐震工事を完了している【資料 3-5-③-02】。

また、消防設備については、定期的に業者による点検を実施している。令和 7（2025）年度は、令和 8（2026）年 2 月に点検を行い、その結果、消火ホース及び消火器を交換した。避難経路については、校舎及び教室・研究室等に避難経路図を掲示している【資料 3-5-③-03】。

また、令和 8（2026）年 2 月から 3 月にかけて、「文教ホール I・II」の改装工事を実施した。これまで「文教ホール II」は、食堂運営業者の営業終了と同時に閉鎖されていたが、今回の改装を機に利用基準を見直し、終日利用できるようにした。これにより、学生が一日の大半を過ごす学内環境のさらなる整備を進めることができた。

以上のことから、施設・設備の安全性及び利便性については、定期的な点検等を通じて安全を確保するとともに、学生からの要望を踏まえながら環境整備に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-③-01】 広島文教大学障害学生支援委員会規程

【資料 3-5-③-02】 令和 7（2025）年度私立学校校舎等実態調査 調査票

【資料 3-5-③-03】 避難経路図の掲示

【基準 3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受入れに関しては、志望学科・専攻への適性と学びの意欲を重視する総合型選抜、高等学校等での活動実績を重視する学校推薦型選抜、教科学力を重視する一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜を実施しており、強みの異なる多様な入学者の確保に努めている点が特色ある取組みとして挙げられる。また、個人面接及び「進路探究レポート」等の提出書類による総合的な評価が求められる試験内容に関しては、アドミッション・ポリシーに沿ったルーブリックを作成することで、本学が求める学生像と照らし合わせながら入学者選抜を実施している点も本学の特色といえる。さらに令和 7（2025）年度からは、入学者選抜の合格者の経済的負担を軽減するための措置として、一般選抜（前期 B 日程）における入学金の納付期限を国公立大学（前期試験）の合格発表後に設定した。これらのうち、令和 6（2024）年度から実施している総合型選抜〔専願〕の「オープンキャンパス進路探究方式」における志願者は前年度の 1.53 倍、令和 7（2025）年度より入学金の納付期限を変更した一般選抜（前期 B 日程）における志願者は前年度の 1.77 倍になり、一定の成果が得られたといえる。

学修支援に関しては、新入学生に対する早期の学力の把握と向上の促進、障害のある学生への配慮、全学一斉のオフィスアワー制度の実施、SA 等の活用など、様々な側面から実施している。学修面（通算 GPA 値 2.0 未満）や日常生活面（3 回連続欠席）に課題を抱える学生の動向の把握や対応を全学的な取組みに拡げ、課題解決に向けた対応を行うことが重要であり、本学にとって大切にしたい取組みである。この取組みにより、全学的に学生の生活状況を共有し、支援の必要性を検討する機会が広がったことは評価できる。

早期化する就職採用に学生が対応できるよう、教育課程内外の両面から新たな取組みを行っている。教育課程内に授業科目として開設したものについては年次進行を待つ必要があるが、教育課程外の取組みについては成果が見られつつある。毎週水曜日の全学一斉のオフィスアワーである「育心の時間」を利用したガイダンス等の開催、「就職課」職員によるエントリーシート等の添削や面接指導、本学専用就職サイト「就活ナビ・広島文教大学」を活用した利便性の向上等により、多様な学生のニーズに応え得る支援を展開している。また、教職を目指す学生を対象とした「教員採用試験対策チャレンジセミナー」及び「顔晴りの会」は、教員採用試験対策として有効に機能していると言える。これらが令和 7（2025）年度における就職率 99.7%につながったと考えられる。

学生サービスに関しては、奨学金等の学生に対する様々な経済的な支援の提供、学生の課外活動の充実に向けた支援、学生の心身に関する健康相談体制の充実などを行っている。特に、学生や保護者を対象に生活状況の把握や学生生活の相談に応じる機会を入学前・入学時・在学時に確保していることや、チューターを中心に定期的に個々の学生と面談を行う

体制により、早期の問題の発見や対処の開始を可能にしている。また、「学生サポートセンター」における事業の運営に関しては、センターに所属する各委員会や「学園統括部」が各々に課題を明らかにし、その達成に向けた数値目標を掲げ作業に取り組み、達成後の評価を年度ごとに繰り返しながら PDCA サイクルの継続に取り組んでいる。「教育懇談会」や「プレスチューデントデイ」等の学内行事においては、関係者全員に意見等を募り、実施内容や体制のアップデートを必要に応じて図っており、例えば「プレスチューデントデイ」の参加満足度がほぼ 100%達成できていることは、その取り組み成果の 1 つといえる。

学生生活における支援では、クラブ・サークル活動や「学友会」活動の活性化のほか、学生の主体的な取り組みを促すため、活発な課外活動に要する経費を補助する「文教チャレンジ」の募集を継続的に行っている。その他、新入生歓迎イベントのプログラムである「可部のまち歩き」、「学科ピアサポート」の企画・実施に多くの学生が主体的参加するなど、学生同士の縦のつながりや支え合いの機会を確保できている。

「学生生活に関するアンケート」の結果を基に、令和 6（2024）年度から「学生生活支援委員会」がマナーの向上や学内美化活動を開始した。具体的には「学生生活支援委員会」、「学友会」、「学園統括部」が連携を図り、安心できる学内環境の維持に努めるため、共同で学内巡回を行っている。さらに今後のマナーの向上や学内美化活動の活性化の本格実施に向けて、清掃業者や警備関係者へのアンケートを実施し、課題の収集にあたるなど継続的な全学的取組みに発展させるための準備にあたっている。

施設・設備の安全性及び利便性の向上に向け、令和 7（2025）年度は駐輪場に防犯カメラを設置した。これは、令和 6（2024）年度に駐輪場へ人感センサー付き照明を設置し、遅い時間帯に帰宅する学生の実態を把握できたことを受け、防犯面に加えて学生のさらなる安心・安全を確保する取組みである。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の受入れに関して、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が実施できているかどうかを確認するために、毎年、入学者選抜の妥当性を検証している。令和 7（2025）年度は、過去 4 年間の入学生を対象に入学者選抜の試験内容と通算 GPA 値との関連に注目し、入学者選抜の妥当性について検証した。その結果、試験内容と通算 GPA 値との間には全体的に相関関係が認められ、入学者選抜の妥当性が確認できた。一方、年内選抜による入学者の通算 GPA 値を入学年度別に比較したところ、総合型選抜〔専願〕による令和 7（2025）年度入学者は他年度入学者よりも通算 GPA 値が低いことが明らかとなり、総合型選抜〔専願〕の試験内容について見直す必要性が示された【資料 3-自己評価-(2)-01】。また、入学定員の確保が近年の最重要課題となっているが、特に人間科学部においては定員充足率が 8 割を下回る状況が 3 年間続いているため、早急の対策が必要である【資料 3-自己評価-(2)-02】。

学修支援に関して、令和 7（2025）年度は中途退学者が前年度に比して 3 名増えており、より早期の支援開始や介入が必要と考えられる。具体的には、現在の休退学防止策は通算 GPA 値や授業の出席回数といった基準に照らし課題を見出すものであり、すでに該当学生が課題を抱えた状態といえる。こうした状態になる以前の平時に、ゼミやオフィスアワーといった日常場面のかかわりを通して学生の変化や状況を把握することが課題である。さ

らには、入学時や入学前のより早期に新入学生の課題の具体を把握し、必要な支援の体制を整備することも検討に含まれる。

本学では、「キャリアセンター」、「就職課」、「教職センター」、各学科・大学院が重層的にキャリア支援を行っており、高い就職率をあげている。学生に必要な情報や知識を適切に提供し、進路選択や就職活動を主体的に進めることができるよう支援し、就職に関する学生の満足度がより高くなるような方策を引き続き講じていく必要がある。また、就職活動へ踏み出すことが難しい学生、就職活動における挫折からの立ち直りが困難な学生、障害等により就職活動における困難を抱えている学生が存在する。このような学生の状況を早期に把握し、個々の事情に則した支援を充実させる方策を引き続き整備していくことが望まれる。

学生サービスに関しては、前述の通り PDCA サイクルを意識した取組みを実施してきたところであるが、入学前教育を取り扱う「学習支援室」と入学後の学修支援科目である教養教育科目「大学での学び a」、「大学での学び b」を扱う「教養教育部」との連携や、「プレスチューデントデイ」の際に入学予定者から寄せられた相談内容に対するより全学的な対処など、生活支援や学修支援において、部署を越えた連携作業を効果的に実施するための余地が残されている。学生と教職員協働によるマナーの向上や学内美化活動は、各々が問題意識を高め継続されているところであるが、喫煙や違法駐車をはじめとしたルールやマナー違反は散見され、具体の対処に至っていない現状にある。

学修環境に関する課題については、「高等教育研究センター」が前期及び後期に実施している全学年対象のアンケートを通じて把握・集約している。前期に実施している「学生生活に関するアンケート」では、学生からの意見や要望を記入できる自由記述欄を設けている。また、後期に実施している 4 年生対象の「育心アンケート」及び 1～3 年生対象の「自己評価シート」においても、利用頻度の高い学修場所や学修環境の改善に関する意見等を尋ねる自由記述項目を設けている。これらのアンケート結果からは、個別あるいはグループで使用できる学修スペースや昼休憩を過ごす場所の拡充を望む声が、毎回継続的に寄せられていることが明らかとなっている。校舎内のスペースには限りがあるため、卒業生からの卒業記念品としての寄付金等を活用し、テーブルベンチを購入して校舎周辺に設置するなど、学修・滞在環境の改善を目的とした取組みを毎年段階的に進めてきた【資料 3-自己評価-(2)-03】。しかしながら、現時点では学生の満足度向上に十分つながっているとは言えない状況にある。

施設・設備の安全性及び利便性の面では、老朽化した施設への対応やアクティブ・ラーニングの推進、学生のパソコン必携化に伴う机・いすなどの見直しなど、さらなる改善が必要である。また、昨今の地球温暖化に起因すると考えられる夏季の異常高温により、従来の冷房設備では対応が難しく、学生・教職員が快適に過ごせる環境とは言いがたい状況である。都度、施設担当が対応しているものの、学生の不満を十分に解消するには至っていない。同様に、体育館には冷房設備がないため、屋内への大型扇風機の設置や屋根への散水等で対処しているが、夏季の運動には高いリスクを伴っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-自己評価-(2)-01】令和 7（2025）年度入学試験委員会資料「入学者選抜の妥

当性の検証：年内選抜入学者の GPA と選抜時の試験結果との関係」（2月19日開催）

【資料 3-自己評価-(2)-02】教育学部及び人間科学部における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）

【資料 3-自己評価-(2)-03】大学卒業予定者による卒業記念品（令和 5（2023）～令和 7（2025）年度）

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生の受入れに関しては、令和 9（2027）年度入学者選抜の実施に向けて、総合型選抜〔専願〕の試験内容を見直しているところである。また、人間科学部の入学定員確保に向けては、各学科が就職や国家試験、及び進学に向けて、どのように学生をサポートしているのか、その内容や時期を大学ホームページ等で発信していくとともに、人間栄養学科、グローバルコミュニケーション学科の 2 学科に令和 6（2024）年度から設けた学科特別奨学制度の広報を引き続き行い、高等学校及び受験者への浸透を図っていく。

学修支援に関しては、休退学防止策を中心に安定した学生生活を保証する体制の充実を図る。具体的には、現状の問題発見時からの対処に加え、関係する教職員者間での学生生活の状況の共有や授業参加状況の把握を可能とする体制の整備の検討を図る。さらに、入学前や入学時といったなるべく早期からの個別支援体制を全学的に構築する。具体的には「プレスチュージェントデイ」の参加生徒や保護者から受けた相談内容や、「学生相談室」が入学時実施する「新入生全員面談」での学生情報を全学的に共有し、課題を抱えた学生への早期対応の向上に努める。一方、障害学生支援においては、可能な限りのハード面を含めた学修環境の整備と共に、アクセシビリティリーダーの養成により、障害学生のサポーターや理解者といったソフト面の拡充を図る。また、障害学生に対する合理的な配慮の必要性の理解と、本学として統一した適正な対応を引き続き検討する。さらに、支援中の学生を対象とした評価アンケートの回答を基に、支援の満足度を高めるための個別支援に努める。

本学のキャリア支援は、量的な側面では高い就職率を維持しているが、質的な側面に目を向けると今後取り組んでいくべき内容が見受けられる。ガイダンス参加者数や「就職課」利用者数が減少していることから、これまで以上に学科教員との連携を強化する必要がある。学生に対する個別面談、教員との情報共有などにより、個々の学生の状況の早期かつ正確な把握に努めていく。

学内サービスについて、学内におけるマナーの向上や学内美化活動の活性化に関しては、従来の教職員による学内巡回に加え、『学生生活ハンドブック』や「交通安全講習会」によるルール・マナーの周知や、問題の発見・対処に関するプロセスの明確化、警備員や監視カメラの設置等の検討を図る。

学修環境の改善に向けては、引き続き「高等教育研究センター」の「IR 部会」が実施する学生対象のアンケート結果から見いだされた学生のニーズを参考に改善策を検討していく。「高等教育研究センター」では、今後も学内ポータルサイトや掲示板に学生対象アンケート等に関するフィードバック資料を掲示し、関係部署等における改善への取組み状況、本学の現状及び今後の展望等について学生や教職員に周知を図っていくとともに、より効

果的な周知方法についても検討を進めていく。また、学内サービスや学修環境の改善に向けては、上述した「IR 部会」が前期と後期に実施している学生対象アンケートだけでなく、「高等教育研究センター」が年 1 回実施している「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」において学生から直接寄せられる意見も参考にしている。これまでこの教育改善協議会には、教職員として「高等教育研究センター長」、「キャリアセンター長」、「教務委員長」、「学生生活支援委員長」、「総合支援課長」、「学生サポート課員」等が参加してきたが、令和 7（2025）年には学長も参加した。大学運営の責任者である学長に学生が直接意見を伝える機会を設けることは意義深いことと考えられるため、「高等教育研究センター」では、令和 8（2026）年度も、学長に本教育改善協議会への参加を要請することとしている。

施設・設備の安全性及び利便性の向上に向けては、優先順位を定め、教室環境や什器の見直しを計画的に進めていく。また、冷房設備をはじめとする老朽化した施設設備への対応については、これまで通り都度の対処を行いながらも、必要性和優先度を勘案して計画的な修繕を実施していく方針である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、教育理念及び教育目的を踏まえて策定された。ディプロマ・ポリシーは、『学生生活ハンドブック』【資料 4-1-①-01】及び大学ホームページの「教育研究上の目的」【資料 4-1-①-02】に明示し、学内外に周知している。また、学内向けには学内ポータルサイトに、『学生生活ハンドブック』の電子版を掲示するとともに、「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」としても掲示し周知を図っている【資料 4-1-①-03】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-①-01】『学生生活ハンドブック 2025』（pp.10-17）

【資料 4-1-①-02】大学ホームページ「教育研究上の目的」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）

【資料 4-1-①-03】学内ポータルサイト「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

各授業科目の単位認定基準は、シラバスに明記している【資料 4-1-②-01】。シラバスには、ディプロマ・ポリシーの実現に向け当該科目がどのような位置付けにあるのかも書き添えている。成績評価方法は、学期末試験、授業への参加度、平常の学修状況など複数の項目の評価を総合することとし、各項目の具体的な評価得点（割合）をシラバスに明記している。単位の認定については、大学学則【資料 4-1-②-02】第 14 条から第 25 条の 3 において定めている。具体的には、各授業科目の単位数は、大学設置基準第 21 条に則り大学学則第 12 条に、同第 15 条に「学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする」と定めている。各授業科目の成績評価は、各授業担当者が厳正に行っている。加えて、同第 22 条に「試験は、授業実施時間数の 65%以上出席しなければ受けることができない」と定めている。

各授業科目の成績評価は、各授業担当者が厳正に行っている。さらに、本学の全学生の必修科目である「卒業研究」の成績評価については、平成 25 (2013) 年度からディプロマ・ポリシーの内容に沿ったルーブリックを策定し、運用している【資料 4-1-②-03】。「卒業研究」ルーブリックは、ディプロマ・ポリシーの内容に沿った 5 つの観点「テーマの設定」、「情報の活用」、「研究方法の妥当性」、「考察・結論」、「取組み」のそれぞれについての達成度を数値化することで成績評価点を導き出す枠組みとしている。各学科の「卒業研究」シラバスには成績評価にルーブリックを用いることを明示し【資料 4-1-②-04】、「ユニバーサルパスポート」上に掲載したルーブリックをシラバスにリンク付けしている。学生はルーブリックを自らの研究の到達度や完成度を測る上での指針とすることができる。

これに加え、本学の多くの授業科目で活用することを目指し、「レポート作成」及び「発表」という汎用性が高く、かつ、学びの質が問われる内容の評価について、平成 27 (2015) 年度からディプロマ・ポリシーの内容に沿ったコモンルーブリックを策定し、運用している【資料 4-1-②-05】。これらのルーブリックは「ユニバーサルパスポート」上に掲載しており、全学生及び教職員はいつでも見ることができる。また、これらのコモンルーブリックを授業科目の成績評価方法として活用する際には、その旨をシラバス上に明記するとともに、授業を行う際にも担当教員から学生に向けてシラバスに掲載した内容について周知することとしている【資料 4-1-②-06】。学生はルーブリックを自らの学修の到達度や完成度を測る上での指針とすることができる。

進級基準は、大学学則第 49 条の 2 及び「広島文教大学における進級に関する規程」【資料 4-1-②-07】に定めている。具体的には、同規程第 2 条に 2 年次年度末における総修得単位数が教養教育科目 8 単位以上及び専門教育科目 36 単位以上であること、第 3 条に進級判定は「教務委員会」及び「教授会」において審議を行った上で学長が決定することを定め、厳正に運用している。系統立てた学修を順次進める教育課程において、専門教育科目のうち 6 割程度は 1・2 年次に配当されており、かつ基礎的な科目である。基礎的な科目の修得なしには応用的な科目の学修はできないため、教育の質保証の観点から専門教育科目の卒業要件単位数の 6 割程度にあたる 36 単位以上の修得を進級要件としている。さらに、教養教育科目の必修科目は 1 年次に 8 単位、選択必修科目は 1 年次に 2 単位配当され、選択科目は 1 年次に 9 単位及び 2 年次に 21 単位を履修できるように配置されている

ため、卒業要件単位数である 32 単位の 4 分の 1 に相当する 8 単位以上の修得を進級要件としている。進級の基準については、年度始めの「チューター対象説明会」で『チューターのための学生指導の手引』【資料 4-1-②-08】を資料にチューターに対して指導依頼をし、チューターからはチューターガイダンスにおいて学生に対して周知されている。大学学則、関係規程及びディプロマ・ポリシーは『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページに公開しており、学生は随時参照できる。令和 7（2025）年度の進級判定において、対象である在籍者の約 97.7%が進級要件を満たし進級した。なお、進級要件を欠いた約 2.3%の者は、令和 8（2026）年度も 2 年次に留まることとなった【資料 4-1-②-09】。

また、本学における学業成績を図る指標としている GPA については、「広島文教大学 GPA 制度取扱要項」【資料 4-1-②-10】に定めている。通算 GPA 値が 2.0 未満の学生は、前期では履修登録期間終了まで、後期では履修登録変更期間終了までに、卒業するまでの履修について担当チューターによる指導を受け、その内容を「履修計画書」にまとめ、学科長の承認を得て「学生サポート課」【資料 4-1-②-11】に提出することを定め、実施している。

卒業認定基準は、「広島文教大学授業科目履修規程」【資料 4-1-②-12】第 7 条に、教育学部は教養教育科目 32 単位以上、専門教育科目 65 単位以上を履修した上で、全体では 128 単位以上、人間科学部は教養教育科目 32 単位以上、専門教育科目 62 単位以上を修得した上で、全体では 124 単位以上の修得を要件と規定している。令和 3（2021）年入学生からは、学修の質保証のため卒業認定要件をさらに加え、卒業時に通算 GPA 値が 1.2 以上でなければならないことを、「広島文教大学授業科目履修規程」第 7 条の（2）に定めている。GPA に基づく学修成果の評価は、本学のカリキュラム・ポリシーとも整合性がある。卒業は、大学学則第 49 条に定めるとおり「教授会」における協議を経て学長が認定する。令和 7 年（2025）年度には、対象である在籍者の約 94.7%が卒業要件を満たし卒業認定された【資料 4-1-②-13】。

卒業認定基準については、チューターガイダンスにおいて学生に対して周知されている。また、大学学則、関係規程及びディプロマ・ポリシーは『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページに公開しており、学生は常に参照できる。

大学院人間科学研究科の各授業科目の単位認定基準は、シラバスに明記している【資料 4-1-②-14】。シラバスには、ディプロマ・ポリシーの実現に向け当該科目がどのような位置付けにあるのかも書き添えている。成績評価方法は、学期末試験、授業への参加度、平常の学修状況、レポートや発表など複数の項目の評価を総合することとし、各項目の具体的な評価得点（割合）をシラバスに明記している。授業科目の単位認定については、大学院学則【資料 4-1-②-15】第 14 条から第 21 条までに定めている。具体的には、大学院学則第 15 条に、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画を明示し、さらには客観性及び厳格性を確保するために、評価の基準を明示した上で学位論文等に係る評価並びに修了の認定を適切に行うことが定められている。また、同第 21 条に成績評価基準を定めている。各授業科目の成績評価は、各授業担当者が厳正に行っている。

大学院課程の修了認定基準は、大学院学則第 22 条及び第 23 条において、2 年以上の在学期間、所定の授業科目 32 単位以上の修得及び修士論文等の審査及び最終試験に合格

することと定めている。なお、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば修了が可能である。修了認定基準について、具体的には、「広島文教大学学位規程」【資料 4-1-②-16】第 4 条から第 10 条に基づき、修士論文等の作成に当たっては指導教員による指導を行い、修士論文等は修士論文中間発表会、修士論文発表会を通して論文審査委員会による審査を行い、最終試験を加えて可否を判定している【資料 4-1-②-17】。修士論文等の審査に用いる基準は、入学直後のガイダンスにおいて「専攻主任」が学生に説明し、加えて大学ホームページ上の「教育情報の公表」に掲載している「修士論文評価ルーブリック」【資料 4-1-②-18】において参照することができるため、学生に対して十分な周知が図られている。よって、大学院設置基準第 12 条、第 13 条及び第 14 条の 2 を遵守しており、修了認定基準を厳正に適用している。

以上のとおり、大学及び大学院においてディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、それらを学生及び教職員に周知している。各科目の単位認定及び成績評価はシラバスに明記した基準や方法に従って厳正に行っている。進級判定、卒業認定、修了認定も、それぞれの基準に従い厳正に行っている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-②-01】 令和 7（2025）年度シラバス例
- 【資料 4-1-②-02】 広島文教大学学則
- 【資料 4-1-②-03】 各学科の「卒業研究」ルーブリック
- 【資料 4-1-②-04】 各学科の「卒業研究」シラバス
- 【資料 4-1-②-05】 「レポート作成」及び「発表」のコモンルーブリック
- 【資料 4-1-②-06】 広島文教大学シラバス作成のガイドライン（p.6 注 3）
- 【資料 4-1-②-07】 広島文教大学における進級に関する規程
- 【資料 4-1-②-08】 『チューターのための学生指導の手引（2025 年度改訂版）』（p.20（11）進級制度）
- 【資料 4-1-②-09】 令和 7（2025）年度進級判定において進級できなかった学生数とその割合（%）
- 【資料 4-1-②-10】 広島文教大学 GPA 制度取扱要項
- 【資料 4-1-②-11】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）
- 【資料 4-1-②-12】 広島文教大学授業科目履修規程
- 【資料 4-1-②-13】 令和 7 年（2025）年度卒業判定において卒業できなかった学生数とその割合（%）
- 【資料 4-1-②-14】 令和 7（2025）年度大学院人間科学研究科科目のシラバス例
- 【資料 4-1-②-15】 広島文教大学大学大学院学則
- 【資料 4-1-②-16】 広島文教大学学位規程
- 【資料 4-1-②-17】 修士論文中間発表会プログラム・修士論文発表会プログラム
- 【資料 4-1-②-18】 大学ホームページ「修士論文評価ルーブリック」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、教育理念及び教育目的を踏まえて策定された。カリキュラム・ポリシーは、『学生生活ハンドブック』【資料 4-2-①-01】及び大学ホームページの「教育研究上の目的」【資料 4-2-①-02】に明示し、学内外に周知している。また、学内向けには学内ポータルサイトに、『学生生活ハンドブック』の電子版を掲示するとともに、「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」としても掲示し周知を図っている【資料 4-2-①-03】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-①-01】『学生生活ハンドブック 2025』（pp.10-17）

【資料 4-2-①-02】大学ホームページ「教育研究上の目的」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）

【資料 4-2-①-03】学内ポータルサイト「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

基準 1 に掲載した三つのポリシーの概念図（図 1-1-1）のとおり、本学の目指す教育を具現化する三つのポリシーは相互に段階的な関連性を有して、一貫している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標達成のために、カリキュラム・ポリシー【資料 4-2-②-01】に学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方に関する方針を定め、これに基づいて教養教育科目及び専門教育科目、その他必要と考える科目を教育課程表に示すとおり体系的に配置している。各科目が、どの開講部署のどの教育課程に含まれるのか、どの教育目標に対応しているか、体系的な学びのプロセスのどの時期に履修するのかを示すためにナンバリングを行っている【資料 4-2-②-02】。加えて、「シラバス作成のガイドライン」【資料 4-2-②-03】により、各科目のナンバリング、各科目が本学のディプロマ・ポリシー（1）～（5）のどれ（複数も可）を実現するものかを記載することが求められており、学生はいつでもこれらの内容を確認することができる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-②-01】『学生生活ハンドブック 2025』（pp.10-17）

【資料 4-2-②-02】広島文教大学 科目のナンバリングについて

【資料 4-2-②-03】広島文教大学シラバス作成のガイドライン

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学学則【資料 4-2-③-01】第 9 条に教育課程の編成について、「広島文教大学教育課程等に関する規程」【資料 4-2-③-02】に教育課程における授業科目の開設について定めており、『学生生活ハンドブック』【資料 4-2-③-03】に掲載して学生に周知している。

各科目の学修内容の順序性及び学修内容とディプロマ・ポリシーとの対応は、ナンバリングの法則に反映させ【資料 4-2-③-04】、各科目のシラバスにナンバリングを明示している【資料 4-2-③-05】。ナンバリングの法則と活用方法については、「ユニバーサルパスポート」上に掲示して随時インターネット経由で参照できるようにしている【資料 4-2-③-06】。また、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な履修モデルとして学生が卒業までにどの科目をどの順で履修するのかなど履修の流れを把握するのに活用できるように、教育課程の科目の体系的性、系統性、配当年次などを図で示したカリキュラムマップを作成して、大学ホームページ【資料 4-2-③-07】及び『学生生活ハンドブック』【資料 4-2-③-08】に掲載して学生に周知している。

各学科では、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」【資料 4-2-③-09】第 2 条に定める各学科の目的を踏まえた上で、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて具体的な教育課程を編成している。

大学院人間科学研究科においては、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育課程を編成し、シラバスを整備している。授業科目、単位数及び履修方法は、大学院学則【資料 4-2-③-10】第 14 条及び別表第 1 に定められており、『学生生活ハンドブック』【資料 4-2-③-11】に明示して周知している。各科目における学修内容とディプロマ・ポリシーとの関連はシラバスにおいて明示しており、各科目にはナンバリングを施している【資料 4-2-③-12】。授業科目については、本学の教育理念である自立の精神と実践力を養う「育心 育人」教育、及び大学ミッションに記された「質の高い教育ときめ細やかな支援」の展開、さらには、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて各科目を設置している。「臨床心理学コース」については、公認心理師国家試験受験資格に対応した体系的な授業編成に即して授業科目を編成するとともに、本学の「心理教育相談センター」を実践の場として活用する教育を展開している。大学院の授業科目や履修方法等については、ガイダンス等において大学院生に直接説明している。

シラバスには、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程に含まれる各科目の授業の方法、内容、授業計画などが適切に反映される必要がある。そのため、「広島文教大学シラバス作成のガイドライン」【資料 4-2-③-13】を、非常勤講師を含む全教員に配布し、周知している。ガイドラインにはシラバスの定義・役割を明記し、教員がシラバス作成の意義を理解しやすくなるよう工夫している。また、シラバスに適切なナンバリング、到達目標、講義方法、講義計画、成績評価基準、事前事後学修、ディプロマ・ポリシーにおける当該授業の位置づけなどを記載することを明記している。令和 7（2025）年のガイドラインでは次の 2 点を改訂した。（1）科目のナンバリングに「司書課程群」と「登録日本語

教員養成課程」の 2 課程を示す記号を新たに導入して、学生が教育課程の授業科目を把握する方法を整えた。(2) 複数の授業担当教員がいる科目について、オムニバス形式の授業であれば授業計画欄に各授業回の担当教員名を記入し、全回を全担当教員が担当する形式の授業であれば授業のねらいと概要欄にそのことを記入するように指示を加えて、授業計画がより明らかになるようにした。

作成されたシラバスがガイドラインに沿っているかどうかについては、「教務委員会」【資料 4-2-③-14】が第三者の立場から毎年度 3 月初旬及び 9 月初旬の 2 回、点検を行っている。シラバスに不適切な箇所があった場合は「教務委員会」委員が科目担当教員等に修正指示を出し、シラバス修正結果を再点検した後に「学生サポート課」【資料 4-2-③-15】職員がシラバス公開する。「教務委員会」において重点的な点検項目を決めて実施することもある【資料 4-2-③-16】【資料 4-2-③-17】。

このように、シラバス改善を促す取組みを継続的に実施している。さらに、専任教員については、「学生による授業評価アンケート」【資料 4-2-③-18】の結果を活用した授業改善について記載する年度ごとの「ティーチング・ポートフォリオ」【資料 4-2-③-19】の作成もシラバス改善の仕組みの 1 つとなっている。シラバスは教務システム「ユニバーサルパスポート」上に公開されており、学生及び全教職員はインターネット経由でいつでも閲覧できる。

大学学則第 11 条第 2 項及び「広島文教大学授業科目履修規程」【資料 4-2-③-20】第 6 条において、各学期に履修できる単位数は、原則として 24 単位以内とする、と履修登録単位数の上限を定めて、学生が学修時間を適切に確保できる枠組みを設定することにより単位制度の実質を保つ工夫を行っている。ただし、「広島文教大学授業科目履修規程」第 6 条において、卒業に必要な単位数に含まれない自由科目、教養教育科目のうち、「大学での学び a」、「大学での学び b」、「キャリア形成科目群」は、上限から除外している。また、集中講義については、原則として授業開講期間とは異なる期間に開講するため、各学期毎週の学修時間とは別立てと判断し、その上限から除外している。なお、令和 4 (2022) 年度から所属学科において優秀な成績を納めたと認められた学生においては、前年度末の通算 GPA 値が 3.5 以上であれば 28 単位以内、3.2 以上 3.5 未満であれば 26 単位以内に履修登録単位数の上限を緩和できる制度を整えた。

また、修業年限を超えて計画的に長期にわたる教育課程の履修については、「広島文教大学長期履修学生の取扱いに関する規程」【資料 4-2-③-21】において、各学期に履修登録できる単位数は、学部学生では卒業に必要な科目を 14 単位以内、大学院学生では修了に必要な科目を 7 単位以内と定めている。

令和 7 (2025) 年度前期の授業に関して「授業の適切な実施」をテーマとして「教務委員会」が出欠管理システムの入力状況を点検することとし、少人数による演習授業（いわゆるゼミ）になるようクラス分けされている科目を対象として前期期末試験期間終了後に点検を実施した【資料 4-2-③-22】。一部の科目で「休講・補講」届けを提出せずに授業を行った結果として出欠管理システムに入力漏れのある授業回が見つかったため、「教務委員会」委員から担当教員に適切な手続きと出欠管理の実施について指導を行った。なお、「卒業研究」については科目の特性から出欠管理システムによる記録が難しいことから、令和 7 (2025) 年度は各学科で作成した出席簿に出欠を記録したものを「学生サポート課」

に提出することとした【資料 4-2-③-23】。

以上のとおり、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成し、その体系性をカリキュラムマップによって示して学生及び教職員の理解を促すよう努めていると評価できる。シラバスにカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程に含まれる各科目の授業の方法、内容、授業計画などを適切に反映させるため、全教員に「広島文教大学シラバス作成のガイドライン」を配布して周知し、「教務委員会」が第三者によるシラバスチェックを実施・点検して、シラバスの質を保つよう努めている。履修登録単位数の上限を適切に設定した上で、通算 GPA 値の高い学生は履修登録単位数の上限を上回る履修ができる制度を設け学修意欲の向上を図る工夫をしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-③-01】 広島文教大学学則
- 【資料 4-2-③-02】 広島文教大学教育課程等に関する規程
- 【資料 4-2-③-03】 『学生生活ハンドブック 2025』（pp.159-174）
- 【資料 4-2-③-04】 広島文教大学 科目のナンバリングについて
- 【資料 4-2-③-05】 令和 7（2025）年度シラバス例
- 【資料 4-2-③-06】 ユニバーサルパスポート「ナンバリングについて」
- 【資料 4-2-③-07】 大学ホームページ「カリキュラムマップ」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）
- 【資料 4-2-③-08】 『学生生活ハンドブック 2025』（p.55、pp.67-68、p.73、p.79、p.84、p.89）
- 【資料 4-2-③-09】 広島文教大学における教育研究目的に関する規程
- 【資料 4-2-③-10】 広島文教大学大学院学則
- 【資料 4-2-③-11】 『学生生活ハンドブック 2025』（pp.144-149）
- 【資料 4-2-③-12】 令和 7（2025）年度大学院人間科学研究科科目のシラバス例
- 【資料 4-2-③-13】 広島文教大学シラバス作成のガイドライン
- 【資料 4-2-③-14】 広島文教大学教務委員会規程
- 【資料 4-2-③-15】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）
- 【資料 4-2-③-16】 令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 8 回）
- 【資料 4-2-③-17】 シラバスチェックリスト
- 【資料 4-2-③-18】 「学生による授業評価アンケート」結果
- 【資料 4-2-③-19】 「ティーチング・ポートフォリオ」作成・改訂依頼
- 【資料 4-2-③-20】 広島文教大学授業科目履修規程
- 【資料 4-2-③-21】 広島文教大学長期履修学生の取扱いに関する規程
- 【資料 4-2-③-22】 令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 7 回）
- 【資料 4-2-③-23】 令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 9 回）

④教養教育の実施

教養教育においては、自校教育として本学の教育理念や成り立ちなどについて学びつつ、学修プロセスを経る中で、基礎的なアカデミックスキルを身につけることを目指す「文教

学入門」をはじめとした「人間学科目群」がある。この科目群の科目は、高等学校等までの学習方法からの接続をスムーズに進めることができるよう特に配慮されている。その他、専門分野の学びに重きを置くあまり、ともすれば見落とされがちな教養教育分野での学修を促進する「現代教養科目群」、本学の有する「BECC」の機能を最大にいかす形で開講されている「国際教育系Ⅰ」及びより実用的な語学能力の修得を目指す「国際教育系Ⅱ」、情報処理やデータリテラシー能力の育成を目指す「情報教育系」、生涯学び続けるという姿勢を育成するとともにその導入となる科目を配置した「生涯教育系」、さらに社会の一員としての基本的なスキルを修得し、自身のキャリアデザインを構築した上で、インターンシップで現場に触れ、職業人としての意識の醸成を図るという形で、段階的に学修を進めることができる「キャリア形成科目群」が用意されている。特に「現代教養科目群」は3年次以上で履修することにより、専門分野の学びに傾きがちな状況に変化をもたらすことを狙いとしていた。結果、学生自らが考える力を育成する高度な学修が実現されるとともに、履修科目が教養または専門のどちらかに偏らないよう配置されている。これらの科目は平成30（2018）年入学生からは2年次にも履修することが可能となり、語学教育も含めて選択の幅を増やした形での選択必修科目の展開が実現している。学生が自らの学修をふり返りながらそのプロセスを自ら創造していくという形で、自律的な学修者としての成長へ向け、より早い段階から踏み出すことが可能となった。語学教育では、「BECC」を活用した英語の授業が、全学生にとって1年次必修となっている。「BECC」の施設を最大限に活用し、双方向性授業やICT機器の活用、アクティブ・ラーニングが実施されている。また、自律的な学修を実現する「SALC」を事前事後学修はもちろん、留学を視野に入れた語学能力の向上の場として、授業時間外における学生自身の積極的な学修に取り組む場として設けている。「BECC」には、1年次から4年次までの英語教育を専門とする外国人専任教員7人と英語の自律学修を支援する専任教員（前期2人、後期1人）が所属している。なお、教養教育科目においてもカリキュラムマップが作成され、『学生生活ハンドブック』【資料4-2-④-01】に掲載されている。学生は所属学科のカリキュラムマップと教養教育のカリキュラムマップを重ね合わせながら、計画的に履修を進めることができるようになっていく。教養教育科目の配置は、大学学則【資料4-2-④-02】第9条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」【資料4-2-④-03】に示すとおりであり、これらは、教養教育部を中心とする全学的な組織で管理・運営を行っている【資料4-2-④-04】【資料4-2-④-05】。結果として、初年次の学生に対し、本学のカリキュラム・ポリシーに示された学修方法を授業内・外の双方において体験する機会を十分に備えている。これにより学生は4年間で教養教育課程と専門教育課程をバランスよく履修できるようになっている。いずれの授業もシラバスを整備し、アクティブ・ラーニングなどの工夫を行って、幅広く深い教養や豊かな人間性を育成できるよう努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-2-④-01】『学生生活ハンドブック 2025』（p.55）

【資料4-2-④-02】広島文教大学学則

【資料4-2-④-03】広島文教大学教育課程等に関する規程

【資料4-2-④-04】令和7（2025）年度校務分掌

【資料 4-2-④-05】 広島文教大学教養教育部会規程

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど教授方法を工夫しているかに関しては、令和 7（2025）年度の全シラバスについて、アクティブ・ラーニングに関わるキーワードで検索をかけた結果、アクティブ・ラーニング授業に相当する科目の割合は 73.8%であった【資料 4-2-⑤-01】。

授業を行なう学生数（クラスサイズ）は、授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となるようにしている。具体的には、「教務委員会」【資料 4-2-⑤-02】委員が資格取得に関する科目のクラスサイズについて法令や指針などと照らし合わせている【資料 4-2-⑤-03】。また、「学生サポート課」【資料 4-2-⑤-04】が授業担当教員の意見を事前に聴取した上で開講期の履修登録学生数などの状況を踏まえて教室指定を行っている【資料 4-2-⑤-05】。

保育士科目の演習科目及び実習科目については、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号に基づき、50 人以内のクラス編成としている。また、資格取得に関する公的な指針に基づいて整備された施設（教室）において教育効果を考慮して演習授業を行うために、更に少ない人数にクラス分けして授業を行う科目もある。例えば「子どもの保健Ⅱ」（保育士必修科目）は、実技を中心とした内容の演習授業であるため、内容に適した設備のある 7 号館 3 階「介護実習室」（定員 20 人、介護福祉士養成課程用の教室として施設整備）において授業を実施している。1 クラスの科目担当教員は 2 人（専任教員（看護師）1 人・非常勤講師（保育士）1 人）である。

人間福祉学科では、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に基づき、演習科目、実習科目については 20 人以内のクラス編成としている。

心理学科では、公認心理師試験受験資格取得希望者のために公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認についてに基づき、必要な科目のうち実習・演習科目については、教員 1 人あたりの履修者数が 15 人以内となるように担当教員を配置している。

人間栄養学科では、栄養士法施行規則第 9 条（養成施設の指定の基準）10 項に規定されている「同時に授業を行う学生数（おおむね 40 人）」に基づき、原則、専門基礎分野と専門分野の科目において 1 クラスおおむね 35 人になるように、クラス編成を行っている。

大学院臨床心理学コースでは、公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認についてに基づき、「心理実践実習Ⅰ～Ⅶ」については、教員 1 人あたりの履修者数が 5 人以内となるように担当教員を配置している。

教養教育科目のうち、演習・実技・実習の授業については、教員と学生の間で双方向性のあるやり取りを容易にし、アクティブ・ラーニング型の授業を進めやすくするため、おおむね 50 人のクラス編成を行っている【資料 4-2-⑤-06】。例えば、「国際教育系」の卒業必修科目である「英語コミュニケーションⅠ」及び「英語コミュニケーションⅡ」については、カリキュラム・ポリシーの 1 の（2）に基づき、英語学修専用施設「BECC」を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかるため、

各クラスを30人以内で編成し、「BECC」所属の教員が授業を担当する演習科目としている。また、講義科目のうち履修者数の多い授業についても、限りある施設・設備・教員数の中で、クラスサイズをできるだけ小さくする努力を行っている。例えば、「人間学科目群」のうち全学1年生対象の卒業必修科目である「文教学入門」について、令和7（2025）年度の履修者数が352人であったため、2クラスに分けた上で講義担当者とは別に授業運営に関わる毎回の授業の出席などの確認、欠席学生への連絡、質問などを担当する教員を配置して教育効果の確保をはかった。なお、本科目は、令和元（2019）年度以降、2クラス編成で授業を実施している。また、2年次以降の「現代教養科目群」（全学対象・卒業選択必修科目）の科目履修者数の上限の設定及び上限の基準は、科目開講の前年度の後期に開催される「教養教育部会」【資料4-2-⑤-07】で審議・決定している【資料4-2-⑤-08】。具体的な上限の基準は、「現代教養科目」を同時に開講している時間割枠のそれぞれの履修者総数（a）をその時間の開講科目数（b）で割って求めた1科目平均履修者数を1.5倍した人数（c）とした（ $c = (a \div b) \times 1.5$ ）。さらに、科目の使用教室の収容人数を越えない人数（d）とすることも上限の基準に加え、（c）以下且つ（d）以下の履修者数となるようにクラスサイズを設定した。科目の使用教室は、「学生サポート課」が科目担当教員または所属部署の「教務委員会」委員に意見を聞き、授業内容に適した教室とした。履修希望者が上限を上回った場合は抽選を行って履修者を決めた。なお、「現代教養科目群」は7あるいは8科目を同時開講するため、抽選に外れた場合は第2希望以降の科目を履修できる。

以上のとおり、教授法については、多くの授業においてアクティブ・ラーニングを実施して学生の自主性やコミュニケーション力を育成する工夫をしている。また、授業の内容、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して授業を行う学生数（クラスサイズ）を調整し、授業効果を上げられるように工夫している。教授方法の工夫と効果的な実施に努めていると評価できる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料4-2-⑤-01】 令和7（2025）年度教務委員会議事概要（第10回）
- 【資料4-2-⑤-02】 広島文教大学教務委員会規程
- 【資料4-2-⑤-03】 令和7（2025）年度教務委員会議事概要（第6回）
- 【資料4-2-⑤-04】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第13条第9項抜粋）
- 【資料4-2-⑤-05】 令和7（2025）年度教室確認
- 【資料4-2-⑤-06】 令和7（2025）年度教養教育科目履修者数
- 【資料4-2-⑤-07】 広島文教大学教養教育部会規程
- 【資料4-2-⑤-08】 令和7（2025）年度教養教育部会議事録（第6回）

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価の全学的な取組みは、「高等教育研究センター」【資料 4-3-①-01】が中心的な役割を担っている。平成 30（2018）年度以降、三つのポリシーに関わる項目から構成される「教育評価表」を使用し、IR に基づく客観的な評価を実施してきた。「教育評価表」の項目のうち、ディプロマ・ポリシーに関しては、「卒業研究」GPA、卒業年次に「キャリアセンター」【資料 4-3-①-02】が実施する調査に基づく就職満足度、就職率、卒業年次に「高等教育研究センター」の「IR 部会」【資料 4-3-①-03】が実施する調査で測定されるディプロマ・ポリシーに基づく自己評定項目（補足項目を含む）等、及び各学科が独自に設定した項目から構成されている【資料 4-3-①-04】。

令和 6（2024）年度に本学のアセスメントプランを改正し、「教育評価表」に加えて、年度途中における評価を行うため、三つのポリシーに関する項目から構成される「中間評価表」を導入し、令和 7（2025）年度には一部項目を修正した。「中間評価表」においても、学科独自項目の設定を可能としている。「中間評価表」は、年度途中に活用するものであることから、基本的にはアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関する項目編成としている。ただし、毎年度 1 年生と 3 年生を対象に「高等教育研究センター」が実施している外部テストにより測定される能力等のうち本学のディプロマ・ポリシーと関連の深い項目について、1 年生の結果をアドミッション・ポリシー、3 年生の結果をカリキュラム・ポリシーに関する項目として設定している【資料 4-3-①-05】。

「教育評価表」と「中間評価表」を活用した学修成果の評価方法は次のとおりである。まず、「高等教育研究センター」及び「IR 部会」により「教育評価表」に集約された前年度データに基づき各学科が当該年度の目標値を設定し、その結果を「大学運営協議会」【資料 4-3-①-06】で審議し、学長が承認する。その後、前期末と後期末において「中間評価表」に収集されたデータに基づき各学科で現状把握と分析を行い、その結果を「大学運営協議会」で審議し、学長が承認している。加えて、令和 7（2025）年度も、「大学運営協議会」において 2 つの評価表のデータに基づく教育課程の適切性の検証を 10 月と 3 月の 2 回実施した【資料 4-3-①-07】。

大学院人間科学研究科では、人間の教育及び心身の健康に関する専攻分野における研究能力及び高度の専門性に基づく実践力を身につけさせることによって、社会に有用な人材を育成することを目標としている。この目標の達成状況を点検・評価するため、就職状況の調査を実施している。平成 30（2018）年度入学生からは、大学における所定の要件を満たして教育学専攻臨床心理学コースに入学した者が所定の単位を取得して修了することにより、公認心理師国家試験受験資格が得られることとなった。令和 3（2021）年以降、心理専門職として就職、国家試験にも合格し、公認心理師資格を取得する修了生も出ている。今後も引き続いて、就職状況並びに公認心理師国家試験の出願・合否状況を調査することにより、人材育成の目標の達成状況を点検・評価することとしている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-①-01】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 4-3-①-02】 広島文教大学キャリアセンター規程
- 【資料 4-3-①-03】 広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則
- 【資料 4-3-①-04】 「教育評価表」における各学科の資格・免許及び独自目標項目
- 【資料 4-3-①-05】 令和 7（2025）年度中間評価表（項目一覧）
- 【資料 4-3-①-06】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 4-3-①-07】 令和 7（2025）年度大学運営協議会議事録（10 月 29 日、3 月 25 日開催）

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の把握・評価の結果のフィードバックについて、全学的なアセスメントプランに基づく取組みでは、「教育評価表」と「中間評価表」を活用している。「教育評価表」に集約された前年度データは、各学科にフィードバックされ、各学科が当該年度の数値目標を設定する際に活用されている。「中間評価表」に年 2 回集約されるデータは、各学科による現状把握分析に活用されている。各学科の数値目標や現状把握分析の結果は、「大学運営協議会」【資料 4-3-②-01】で審議される。さらに、これら 2 つの評価表に基づく教育課程の適切性の検証の審議も「大学運営協議会」において行われている。

各授業科目に関するフィードバックについては、「高等教育研究センター」の「FD 部会」【資料 4-3-②-02】が平成 13（2001）年度から前期末と後期末の 2 回「学生による授業評価アンケート」を実施し、その集計結果を学内ポータルサイト【資料 4-3-②-03】及び大学ホームページ【資料 4-3-②-04】で公開している。自由記述欄に記載された回答は「FD 部会」から授業担当者に個別にフィードバックしている。また、「学生による授業評価アンケート」の結果は、公開授業対象授業科目の選定に活用されるとともに、各教員が毎年作成・改訂する「ティーチング・ポートフォリオ」において授業改善に向けた資料としても活用されている。

大学での学びに対する学生の意識や学修活動については、「高等教育研究センター」の「IR 部会」【資料 4-3-②-02】が毎年前期と後期に実施する学生対象調査により現状把握を行っている。具体的には、前期に実施している「学生生活に関するアンケート」では、大学での学びに関する満足度と成長感等について尋ねる項目を使用している。後期に実施している「育心アンケート（4 年生）」と「自己評価シート（1～3 年生）」では、共通して授業外学修時間と学修ストレスの項目を使用している【資料 4-3-②-05】。いずれの調査の集計結果も、「高等教育研究センター運営委員会」【資料 4-3-②-06】に報告されるとともに、学内ポータルサイト【資料 4-3-②-07】及び大学ホームページ【資料 4-3-②-08】で公表されている。さらに、これらの学生対象調査データを経年的に分析した資料論文を『広島文教大学高等教育研究』において発表している【資料 4-3-②-09】。また、前期末に「教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会」において代表学生から授業改善等について直接意見や要望を聴取する機会を設け、その結果は「高等教育研究センター運営委員会」や「大学運営協議会」に報告している【資料 4-3-②-10】【資料 4-3-②-11】。さらに、大学全体に関わる意見の一部に対しては、前期のアンケートのフィードバック資料の中に

記載している。

なお、上述した「学生による授業評価アンケート」、「学生生活に関するアンケート」、「育心アンケート（4年生）」、及び「自己評価シート（1～3年生）」の項目の一部は、「教育評価表」や「中間評価表」の項目に含まれている。このほかにも、「キャリアセンター」【資料 4-3-②-12】が実施している「卒業生の就職先に対するアンケート」と「就職に対する広島文教大学卒業生アンケート」の集計結果、各年度の資格取得者の一覧、及び国家資格合格者数も大学ホームページで公表している【資料 4-3-②-13】。

以上の事柄から、多様な観点から学修成果の把握・評価を行い、その結果を大学全体、各学科、各授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-②-01】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 4-3-②-02】 広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則
- 【資料 4-3-②-03】 学内ポータルサイト「授業評価アンケート」
- 【資料 4-3-②-04】 大学ホームページ「学生による授業評価」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）
- 【資料 4-3-②-05】 令和 7（2025）年度高等教育研究センター運営委員会議事録（第 3・7 回）
- 【資料 4-3-②-06】 広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程
- 【資料 4-3-②-07】 学内ポータルサイト「学生生活アンケート」「育心アンケート・自己評価シート」
- 【資料 4-3-②-08】 大学ホームページ「学修時間・成果」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）
- 【資料 4-3-②-09】 『広島文教大学高等教育研究』の資料論文
- 【資料 4-3-②-10】 令和 7（2025）年度高等教育研究センター運営委員会議事録（第 6 回）
- 【資料 4-3-②-11】 令和 7（2025）年度大学運営協議会議事録（8 月 27 日開催）
- 【資料 4-3-②-12】 広島文教大学キャリアセンター規程
- 【資料 4-3-②-13】 大学ホームページ「卒業生の就職先に対するアンケート」「卒業生アンケート」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>）

【基準 4 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

単位認定、進級認定、卒業・修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた基準を定め、厳格に運用している。多くの授業科目において単位認定にあたっての評価対象となるレポート及び発表については、そのコモンルーブリックを定め、「ユニバーサルパスポート」上に明示するとともに、これを用いて評価を行う場合にはシラバスに明記することで、評価基準の透明性を高めることができている。さらに、各学科で必修科目となって

いる「卒業研究」についてもルーブリックを作成することにより、評価の平準化をはじめ、学修成果を点検・評価する方法の確立につながっている。

通算 GPA 値が高い学生が履修登録単位数の上限を上回る履修ができる制度は、学生の学修意欲向上に寄与しているといえる。また、令和 6 年(2024)年度からは、令和 3(2021)年以降の入学生に対して新たに加えた卒業時に通算 GPA 値が 1.2 以上であることという卒業要件に基づき、卒業認定の協議を「教授会」において行っている。このように卒業認定要件に GPA を導入し、学修成果の可視化と一定水準の担保を実現している。

前期末と後期末の 2 回実施する「学生による授業評価アンケート」の各授業科目に関する集計結果は、学内ポータルサイト及び大学ホームページで公開することにより、フィードバックの透明性を図ることができている。また、「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、公開授業の対象科目の選定や、各教員が毎年作成・改訂する「ティーチング・ポートフォリオ」において授業改善に向けた資料としても活用するなど、FD 活動の充実を図ることに寄与している。

大学での学びに対する学生の意識や学修活動については、前期に「学生生活に関するアンケート」、後期に「育心アンケート(4年生)」、「自己評価シート(1~3年生)」を実施し、その結果を学内ポータルサイト及び大学ホームページで公表している。「学生による授業評価アンケート」、「学生生活に関するアンケート」、「育心アンケート(4年生)」及び「自己評価シート(1~3年生)」の項目の一部は、「教育評価表」や「中間評価表」の項目に含まれ、教育改善の基礎資料として活用している。さらに、「教育評価表」と「中間評価表」に集約したデータに基づき学科ごとに教育課程の適切性の検証を行い、その結果を「大学運営協議会」で審議した後、学長が承認する取組みを実施している。令和 6(2024)年度から「中間評価表」を導入し、半期ごとにデータに基づく教育課程の適切性の検証を行うことにより、年度途中での教育活動の進捗状況の確認や計画修正の必要性についての客観的な点検が可能となった。令和 6(2024)年度を試行期間とし、令和 7(2025)年度から一部項目を修正した上で本格実施しているため、まだこの変更によりどのような成果が出ているか判断できないが、継続的に運用しながら引き続き改善に努めていく。また、学生対象調査データを経年的に分析した資料論文を『広島文教大学高等教育研究』において発表・公表することにより取組みの成果や課題の検証に寄与している。

令和 7(2025)年度は、前年度のシラバスチェックにて確認された、教育課程の変更が十分に反映されていない事例への対処として、前述した 8 点について前期期間に精査し、後期シラバスについて重点的にシラバスチェックや適正な手続きの点検を行った。点検後の修正依頼についてはシラバス担当教員への修正依頼日を記録し、シラバス修正期間終了後に「教務委員会」委員による再点検を行い、適正なシラバス作成の体制整備を図ることができた。同様に前年度に今後の取組み課題とされた「授業の適切な実施」に関しては、各授業の実施の適切性を確認するため、「授業の適切な実施」をテーマとして「教務委員会」が出欠管理システムの入力状況を点検し、シラバス記載の時間割に従って過不足なく授業を実施して学生の授業を受ける権利を守ること、適切に出欠を管理して客観的な授業実績資料を残し、必要であれば「休講・補講届」を提出することの 2 点に関し全教職員へ注意喚起と周知を図るなど、「教務委員会」を核として教育の質保証の維持に努めている。

以上のように本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級認定、卒業・

修了認定基準を定め厳格に運用することなどを通して、学生に求められる達成水準を明示している。加えて、複数の学生対象アンケートの結果を踏まえた検討により、教育課程の見直し、教授方法の改善、学修成果の把握・評価を随時行っているといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年の高等教育を取り巻く目紛しい環境変化、そして毎年の自己点検・評価の結果を踏まえ、上述したように従来の「教育評価表」に「中間評価表」を含めた教育課程の適切性の検証の取組みを導入し、より迅速に教育課程の検討等を行う環境を整備した。この取組みを今後も継続して実施していく中で、各評価表の項目が学修成果や三つのポリシーの内容を適切に反映するものとなっているかを継続的に検討し、必要に応じて改善していく必要がある。

上述の「教務委員会」を中心に行った「シラバスチェック」や「出欠管理システム」のチェックに基づく適切な授業の実施に向けた取組みは、令和7(2025)年度前進を見せたものの、現状の課題を明らかにして教職員へ働きかけを行った取組みの開始段階であり、今後も定着に向けた作業が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「教育評価表」と「中間評価表」を用いた年2回の教育課程の適切性の検証に用いる項目の改善・修正に係る手続きに関して、「高等教育研究センター運営委員会」において「教育評価表・中間評価表の項目変更手続き(申し合わせ)」を定め、「大学運営協議会」に報告した。今後も、教育課程の適切性の検証の取組みにおいて見出された改善点等を基に各評価表項目の修正等を行うとともに、実施計画に基づき、データ収集や検証の手続きを着実に遂行していく。

「教務委員会」にて「シラバスチェック」と「授業の適切な実施」を今後も継続して行い、非常勤教員を含めた教職員全員が授業に関するルールを認識・遵守し、安定した授業が展開できるよう学内への働きかけに努める。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- ② 権限の適切な分散と責任の明確化**
- ③ 職員の配置と役割の明確化**

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- ① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

学長は、大学を代表するとともに校務遂行に必要な権限を有する旨が「学校法人武田学園組織規程」【資料 5-1-①-01】、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」【資料 5-1-①-02】において規定され、大学の意思決定において適切なリーダーシップを発揮する体制を確立している。また、学長が適切なリーダーシップを発揮するために学長を補佐する体制として、副学長 2 人（教学担当 1 人、校務運営担当 1 人）、学長補佐 1 人（地域連携担当）を配置するとともに「学長室」を設置している。また、様々な立場、角度から大学全体で協議するため、「大学運営協議会」【資料 5-1-①-03】、「教授会」【資料 5-1-①-04】、「学長補佐会」【資料 5-1-①-05】並びに「学科長会」【資料 5-1-①-06】を組織し、これらを学長が統轄している。併せて、各学科においては学科長を中心に定期的に「学科会」【資料 5-1-①-07】を開催し、全学的に意思の統一を図る体制が整っている（【資料 5-1-①-08】参照）。

なお、大学院課程においても学長が研究科長を兼務してリーダーシップを発揮しており【資料 5-1-①-09】、副研究科長が研究科業務全般について学長を補佐している。具体的には、「広島文教大学大学院人間科学研究科委員会規程」【資料 5-1-①-10】の規定に基づき、「広島文教大学大学院人間科学研究科委員会」及び「大学院運営委員会」において、運営に必要な事項を審議し、学長に意見を述べる体制が整っている（【資料 5-1-①-08】参照）。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-①-01】 学校法人武田学園組織規程
- 【資料 5-1-①-02】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 5 条抜粋）
- 【資料 5-1-①-03】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 5-1-①-04】 広島文教大学教授会規程
- 【資料 5-1-①-05】 広島文教大学学長補佐会規程
- 【資料 5-1-①-06】 広島文教大学学科長会規程
- 【資料 5-1-①-07】 広島文教大学学科会規程
- 【資料 5-1-①-08】 教学・事務組織（令和 7（2025）年 5 月 1 日現在）
- 【資料 5-1-①-09】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 6 条抜粋）
- 【資料 5-1-①-10】 広島文教大学大学院人間科学研究科委員会規程

②権限の適切な分散と責任の明確化

本学の権限及び責任については「学校法人武田学園組織規程」【資料 5-1-②-01】第 7 条から第 10 条において、学長、副学長、学部長及び学科長を配置するとともに「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」【資料 5-1-②-02】により、各職務における権限の適切な分散と責任を明確にしている。

「学長補佐会」【資料 5-1-②-03】（令和 7（2025）年度 3 回開催（メール審議を含む））は、学長、副学長、学長補佐等が出席して、大学の重要問題について学長の諮問事項を検討する組織である。「大学運営協議会」【資料 5-1-②-04】（令和 7（2025）年度 17 回開催）は、学長、副学長、学長補佐、学科長、各センター・オフィス長及び「学園統括部長」等が出席して、大学運営における最も重要な事項について意見を交換し、理事会への議案上

程や学長の決定に先立って重要事項を審議する組織である。「教授会」【資料 5-1-②-05】(令和 7 (2025) 年度 16 回開催) は、学長の決定にあたり意見を述べるとともに、教育研究の重要事項について審議する組織である。「学科長会」【資料 5-1-②-06】は、学科間の調整と教育方針の統一を図るための協議を行い、学長の賛意が得られた議案については「大学運営協議会」等に提出することができることとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より令和 3 (2021) 年度以降は定期的には開催せず、必要に応じて学長が個別に学科長と協議を行うことにより情報の共有化を図ることとした。

また、大学運営及び学科間連携の円滑化のために各センター組織を配置しており、それぞれのセンター、オフィスには、センター長またはオフィス長及び教員・職員混成の構成員を配置している。こうした組織は権限の分散と学長のリーダーシップとを結びつける体制につながっており、業務の内容及びレベルに応じた責任を明確化している。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 5-1-②-01】 学校法人武田学園組織規程
- 【資料 5-1-②-02】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程
- 【資料 5-1-②-03】 広島文教大学学長補佐会規程
- 【資料 5-1-②-04】 広島文教大学大学運営協議会規程
- 【資料 5-1-②-05】 広島文教大学教授会規程
- 【資料 5-1-②-06】 広島文教大学学科長会規程

③ 職員の配置と役割の明確化

職員の組織編成については、「学校法人武田学園組織規程」【資料 5-1-③-01】及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」【資料 5-1-③-02】で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。また、大学の校務運営組織には「学園統括部」の部署長を適宜配置し、教職協働でお互いが連携して大学運営に携わることができるよう心掛けている。

例年夏期と冬期の 2 回開催される「FD・SD 研修会」【資料 5-1-③-03】では、教員のみならず職員も研修会講師として話題提供を行っている。特に、教員と職員がお互いに認識して欲しい分野のノウハウも提供しており、また、職員も原則全員参加となっていることより、大学の置かれた現状や改革の必要性の共通認識を図る機会としても活用できている。さらに、例年 8 月に開催される「学校法人武田学園教職員研修会」【資料 5-1-③-04】では、学園の置かれた現状や将来構想について理事長自らが全教職員に向けて講話を行っている。開会時には、学園訓及び学園ビジョン・ミッションを全教職員が唱和し、進むべき方向の確認・共有を図る機会としても活用できている。

また、学園が職員に求める能力については、「学校法人武田学園人事評価規程」【資料 5-1-③-05】に定められ、教員とは異なる能力を求めている。具体的には、6 等級の資格等級別に領域毎の能力評価基準が示されており、昇任の際の参考として活用されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-③-01】 学校法人武田学園組織規程

【資料 5-1-③-02】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程

【資料 5-1-③-03】 令和 7（2025）年度「FD・SD 研修会」（夏期・冬期）開催案内

【資料 5-1-③-04】 令和 7（2025）年度「武田学園教職員研修会」開催案内

【資料 5-1-③-05】 学校法人武田学園人事評価規程

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

大学学則【資料 5-2-①-01】第 1 条に示す教育目的に基づいて、同第 2 条に定める学部・学科を編成し、同第 9 条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」【資料 5-2-①-02】に示すように教育課程を編成している。本学は、この教育課程に即して必要な教員を各学科等に配置している。各学科等の専任教員数は大学設置基準別表第一及び別表第二の基準を満たしている。

教員の配置については、教員の選考等について定めた「広島文教大学教員選考審査規程」

【資料 5-2-①-03】に基づいて、教員の採用・昇任等の検討の都度、審査委員会を設け、本学教育課程の教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行うこととしている。近年の事例として、教員公募の際に、十分な選考を実施するだけの応募が得られないために公募期間の延長や再公募を実施せざるを得ない状況が生じる場合や、正規の手続きを経て採用予定者として決定した者が、採用予定日間近に自己都合によって採用を辞退する事態が生じるなどして、一部不足を補うことができていないが、必要な公募等は継続して行っており、教員の確保に努めている。

また、大学学則第 12 章に定める本学で取得可能な教職課程（小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、栄養教諭一種免許状）及び国家試験（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、管理栄養士及び公認心理師）受験資格を得させるための教育課程及び資格を得させるための教育課程（保育士、栄養士）については、幼稚園教諭一種免許状について必要教職専任教員数が一部不足しているが、関係する法令等で定める専任教員数の基準をおおむね満たしている【資料 5-2-①-04】。

以上のことから、教育目的及び教育課程に即した教員配置を行い、本学で取得可能な免許・資格等を得させるために必要な教員数の基準を満たし、教員の採用・昇任等による教員の確保に努め、その配置を適切に行っているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-2-①-01】 広島文教大学学則

【資料 5-2-①-02】 広島文教大学教育課程等に関する規程

【資料 5-2-①-03】 広島文教大学教員選考審査規程

【資料 5-2-①-04】 『令和 7（2025）年度教職課程自己点検評価報告書』

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FDをはじめとする教育内容・方法などの改善においては、「広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則」【資料 5-3-①-01】に基づき「高等教育研究センター」【資料 5-3-①-02】の「FD 部会」が主にその業務を担当している。

授業改善に関しては、毎学期すべての授業を対象に「学生による授業評価アンケート」を実施し、集計結果を学内ポータルサイト【資料 5-3-①-03】及び大学ホームページ【資料 5-3-①-04】で公表するとともに、アンケートの自由記述欄に記載された学生の意見は授業担当者に個別にフィードバックされている。また、「学生による授業評価アンケート」において高い評価を得た上位授業科目（非常勤講師の授業科目は除く）を学期ごとに複数選出し、全教職員対象に公開授業を実施し、個々の教育実践の改善・開発につなげる取組みを行っている【資料 5-3-①-05】さらに、令和 6（2024）年度には、「FD・SD 研修会」において、公開授業を担当した教員による授業実践の意図や目的、工夫等について紹介する分科会を実施した【資料 5-3-①-06】。

令和元（2019）年度から「ティーチング・ポートフォリオ」を導入し、継続的に作成・改訂を繰り返すことで、教員が自らの教育活動の振り返りや自己評価を行い、効率的効果的な教育活動の改善や授業力向上につながるようにしている【資料 5-3-①-07】。さらに、各教員の「ティーチング・ポートフォリオ」は学内ポータルサイト【資料 5-3-①-08】に掲載されるとともに、令和 2（2020）年度以降は人事評価資料としても活用されている。このほかに、本学教員の教育研究の成果を公表する場として、『広島文教大学紀要』と『広島文教大学高等教育研究』をそれぞれ年 1 回刊行している【資料 5-3-①-09】。

教育の質向上に向けた企画や FD の啓発活動として、毎年夏期と冬期に実施される「FD・SD 研修会」がある【資料 5-3-①-10】。この研修会は、分科会と全体会の 2 部構成となっており、高等教育改革・改善及び本学の教育活動のさらなる向上を図るためのものである。研修会の内容は、本学教職員のニーズも考慮し、教員向け、職員向け、教職員全体向けの講座が含まれるよう検討が行われている。研修会の企画・立案においては、教員と職員が

ら構成される「FD 部会」が原案を作成し、「高等教育研究センター運営委員会」【資料 5-3-①-11】で審議・決定され、学長の了承を得て実施されている。なお、過去の研修会の内容は、大学ホームページで公表している【資料 5-3-①-12】。「FD・SD 研修会」の実施にあたっては、令和 3（2021）年度から、当日校務等で欠席した教職員向けに一部またはすべての講座を録画し、より多くの教職員が研修に参加できるようにしている。さらに、附属高等学校にも開催案内をしており、高大連携の機会ともなっている【資料 5-3-①-10】。各研修会の終了後には「FD 部会」が参加者向けアンケートを実施し、その結果は次回以降の研修会を企画する際の参考資料としている。

また、令和元（2019）年度より、採用時から 1 年間にわたって本学における教育の質保証のための新任教員研修プログラムを実施している【資料 5-3-①-13】。このプログラムは、当該年度に本学に新しく着任した専任教員を対象に、事務的手続きの方法に関する研修や「FD・SD 研修会」を含む教育力向上に関する研修、及び「メンターによる定期的な個人面談」が計画的に行われている。年度末には、新任教員対象の振り返りアンケートが実施され、次年度以降の参考としている。なお、前述した令和 6（2024）年度夏期の「FD・SD 研修会」では、主に新任教員向けとして「ティーチング・ポートフォリオ」に関する分科会も実施している【資料 5-3-①-06】。さらに、令和 3（2021）年度には、「高等教育研究センター」が本学で教育研究活動や校務を進めてゆくための基本的知識を内容とする『新任教員のための教員生活ハンドブック』を作成した。このハンドブックの内容は、毎年度見直しを行うとともに、新任教員のみならず従来から勤務している教員にとっても改めて教育・研究活動等を再確認するためのツールともなる。そのため、令和 7（2025）年度からは、すべての教員向けの資料であることがわかるよう『広島文教大学教員ハンドブック』と名称を改め、令和 6（2024）年度までの内容も含めて閲覧できるよう整備している【資料 5-3-①-14】。

以上の事柄から、教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、適宜見直しを行っているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-3-①-01】 広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則
- 【資料 5-3-①-02】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 5-3-①-03】 学内ポータルサイト「授業評価アンケート」
- 【資料 5-3-①-04】 大学ホームページ「学生による授業評価」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/>)
- 【資料 5-3-①-05】 授業評価に基づく公開授業の実施について（令和 7（2025）年度前期・後期）開催案内
- 【資料 5-3-①-06】 令和 6（2024）年度「FD・SD 研修会」（夏期・冬期）開催案内
- 【資料 5-3-①-07】 令和 7（2025）年度ティーチング・ポートフォリオ作成に係る今後の計画について
- 【資料 5-3-①-08】 学内ポータルサイト「ティーチング・ポートフォリオ」
- 【資料 5-3-①-09】 『広島文教大学紀要』に関する内規・執筆申込書、『広島文教大学高等教育研究』刊行に関する申し合わせ・執筆申込書

【資料 5-3-①-10】令和 7（2025）年度「FD・SD 研修会」（夏期・冬期）開催通知メール及び開催案内

【資料 5-3-①-11】広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程

【資料 5-3-①-12】大学ホームページ「高等教育研究センター」（<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/campuslife/center/higher/>）

【資料 5-3-①-13】広島文教大学における教育の質保証のための新任教員研修プログラム実施要項

【資料 5-3-①-14】『広島文教大学教員ハンドブック』（HERC ブックレットⅡ）

② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識・技能の習得を目的に、職員（大学執行部、教員、事務・技術職員等）を対象に、「大学教職員研修会」【資料 5-3-②-01】を開催しているほか、「FD・SD 研修会」【資料 5-3-②-02】を夏期・冬期に開催している。

「FD・SD 研修会」としては、夏期の定例開催分（令和 7（2025）年 8 月 28 日実施）において、令和 3（2021）年度から実施している GPS-Academic（学生の汎用的能力を客観的に測定することにより大学での学修成果を可視化するための分析ツール。毎年 1 年生と 3 年生が受検している。）の結果について、外部講師より本学学生の特徴やデータの活用方法について解説していただき、教職員全員の理解を深めた。

また、冬期の定例開催分（令和 8（2026）年 2 月 26 日実施）においては、「障害学生支援委員会」【資料 5-3-②-03】より「合理的配慮の手続き」について教職員全員に説明し、学生に対する必要かつ合理的な配慮の必要性と本学として適正な対応をしていただくよう要請した。

このほか、事務職員を対象とした SD としての能力開発を進める取組みが、以下の 2 制度の運用により定着している。

・能力開発ポイントを活用した職務遂行能力の引き上げ

能力開発ポイントは事務職員の能力開発への取組み状況を可視化することを目的に、研修参加や論文投稿、資格取得や業務改善、環境改善のほか多岐にわたる能力開発手段を項目ごとにポイント化した制度であり【資料 5-3-②-04】、事務職員は、毎年度期初に能力開発の目標と達成するための方法、時期を部署長と協議のうえ目標設定シートに掲げて取り組んでいる。令和 7（2025）年度は、事務職員全体が期初に設定した目標 848 ポイントに対し、期末実績は 870 ポイントを計上した。期末には、職位別の開発ポイントを集計・分析し、次年度の能力開発の進め方の参考とするなど、制度の安定した運用が定着している。

・メンター制度の活用

新人職員や昇進者を中心に、職務上の課題解決や自身のキャリア形成を目的としたメンター制度を運用している【資料 5-3-②-05】。部署を超えた指導関係を意図的に設定することで OJT（On the Job Training）が補完されるだけでなく、指導する側のメンターの成長にも結び付いている。令和 7（2025）年度は前年と同水準の 7 組の職員が利用した。

以上のように、職員の資質・能力向上のために研修等を組織的・計画的に実施し、適宜見直しを行っているといえる。

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料 5-3-②-01】 令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」開催案内
- 【資料 5-3-②-02】 令和 7（2025）年度「FD・SD 研修会」（夏期・冬期）開催案内
- 【資料 5-3-②-03】 広島文教大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 5-3-②-04】 令和 7（2025）年度 SD 能力開発ポイント表
- 【資料 5-3-②-05】 メンター制度の募集ならびに概要について

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

研究環境の整備については、まず本学附属図書館の適切な運用が挙げられる。本学附属図書館では、図書、雑誌のほか新聞、視聴覚資料、マイクロフィルム、貴重資料（和装本）等を収蔵しており、それらについて大学教員は 50 冊を上限とし、60 日間貸出することができる。また、個人研究費で購入した図書については貸出冊数を無制限、貸出期間についても無期限とし、各教員の研究活動が円滑に進められるようにしている【資料 5-4-①-01】。

教員個人に対しては、全専任教員に対して研究室が与えられ、椅子・机、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。パソコンや周辺機器の調達に必要な個人研究費も一定額割り当てている。また、大学院生が研究に専念するための「大学院控室」も設けており、椅子・机、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。

研究の支援体制については、「総合支援課」【資料 5-4-①-02】において公的研究費の公募に関する情報等の提供と獲得の奨励、申請書類の記載内容の確認など申請する際の事務手続きの支援、及び研究倫理の啓発に資する学習の支援を行っている。また、令和 7（2025）年度も夏期の「FD・SD 研修会」において、「科学研究費助成事業（科研費）研究計画調書の作成ポイントと適正な研究費の使用について」と題する分科会を実施した【資料 5-4-①-03】。

令和 6（2024）年度には、研究環境について現状把握を行うため、「高等教育研究センター」【資料 5-4-①-04】の「IR 部会」【資料 5-4-①-05】による教員対象の「教育研究活動に関するアンケート」に、研究費、研究室、研究設備に関する項目、及び研究推進のために導入を希望する設備や機器、支援を希望する事柄や場面等に関する自由記述項目等を含めた調査を実施した。その結果、全体としては現状のままで支障がないという回答割合が多かったが、自由記述では事務手続きや教育研究環境の改善についての指摘もみられた。こ

の集計結果の資料は、「高等教育研究センター運営委員会」【資料 5-4-①-06】を経て学長に報告されるとともに、教職員向けにもフィードバックされた【資料 5-4-①-07】。令和 7(2025)年度も一部項目を変更して、「教育研究活動に関するアンケート」を実施した【資料 5-4-①-08】。

以上の事柄から、適切に研究環境を整備し、有効に活用しながら今後の改善に向けての現状把握のための取組みも行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-①-01】 広島文教大学附属図書館ホームページ「利用案内」(https://www.h-bunkyo.ac.jp/library/g_usersguide/fac_st.html)

【資料 5-4-①-02】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 7 項抜粋）

【資料 5-4-①-03】 令和 7（2025）年度「夏期 FD・SD 研修会」開催案内

【資料 5-4-①-04】 広島文教大学高等教育研究センター規程

【資料 5-4-①-05】 広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則

【資料 5-4-①-06】 広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程

【資料 5-4-①-07】 令和 6（2024）年度高等教育研究センター運営委員会議事録（第 8 回）

【資料 5-4-①-08】 令和 7（2025）年度教育研究活動に関するアンケート（依頼）

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理を確立するための組織は、「広島文教大学高等教育研究センター規程」【資料 5-4-②-01】第 3 条（9）「研究倫理に関すること。」に基づき「高等教育研究センター」がそれを担っている。また、「広島文教大学研究倫理規程」【資料 5-4-②-02】第 5 条に基づき、「研究倫理委員会」が設置されており、委員長は「高等教育研究センター長」が兼任している。「研究倫理委員会」は、「広島文教大学研究倫理規程」第 5 条 2（1）「研究実施計画、及び出版公表原稿等の審査に関すること。」に基づき、研究倫理審査を行い、その結果を学長に答申している。なお、研究倫理審査については、手続きがスムーズに行えるよう、「研究倫理委員会」が申請書類作成や審査過程に関する留意事項等を記載した「広島文教大学における研究倫理審査に関する Q&A」及び「研究倫理申請チェックシート」を作成し学内に周知している【資料 5-4-②-03】。

研究倫理教育については、「広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規」【資料 5-4-②-04】第 4 条に「研究者等（教員に限る。）は、5 年を超えない期間ごとに研究倫理教育を受講しなければならない。」と定めている。これに基づき、令和元(2019)年に独立行政法人 日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」の受講による研究倫理教育を実施し、これ以降に本学に着任した教員に対しても計画的に研究倫理教育を実施する体制が整えられている。さらに、令和 6(2024)年度にも、独立行政法人 日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」の受講による研究倫理教育を実施した【資料 5-4-②-05】。学生に対しても、「高等教育研究センター」及び「研究倫理委員会」の編集によるブックレット I『レポート・研究論文の書き方』を作成し、学内ポータルサイトに掲載して周知することにより研究倫理への意識を高めてきた。しかし、このブックレットが平成 30(2018)年に発行

されてから内容の見直し等が行われていないため、「高等教育研究センター」において令和7（2025）年度に内容の再検討・更新を行い、『レポート・研究論文の書き方』の改訂版を作成し、改めて学内ポータルサイトに掲載して周知した【資料 5-4-②-06】。

また、研究費の適切な執行については、専任教員と研究経費に関わる職員が互いに連携・協力するとともに、不正を未然に防止にも努めている。不正を未然に防止する体制として、「最高管理責任者」を学長、「統括管理責任者」を副学長（校務運営担当）、「コンプライアンス推進責任者」を「高等教育研究センター長」として「広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則」【資料 5-4-②-07】を定め、責任体制を明確にしている。また、教職員の倫理意識の向上を図るため、令和5（2023）年度の冬期「FD・SD 研修会」では「科研費の内部審査について」と題する全体会を実施し、「統括管理責任者」から「2023年度公的研究費に掛かる内部監査実施報告」が行われ、「コンプライアンス推進責任者」から「公的研究費の適正な使用について—適正かつ有効な活用をめざす啓発活動—」の留意点等が示された【資料 5-4-②-08】。さらに、令和7（2025）年度夏期の「FD・SD 研修会」において、「科学研究費助成事業（科研費）研究計画調書の作成ポイントと適正な研究費の使用について」と題する分科会を実施した【資料 5-4-②-09】。

以上の事柄から、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用するとともに、研究倫理に関する教職員の理解が深まるような取組みも行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-②-01】 広島文教大学高等教育研究センター規程

【資料 5-4-②-02】 広島文教大学研究倫理規程

【資料 5-4-②-03】 「広島文教大学における研究倫理審査に関するQ&A」及び「研究倫理申請チェックシート」

【資料 5-4-②-04】 広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規

【資料 5-4-②-05】 研究倫理教育受講状況

【資料 5-4-②-06】 『レポート・研究論文の書き方』（HERCブックレットⅠ）の改訂に関する資料（初版，改訂版，高等教育研究センター運営委員会議事録）

【資料 5-4-②-07】 広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則

【資料 5-4-②-08】 令和5（2023）年度「冬期FD・SD研修会」開催案内

【資料 5-4-②-09】 令和7（2025）年度「夏期FD・SD研修会」開催案内

③研究活動への資源の配分

教員個人に対する研究活動への資源配分としては、「広島文教大学教員個人研究費規程」【資料 5-4-③-01】に基づき、年間の個人研究費として令和7（2025）年度は専任教員10万・特任教員7.5万円・助手5万円を支給した。令和7（2025）年度の個人研究費については年度初めの「教授会」で学長から個人研究費の配分額について説明があり【資料 5-4-③-02】、経理課より『広島文教大学教員ハンドブック』【資料 5-4-③-03】「Ⅱ 個人研究費の使途」に基づき適切に研究活動に取り組むよう依頼している。

本学では毎年「広島文教大学教育・研究活動支援制度」【資料 5-4-③-04】として、「個人

及び共同研究」、「科学研究費申請促進（個人研究対象）」、「高等教育研究・実践 GP 助成」、「出版助成」の4つの枠組みを設定し、助成金を交付している【資料 5-4-③-05】。原則として本学の専任教員が行う単年度の教育・研究活動で同一年度内に研究代表者として申請できる件数は1件のみとしている。「個人及び共同研究」は、個人研究または共同研究に対しての助成金となっており、申請者から提出される教育・研究活動支援制度助成金交付申請書に基づき交付金額を決定している。また、「科学研究費申請促進（個人研究対象）」は当該年度に学術振興会科学研究費助成事業へ申請することを交付の条件とする助成金で、1件あたり5万円を上限として支給される。これは、外部資金の獲得を奨励する目的で枠組みが設定されている。「高等教育研究・実践 GP 助成」は、高等教育に関わる今日的課題についての特色ある教育実践または研究を対象に支給されるものである。「出版助成」は、学科等の組織的教育実践または高等教育研究に関わる出版を対象に支給されるものである。例年、専任教員に対して応募を呼びかけ、申請された教育・研究活動については「高等教育研究センター」【資料 5-4-③-06】において慎重審議のうえ、原案を作成して学長が決定している。令和7（2025）年度において、「個人及び共同研究」への応募は2件であり、審議の結果、2件とも採択された【資料 5-4-③-07】。なお、「科学研究費申請促進（個人研究対象）」、「高等教育研究・実践 GP 助成」、「出版助成」への応募は0件であった。

公的研究費のうち、学術振興会科学研究費助成事業は、「広島文教大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」【資料 5-4-③-08】に基づき、専任教員を対象として、科学研究費助成事業（基盤研究（A・B・C）、挑戦的研究、若手研究、研究成果公開促進費）の公募をはじめとする各種公募について周知をしている【資料 5-4-③-09】。令和7（2025）年度は、若手研究に1人、基盤研究Cに4人、研究成果公開促進費に1人が応募し、基盤研究Cに3人が採択された。その他、民間による助成金事業なども随時情報提供を行い、外部資金獲得及び教育研究活動の推進を行っている。令和7（2025）年度は「中・四国保育士養成協議会教職員研究費助成」に1人が応募したが、採択には至らなかった【資料 5-4-③-10】。

以上の事柄から、研究活動への資源の配分については学内の助成金制度も整備し、また外部資金についても獲得に向けた取り組みを行っているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-4-③-01】 広島文教大学教員個人研究費規程
- 【資料 5-4-③-02】 令和7（2025）年度教授会議事録（4月1日開催）
- 【資料 5-4-③-03】 『広島文教大学教員ハンドブック』（HERCブックレットⅡ）
- 【資料 5-4-③-04】 広島文教大学教育・研究活動支援制度実施に関する申合せ・広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金申請要領
- 【資料 5-4-③-05】 令和7（2025）年度広島文教大学教育・研究活動支援について
- 【資料 5-4-③-06】 広島文教大学高等教育研究センター規程
- 【資料 5-4-③-07】 サイボウズワークフローNo.10026「原義書（令和7年度広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金の採択について）」
- 【資料 5-4-③-08】 広島文教大学科学研究費補助金経理事務取扱要領
- 【資料 5-4-③-09】 令和8（2026）年度科学研究費助成事業（基盤研究（A・B・C）、挑戦的研究、若手研究、研究成果公開促進費等）の公募について

【資料 5-4-③-10】 広島文教大学科学研究費採択状況

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

評価の視点 5-1-③及び基準項目 5-3 に述べたように、夏期及び冬期開催の「FD・SD 研修会」をはじめとして、毎年度、定期的に各種の研修会を実施し、そのほとんどにおいて教職員の全員参加を原則としている。また、これらの研修会においては、その時々的高等教育行政や本学が直面する課題等を適時かつ適切に捉えたテーマ設定を行っており、教職員全体で認識を共有し、本学の教育研究活動を推進するための意思統一を図ることの一助として寄与しているといえる。

研究活動への資源の配分においては、「総合支援課」が公的研究費の公募に関する情報等の提供と獲得の奨励、申請書類の記載内容の確認など申請する際の事務手続きの支援を行っている。令和 5 (2023) 年度に採択された研究は、1 件 (基盤研究 C (一般)) だったが、令和 6 (2024) 年度の新規採択件数は 3 件 (基盤研究 C)、同令和 7 (2025) 年度新規採択件数は 3 件 (基盤研究 C (一般)) となり、科学研究費助成事業への採択件数の増加している。またここ数年応募のなかった民間団体の外部資金の獲得に向けても教員の積極的な動きが見られる。このことは、教育・研究の質の向上に繋がっているといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準項目 6-4 に述べるように、令和 5 (2023) 年度から減少に転じた入学者数によって、今後一定の学生数が維持できないのであれば、教職員数の削減あるいは一人当たりの人件費も見直していかなければならなくなる可能性があることは、今後の大学運営にとって検討不可避の重大な課題である。

また、基準項目 5-2 に述べたように、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置については、「広島文教大学教育課程等に関する規程」、「広島文教大学教員選考審査規程」等の規定に基づいて、適切な採用等を実施するように努めているが、近年の事例として、教員公募の際に、十分な選考を実施するだけの応募が得られないために公募期間の延長や再公募を実施せざるを得ない状況が生じる場合があった。また、正規の手続きを経て採用予定者として決定した者が、採用予定日間近に自己都合によって採用を辞退する事態も生じた。このように、正規の手続きに抛りながら採用に支障を来す場合があったことには様々な理由が考えられるが、こうした不測の事態に対処する体制が十分に整っていないことは課題といえる。

さらに、前項に述べたように、様々な課題に対処するための多様な研修を企画・開催し、その多くを教職員の全員参加としているが、通常業務の都合によって席を離れることができず、実際には参加に支障を来す場合があることも事実である。このことも、学内における教職員の意思統一を図る上における課題といえる。

研究活動への資源の配分においては、近年の個人研究費の減額に伴って、科学研究費助成事業などの応募は一定数あるが、「広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金制度」の「科学研究費申請促進 (個人研究対象)」の利用は少ない。また同制度への「個人及び共同

研究」、「高等教育研究・実践 GP 助成」、「出版助成」における応募についても少ないのが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教員の採用に係る課題については、本学の規程等の定めに戻すことができる理由ばかりではないため、十分に効果的な対応策を得ることができていない。そのため、個々の教員採用においては、教育課程等に支障を来すことのない範囲で応募条件を緩和したり、応募期間を短縮化することで万一の場合の公募期間延長や再公募の期間を一定程度確保できるようにしたりするなど、運用上の工夫によってこれに対処している。

また、各種研修会への参加率向上のためには、研修会開催当日に別業務が重なることを想定して、各研修を録画し、期間を限定して視聴できるようにすることとしている。ただし、この方法によっても、なお録画視聴が果たされない場合があり、録画視聴がなされた場合であっても、対面参加と比した場合の研修受講の効果については十分に測定できていないなど、なお課題が残っていることも事実である。

研究活動への資源の配分においては、「広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金」制度を年度の早い時期で教員へ周知し、多くの教員に利用してもらえる制度にしていくよう見直しを行う。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

「学校法人武田学園寄附行為」【資料 6-1-①-01】及び「学校法人武田学園組織規程」【資料 6-1-①-02】により大学の組織を定め、その組織における職務権限は「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」【資料 6-1-①-03】に定め、「学校法人武田学園就業規則」【資料 6-1-①-04】及び「学校法人武田学園職員倫理規程」【資料 6-1-①-05】により一般的な倫理規範を定め、「広島文教大学研究倫理規程」【資料 6-1-①-06】により研究面での倫理規範を定めている。こうした規程は他の規程とともに教職員が閲覧できる掲示システムに掲載し、武田学園内に周知している。また、個人情報保護に関しては「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」【資料 6-1-①-07】を制定するとともに「個人情報保護マニュアル」【資料 6-1-①-08】を作成し、教職員に掲示システムにより周知している。ハラスメントの防止に関しては「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」【資料 6-1-①-09】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程」【資料 6-1-①-10】、「学校法人

武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」【資料 6-1-①-11】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」【資料 6-1-①-12】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」【資料 6-1-①-13】を制定するとともに、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」【資料 6-1-①-14】を作成している。また、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」第 3 条に基づき、毎年「ハラスメント等人権侵害防止研修会」【資料 6-1-①-15】を実施するなど、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人武田学園公益通報等に関する規程」【資料 6-1-①-16】を制定し、法令違反等に対する体制を整備するとともに「学校法人武田学園監事監査規程」【資料 6-1-①-17】を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能を確立することにより誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため「学校法人武田学園内部監査規程」【資料 6-1-①-18】を制定し、業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

情報の公表においては、「学校法人武田学園情報公開規程」【資料 6-1-①-19】を定め、学校教育法施行規則や私立学校法に定められた適切な情報の公表が行われている。

規程に基づく個人情報の取り扱いや適正な業務運営が遵守されているかについては、「学校法人武田学園内部監査規程」に基づき選任された内部監査委員会が計画的に監査を行い、理事長並びに理事会に定期的に報告している【資料 6-1-①-20】。また、教育職員が行う個々の研究・教育内容についても、「広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則」【資料 6-1-①-21】に基づき、学長に指名された内部監査部門が年 1 回の監査を行い、令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」【資料 6-1-①-22】において「科研費内部監査の結果」を報告する等、適正に運営できているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-1-①-01】 学校法人武田学園寄附行為
- 【資料 6-1-①-02】 学校法人武田学園組織規程
- 【資料 6-1-①-03】 学校法人武田学園職務・権限に関する規程
- 【資料 6-1-①-04】 学校法人武田学園就業規則
- 【資料 6-1-①-05】 学校法人武田学園職員倫理規程
- 【資料 6-1-①-06】 広島文教大学研究倫理規程
- 【資料 6-1-①-07】 学校法人武田学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 6-1-①-08】 個人情報保護マニュアル
- 【資料 6-1-①-09】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程
- 【資料 6-1-①-10】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程
- 【資料 6-1-①-11】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程
- 【資料 6-1-①-12】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程
- 【資料 6-1-①-13】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程
- 【資料 6-1-①-14】 学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン
- 【資料 6-1-①-15】 令和 7（2025）年度ハラスメント等人権侵害防止研修会 開催案内
- 【資料 6-1-①-16】 学校法人武田学園公益通報等に関する規程
- 【資料 6-1-①-17】 学校法人武田学園監事監査規程

- 【資料 6-1-①-18】 学校法人武田学園内部監査規程
- 【資料 6-1-①-19】 学校法人武田学園情報公開規程
- 【資料 6-1-①-20】 令和 6（2024）年度内部監査結果の報告
- 【資料 6-1-①-21】 広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則
- 【資料 6-1-①-22】 令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」開催案内

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮に関しては、平成 26（2014）年度以降、「学園統括部」において中長期目標の 1 つとして「学生のための環境改善の取組み」を掲げ【資料 6-1-②-01】、「学園統括部」職員が日頃の業務の中で気づいた要改善項目を提出している。こうした項目は、担当部署に回付して対応可能なものは改善することにより、より良い学修・学生生活環境の整備に努めている。改善提案件数は、現在計数目標こそ掲げてはいないが、「学園統括部長」発信文書により引き続き学園の環境改善に対する配慮義務を「学園統括部」職員に課している。平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度までの活動結果は年平均 126 件の実績、以降は計数目標は掲げていないが、環境改善に対する職員の意識は確実に高まっており、毎期一定数の改善取組み案件に継続して取り組んでいる。

人権への配慮に関しては、「ハラスメント等人権侵害防止委員会」、「ハラスメント等人権侵害相談室」を校務分掌【資料 6-1-②-02】に組織し、学園内規程としても「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」【資料 6-1-②-03】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」【資料 6-1-②-04】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程」【資料 6-1-②-05】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」【資料 6-1-②-06】、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」【資料 6-1-②-07】並びに「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」【資料 6-1-②-08】を整備している。また、大学の産学官連携活動等における被験者の人権擁護及び安全性確保を目的に、「広島文教大学利益相反管理に関する規程」【資料 6-1-②-09】を設けている。このほか、「ハラスメント等人権侵害防止委員会」では、「ハラスメント等人権侵害防止研修会」を毎年開催（令和 7（2025）年度：テーマ「職場の人権を考える～パワーハラスメントを主題として～」（対面形式））し【資料 6-1-②-10】、教職員に対してハラスメント等人権侵害の事前防止の啓発に努めており、ポスターやリーフレット『ハラスメント等人権侵害の防止と解決のために』【資料 6-1-②-11】も適宜刷新し、教職員に配布している。

安全への配慮に関しては、「学校法人武田学園教職員衛生管理規程」【資料 6-1-②-12】、「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」【資料 6-1-②-13】を定め、教職員の労働安全衛生並びに個人情報について適正に管理している。このほか、「学校法人武田学園危機管理規程」【資料 6-1-②-14】、「広島文教大学消防計画」【資料 6-1-②-15】を整え、教職員や学生、近隣住民等の人命安全確保と被災予防に努めている。さらには、「広島文教大学組替え DNA 実験安全管理規程」【資料 6-1-②-16】、「広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程」【資料 6-1-②-17】、「広島文教大学動物実験規程」【資料 6-1-②-18】、「広島文教大学毒物及び劇物取扱規程」【資料 6-1-②-19】、「広島文教大学臨時休講措置の取扱いについて」【資料 6-1-②-20】及び「広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規」【資料 6-1-

②-21】を整備し、個々の事象に応じた適正な管理・運用を実施すべく体制を敷いている。これら規程の整備以外にも、危機管理の対象も時代の変化に応じたものとするために、令和7(2025)年10月に「学校法人武田学園危機管理マニュアル」【資料6-1-②-22】を全面改定し、学生の入学時における配付と非常時の携行の指導を行っている。また、安否確認システムを導入し【資料6-1-②-23】、毎年の避難訓練時に運用訓練も実施している。避難訓練は、消防法に基づき、年1回避難訓練を実施している。実施時期は5月とし、年間行事予定表【資料6-1-②-24】にも記載し周知している。

避難訓練は、防火管理者名で実施計画書を作成、広島市安佐北消防署へ届出をしてから、教職員には学内メール【資料6-1-②-25】及び「教授会」で参加協力の依頼をし、学生には実施当日に、避難訓練について学内放送にて周知を図っている。全教職員と全学生を対象に、令和7(2025)年度は、マグニチュード8.5の地震に伴い1号館2階の「理科演習室1」から火災が発生した想定で避難訓練を実施した。「学園統括部」職員が、通報連絡班、初期消火班、指揮班、搬出・警備班、安全防護班及び応急救護班に分かれ、逃げ遅れた者はいないか確認したり、避難誘導をしたりして、実施責任者である「学園統括部長」へ参加者数等の報告を行っている。訓練最後には、実施責任者より日頃からの災害などに対する意識について訓話があり、定期的に防災に対する意識を高めるとともに、安否確認アプリの動作確認も行っている。なお、令和7(2025)年度の参加者数は314名であった。

大学キャンパスに隣接する「学生寮」においても、年2回避難訓練を実施している【資料6-1-②-26】。自衛消防隊である「寮友会」役員の学生を中心に企画し、火災報知機の作動から消防への通報、避難誘導、避難場所での点呼に至るまでの基本動作を毎回確認している。参加者数は6月が135人(高校生30人を含む)、10月が132人(高校生30人を含む)であった。

また、平成30(2018)年度以降、教職員本人(非常勤の者を含む)の急病や救急搬送等により、本学園が本人の家族等と緊急に連絡を取る必要が認められる際の危機管理並びに運用体制をより一層整えるため、緊急連絡簿を作成している。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料6-1-②-01】令和3(2021)～7(2025)年度学園統括部中長期目標
- 【資料6-1-②-02】令和7(2025)年度校務分掌
- 【資料6-1-②-03】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程
- 【資料6-1-②-04】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程
- 【資料6-1-②-05】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程
- 【資料6-1-②-06】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程
- 【資料6-1-②-07】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程
- 【資料6-1-②-08】学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン
- 【資料6-1-②-09】広島文教大学利益相反管理に関する規程
- 【資料6-1-②-10】令和7(2005)年度「ハラスメント等人権侵害防止研修会」開催案内
- 【資料6-1-②-11】リーフレット「ハラスメント等人権侵害の防止と解決のために」
- 【資料6-1-②-12】学校法人武田学園教職員衛生管理規程

- 【資料 6-1-②-13】 学校法人武田学園個人情報保護に関する規程
- 【資料 6-1-②-14】 学校法人武田学園危機管理規程
- 【資料 6-1-②-15】 広島文教大学消防計画
- 【資料 6-1-②-16】 広島文教大学組替え DNA 実験安全管理規程
- 【資料 6-1-②-17】 広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程
- 【資料 6-1-②-18】 広島文教大学動物実験規程
- 【資料 6-1-②-19】 広島文教大学毒物及び劇物取扱規程
- 【資料 6-1-②-20】 広島文教大学臨時休講措置の取扱いについて
- 【資料 6-1-②-21】 広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規
- 【資料 6-1-②-22】 学校法人武田学園危機管理マニュアル
- 【資料 6-1-②-23】 安否確認システムのダウンロード方法について
- 【資料 6-1-②-24】 令和 7（2025）年度年間行事予定表
- 【資料 6-1-②-25】 避難訓練通知メール
- 【資料 6-1-②-26】 令和 7（2025）年度自衛消防訓練通知書

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、「学校法人武田学園寄附行為」【資料 6-2-①-01】及び「学校法人武田学園理事会規程」【資料 6-2-①-02】に則って、「理事会」及び「評議員会」を設置している。また、「学校法人武田学園常任理事会規程」【資料 6-2-①-03】に則って、「常任理事会」を開催している。学園の重要事項を決定する「理事会」は「学校法人武田学園理事会規程」第 3 条に基づき 3 か月に 1 回以上開催しており、私立学校法第 36 条及び第 39 条を遵守している。また、「常任理事会」は毎月開催している。これらの会議では、学園の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

「学校法人武田学園寄附行為」に基づく「理事会」の適切な運営について、理事の選任は「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条、第 7 条及び第 8 条に則って理事に関する規程を整備しており、定数 7 人以上 11 人以内に対し現員 11 人で、私立学校法第 30 条及び第 31 条を遵守している。なお、定数 11 人のうち 5 人の外部理事を選任し外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。

令和 7（2025）年度の「理事会」における理事の出欠状況は表 6-2-1 のとおりであり、欠席を勘案しても「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条で定めた過半数の理事は出席していることより「理事会」は成立している。また、「理事会」にやむを得ない理由により欠

席する理事に対しては事前に送付した議案を確認したうえで委任状の提出を促している。こうした対応で理事の意思を確認しており、適切な意思決定を行っていると判断している。

表 6-2-1 令和 7（2025）年度理事会出欠状況

理事会	理事人数	出席人数	委任状提出人数	委任状を含まない出席率	委任状を含む出席率
第 1 回	11 人	10 人	0 人	90.9%	90.9%
第 2 回	11 人	6 人	5 人	54.5%	100.0%
第 3 回	11 人	9 人	2 人	81.8%	100.0%
第 4 回	11 人	9 人	0 人	81.8%	81.8%
第 5 回	11 人	10 人	0 人	90.9%	90.9%

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-①-01】学校法人武田学園寄附行為

【資料 6-2-①-02】学校法人武田学園理事会規程

【資料 6-2-①-03】学校法人武田学園常任理事会規程

②使命・目的の達成への継続的努力

令和 7（2025）年 4 月の私立学校法の改正に対応する目的で、令和 6（2024）年度の「理事会」において「学校法人武田学園寄附行為」【資料 6-2-②-01】を改正するとともに「学校法人武田学園内部統制システム整備の基本方針」【資料 6-2-②-02】を定め、令和 7（2025）年 4 月 1 日より施行した。

理事の業務執行や各部署における業務運営の監視を新たにスタートさせた中で、令和 7（2025）年度においては、「学校法人武田学園危機管理マニュアル」【資料 6-2-②-03】を全面改定したほか、実際の組織体制と相違が生じていたことより「学校法人武田学園組織規程」【資料 6-2-②-04】と「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」【資料 6-2-②-05】を変更した。

引き続き「学校法人武田学園寄附行為」で定めた使命や目的を達成するために適しているか、また、実際の運営との間に齟齬はないか等について、独立性を有する「内部監査委員会」【資料 6-2-②-06】とともに、業務の適正及び効率性を確認して行かなければならないと考えている。それを踏まえた上で、「理事会」への定期的な報告や審議を重ねることで、より良い体制の構築を目指していく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-2-②-01】学校法人武田学園寄附行為

【資料 6-2-②-02】学校法人武田学園内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-2-②-03】学校法人武田学園危機管理マニュアル

【資料 6-2-②-04】学校法人武田学園組織規程

【資料 6-2-②-05】学校法人武田学園職務・権限に関する規程

【資料 6-2-②-06】 学校法人武田学園内部監査規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

大学における様々な重要案件については「大学運営協議会」【資料 6-3-①-01】において大学の使命・目的に照らし審議している。「大学運営協議会」の構成員は学長、副学長、学長補佐、学科長、各センター・オフィス長に加え、事務方からは「学園統括部長」が委員として参加し重要案件を審議する体制としている。

また、重要な案件については「大学運営協議会」で審議する前に「学科長会」【資料 6-3-①-02】や「学長補佐会」【資料 6-3-①-03】等で十分に意見を交換し、現場の情報収集や提案等を広くくみ上げる仕組みを構築している。

「大学運営協議会」で審議した案件のうち、「武田学園職務・権限に関する規程」【資料 6-3-①-04】により法人での審議が必要な案件については「常任理事会」【資料 6-3-①-05】に上程している。「常任理事会」は毎月 1 回開催し、理事長、学長、附属高等学校長、附属幼稚園長及び「学園統括部長」が出席し、案件に対する意見交換や審議を行っている。

「理事会」での審議に先立ち「常任理事会」を毎月開催していることにより、重要案件の円滑な意思決定と理事長による内部統制体勢の構築につながっている。また、「常任理事会」で審議した案件の大部分は「学校法人武田学園理事会規程」【資料 6-3-①-06】に則り、「理事会」に上程し意思決定を行っている（【資料 6-3-①-07】参照）。

大学運営に関し、上記規程に沿った学長から理事長や「常任理事会」、「理事会」への報告・連絡が適切に履行できている。そのことが、法人におけるスピーディな意思決定に繋がっている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 6-3-①-01】 広島文教大学大学運営協議会規程

【資料 6-3-①-02】 広島文教大学学科長会規程

【資料 6-3-①-03】 広島文教大学学長補佐会規程

【資料 6-3-①-04】 武田学園職務・権限に関する規程

【資料 6-3-①-05】 学校法人武田学園常任理事会規程

【資料 6-3-①-06】 学校法人武田学園理事会規程

【資料 6-3-①-07】 意思決定組織図

②評議員会と監事のチェック機能

評議員については、「学校法人武田学園寄附行為」【資料 6-3-②-01】第 5 条及び第 41 条に基づき「評議員会」を置き、第 38 条第 2 項及び第 3 項の諮問や協議が必要な議案が発生する都度開催しており、私立学校法第 66 条を遵守している。

また、「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条及び第 33 条に評議員の選任に関して定めており、定数 8 人以上 12 人以内に対し現員 12 人で、私立学校法第 61 条及び第 62 条を遵守している。そして、評議員は「評議員会」に出席し、法人の業務や財産の執行状況について、適切に意見を述べている。

監事については「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条、第 23 条及び第 24 条に示されるように、監事の選任に関して定めており、定数 2 人に対し現員 2 人となっている。監事は、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に報告を行っている【資料 6-3-②-02】。また、「学校法人武田学園監事監査規程」【資料 6-3-②-03】に基づき監事が策定した「監事監査計画」に沿い、大学の運営状況を監査している。

ただし、一方では、令和 6（2024）年 9 月に常勤監事が退任したことに伴い、同年 10 月からは監事 2 名が非常勤という体制に移行している。非常勤監事 2 人は「理事会」、「評議員会」に出席する以外は、「武田学園監事監査規程」に基づいて「学園統括部」職員に対する資料の作成や提出を求めることで必要な情報を入手しているが、その対応で十分に監事としてのチェック機能が果たしているかについて、今後十分に検証していかなければならないと考えている。

その他として、「学校法人武田学園内部監査規程」【資料 6-3-②-04】に基づき、理事長のもと「内部監査委員会」を設け、内部監査計画の策定により大学内の各組織の業務運営を監査している。内部監査の結果、改善が必要と判断した場合は、各課長や学科長に改善を促すとともに、内部監査結果は「理事会」に報告している【資料 6-3-②-05】。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-3-②-01】 学校法人武田学園寄附行為
- 【資料 6-3-②-02】 令和 6（2024）年度監事監査報告書
- 【資料 6-3-②-03】 学校法人武田学園監事監査規程
- 【資料 6-3-②-04】 学校法人武田学園内部監査規程
- 【資料 6-3-②-05】 令和 6（2024）年度内部監査結果の報告

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学の学生数は長年減少傾向が続いたが、平成 30（2018）年度の入学生より増加に転じ、令和 4（2022）年度の学生数は 1,632 人となった（表 6-4-1）。その要因としては、いずれも平成 31（2019）年 4 月の①教育学部新設に係る学部改組、②男女共学化、③1 号館新築完成、以上 3 つが挙げられ、募集活動を通じてこれらを周知したことにより受験者数の増加につながったと思われる。しかしながら、令和 5（2023）年度以降は定員を満たすことができていない状況が続いている。入学定員を満たすことが課題となっている。

表 6-4-1 学部の入学者数及び全学生数（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）

	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
入学者数	411	365	263	350	319
全学生数	1,632	1,569	1,391	1,364	1,281

(単位：人)

②収支バランスの確保

大学の収支については、入学者数が入学定員を上回っていた令和 4（2022）年度までは収入が増額傾向となっていたが、令和 5（2023）年度以降は入学者数が入学定員を下回っており、収入が減額傾向となっている（表 6-4-2）。しかしながら、支出を収入に見合うよう減額しており、経常収支差額は黒字の状態が続いていることから、バランスを確保できている。

表 6-4-2 大学の経常収支差額（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
教育活動収支 (収入)	2,222,820	2,293,566	2,181,969	1,887,065	2,005,702
教育活動収支 (支出)	1,961,589	1,997,841	2,129,999	1,818,143	1,828,451
教育活動外収支 (収入)	809	1,298	1,511	1,290	3,363
教育活動外収支 (支出)	5,344	4,989	4,684	4,379	4,063
経常収支差額	256,695	292,033	48,797	65,832	176,551

(単位：千円)

一方で法人全体の収支については、令和 4（2022）年度までは経常収支差額が黒字となっていたが、令和 5（2023）年度・令和 6（2024）年度は経常収支差額が連続赤字となった（表 6-4-3）。表 6-4-2 のとおり大学では経常収支差額が黒字の状態であるが、他の赤字幅をカバーできていない状況であった。令和 7（2025）年度については、多額の寄附金をいただいた（後述）こともあり、法人全体でも黒字決算となった。

表 6-4-3 法人全体での経常収支差額（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）

広島文教大学

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
教育活動収支 (収入)	2,733,774	2,790,054	2,605,550	2,259,351	2,467,151
教育活動収支 (支出)	2,562,626	2,612,352	3,932,464	2,412,337	2,337,249
教育活動外収支 (収入)	5,108	5,847	9,169	22,986	45,703
教育活動外収支 (支出)	21,055	32,244	32,003	32,861	37,439
経常収支差額	155,202	151,306	△ 1,349,748	△ 162,861	138,166

(単位：千円)

また、外部資金の獲得を推進するため、科学研究費助成事業への申請者に対して研究費を支援する「広島文教大学教育・研究活動支援制度」【資料 6-4-②-01】を設けており、これにより科学研究費補助金を継続的に獲得している。受託研究費及びその他の項目では、文部科学省募集の採択方式による競争的補助金等の獲得に注力しており、学生数減少による収入不足の補填に常に心がけている。令和7(2025)年度も前年に引き続き、競争的補助金を1件獲得できたが、全体の金額は低調な状態が続いている(表 6-4-4)。

表 6-4-4 外部資金獲得状況(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度実績)

種 別	金 額				
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
科学研究費補助金 (分担者を含む)	9,766 〔13〕	3,458 〔8〕	4,017 〔9〕	1,750 〔6〕	3,210 〔6〕
受託研究費	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕
その他(競争的補 助金を含む)	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	1,580 〔1〕	790 〔1〕
合 計	9,766 〔13〕	3,458 〔8〕	4,017 〔9〕	3,330 〔7〕	4,000 〔7〕

(単位：千円、〔 〕内は件数)

加えて、寄附金については、平成30(2018)年度に「受配者指定寄付金」及び「特定公益増進法人」の手続きを進め、令和元(2019)年10月より募集を開始した【資料 6-4-②-02】。令和2(2020)年度は「新型コロナウイルス対応広島文教大学学生支援募金」を募集したことで、多くの方から寄付金をいただいた。以降は特には募集活動をしなかったこともあり、低調な状態が続いていたが、令和7(2025)年度には多額の寄附金をいただいた(表 6-4-5)。

表 6-4-5 寄附金受入状況(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度実績)

種 別	金 額				
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度

特別寄附金	1,913	83	63	178	100,791
一般寄附金	316	336	185	89	383
現物寄附	3,283	1,677	2,000	944	2,682
合 計	5,512	2,096	2,248	1,211	103,857

(単位：千円)

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-②-01】 広島文教大学教育・研究活動支援制度実施に関する申合せ、広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金申請要領

【資料 6-4-②-02】 大学ホームページ「ご寄附について」(<https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/region/donation/>)

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学の中期計画については現在、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年を期間とする「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」の最終年度にあたる。これは、大学・附属高等学校・附属幼稚園・「学園統括部」の各部門の教職員からプロジェクトメンバーを選出して作成したもので、令和 2（2020）年 12 月 17 日開催の「理事会」で承認された【資料 6-4-③-01】。作成の過程では、平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度までの 5 年間の計画期間とした「文教マスタープラン 2020（学校法人武田学園経営改善計画）」の成果を踏まえつつ、その中で明らかになった課題や外部環境の変化等を勘案している。また、新たに設けた実工程表【資料 6-4-③-02】により 5 年後の目標や 1 年毎の評価を具体的に描き、各年度の事業計画や予算編成に連動させることで、学園の発展に効果的に作用させるものである【資料 6-4-③-03】【資料 6-4-③-04】。この中期計画に基づいて適切な財務運営を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-4-③-01】 令和 2（2020）年度理事会議事録（12 月 17 日開催）

【資料 6-4-③-02】 「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」実工程表

【資料 6-4-③-03】 第 2 次文教マスタープラン進捗状況（大学）

【資料 6-4-③-04】 令和 7（2025）年度事業計画書（大学）

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

「令和 7（2025）年度計算書類」に係る貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書等は「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（令和 6 年文科省令第 28 号）に基づき計算書類を作成している。また、「学校法人武田学園経理規程」【資料 6-5-①-01】、「学校法人武田学園経理規程実施細則」【資料 6-5-①-02】等の会計に関する規程に基づき、適切な会計処理を実施している。加えて、「学校法人武田学園内部監査規程」【資料 6-5-①-03】による内部監査では「財務内部監査」を含めて実施している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-5-①-01】 学校法人武田学園経理規程

【資料 6-5-①-02】 学校法人武田学園経理規程実施細則

【資料 6-5-①-03】 学校法人武田学園内部監査規程

②会計監査の体制整備と厳正な実施

「令和 7（2025）年度計算書類」については、監査法人による監査（計 8 回）実施後、令和 8（2026）年 6 月 1 日付けで「独立監査人の監査報告書」を受領している。一方、私立学校法及び「学校法人武田学園寄附行為」【資料 6-5-②-01】の規定に基づき、監事は職務執行の一環としての監査機能を有し、「理事会」、「評議員会」への出席や理事の職務執行状況を監査する立場から、理事から事情聴取するなどしている。計算書類作成の際には「学校法人武田学園寄附行為」に基づき、2 人の監事に私立学校法に基づく収支計算書等の内容を報告・説明し意見を求めている。また、監事は、監査法人の監査状況も確認した後、「学校法人武田学園経理規程」【資料 6-5-②-02】に基づき「監事監査報告書」を作成し、5 月開催の「理事会」、「評議員会」で監査報告を行っている【資料 6-5-②-03】【資料 6-5-②-04】。これらのことから「学校法人武田学園寄附行為」に従って厳正な監査の体制が整備され、実施している。

令和 7（2025）年度の本学園の会計監査人については、「学校法人武田学園寄附行為」に基づき、監事の過半数の合意を得た議案を「理事会」が「評議員会」に上程し、令和 7（2025）年 5 月 29 日の「評議員会」で選任の決議を行っており、適切に承認されている【資料 6-5-②-03】【資料 6-5-②-04】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-5-②-01】 学校法人武田学園寄附行為

【資料 6-5-②-02】 学校法人武田学園経理規程

【資料 6-5-②-03】 令和 7（2025）年度理事会議事録（5 月 29 日開催）

【資料 6-5-②-04】 令和 7（2025）年度評議員会議事録（5 月 29 日開催）

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

評価の視点 6-3-②に記載した「評議員会」は、令和 7（2025）年 4 月 1 日の私学法改正

の主旨に則り、より「理事会」への牽制が効く体制へと強化している。具体的には、評議員の選任に際しては、本学園が設置している学校を退職した教員経験者を全校より一定数選任することで、過去の勤務経験から蓄積した情報やノウハウを活用し、「理事会」から上程された議案に対して外部からの目線も含めた客観的な意見具申が行えるような諮問機関としている。また、数度の開催ではあるが、その効果をより発揮できるよう、開催した「評議員会」においては審議議案のみならず、各設置校の現況報告についても必ず詳細に説明するように心掛けている。

評価の視点 6-1-②の環境保全に関しては、「学園統括部」の中長期目標の1つとして「学生のための環境改善の取組み」を行っていることを記載したが、その際に活用している情報源は、「高等教育研究センター」の「IR 部会」が前期・後期の年2回学生に実施している学生アンケートのフィードバック資料に記載された要望事項を主としている。その意見の中から優先度が高いと判断した事項を優先して対応することで学生満足度の向上を図っている。令和7(2025)年度は要望が多かった「文教ホールⅠ・Ⅱ」の改装に着手したが、様々な要望が寄せられる中でも食堂や学生ホールは学生が授業時間以外の大半を過ごすスペースでもあることより、優先的に取り組むこととした。当たり前のことではあるが、大学にとっての1番のステークホルダーである学生からの意見や要望を定期的に吸収する仕組みが形成されており、一定の成果が出ている取組みとして今後も継続していきたい。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

評価の視点 6-3-②にも記載したが、令和6(2024)年9月に常勤監事が退任したことに伴い、経営の効率化を目的として同年10月からは監事が2名ともに非常勤という体制に移行している。

令和7(2025)年4月1日に施行された改正後の私立学校法第145条及び同私立学校法施行令第4条においても、本学園の事業規模では常勤監事の選定は不要とされているが、常勤監事がカバー可能な監査領域と非常勤監事が監査対応できる領域は明らかに異なる。学園としても、そうした事態を想定し、令和6(2024)年4月より東京証券取引所上場企業にて6年間常勤監査役を経験した実務者を非常勤監事として招請しており、会計監査人との連携も図れていることより当面の懸念はないものの、今後の取組みにおいては、令和7(2025)年4月1日施行で改正した「武田学園監事監査規程」における監事の調査権限の執行や内部監査委員との連携や監査補助員の活用が鍵となるものと考えている。何れにしても、非常勤監事の活動を定期的に「理事会」に報告することで、「理事会」において協議し、有効で効率的な監査体制の確立を目指していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基準項目 6-4にも記載のとおり、本学の最大の課題は財務基盤の確立と収支バランスの確保と捉えている。そのため、資金収支のプラス化を達成するための道筋を示した「第3次文教マスタープラン(第3次BMP)」を策定中であり、令和8(2026)年6月に開催される「理事会」及び「評議員会」に上程する予定である。これまで策定した中期経営計画は計画期間を5年間として策定しており、本計画も5年の計画期間としたが、前回の中期経営計画においては、外部環境の変化のスピードが予想以上に速かったことから、当初予

定した実施工程表を大幅に変更しなければならない事態に何度も陥った。そのため、細かな計数計画を緻密に積み上げるのではなく、大まかな計画と主要施策・目標のみに的を絞った計画としており、大学が地域で必要とされる大学として生き残っていくためにはどのような教学体制としなければならないのか、また、どのような施策が必要なのかを必要の都度、事業計画を適宜加えていくこととしている。そのために、まずは全学を挙げて、単年ごとの計画の達成に注力し、毎年 PDCA を回していくことで財務基盤の確立と収支バランスの確保に向き合っていく予定である。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際交流

A-1. グローバル人材育成のための取り組み

①海外姉妹校の設置と留学プログラムの整備

②英語力向上のための支援

③留学に係る経済的支援の拡充

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①海外姉妹校の設置と留学プログラムの整備

本学は、グローバル化する社会に対応できる人材を育成するために、平成 20（2008）年度に「BECC」を開設するとともに、教養教育科目に英語を第一言語とするネイティブ教員が担当する必修科目を設けた。ネイティブ教員による授業を行い、「BECC」2 階の自律学修施設「SALC」における使用可能言語を英語に限定して、学生の英語によるコミュニケーション力の伸長を図ってきた【資料 A-1-①-01】【資料 A-1-①-02】【資料 A-1-①-03】。

これをさらに進展させるためには、学生の留学を促進する環境を準備する必要があると考え、フィリピン共和国に姉妹校であるラプラプセブ国際大学（Lapulapu-Cebu International College）を設置することとした。この海外姉妹校は、令和 3（2021）年 9 月に開学し、本学をはじめとする日本の大学及び日本以外の国々の大学からの留学生も受け入れている。この海外姉妹校への留学は非常に安価に設定し、学生が留学しやすい環境を整えた【資料 A-1-①-04】。

あわせて、この海外姉妹校と連携しながら留学プログラムの整備を進めてきた。現在は、4 週間の短期留学（1 年間に 11 回）、春季及び秋季の中期留学（14 週間または 18 週間）を設け、多くの留学生を受け入れている【資料 A-1-①-04】。留学期間中に海外姉妹校で修得した科目の単位は、専門教育科目を含む本学の単位に読み替えることが可能であり、学生の留学促進の一助となっている。

この海外姉妹校以外にも、アメリカ（オハイオ州ケンタッキー州立大学）、オーストラリア（クイーンズランド工科大学）、ベトナム（海外短期就業体験）への留学制度を準備している【資

料 A-1-①-05】。

人間科学部グローバルコミュニケーション学科では、学科の特性を踏まえ、令和 7(2025)年度入学生から海外留学を卒業要件にしている【資料 A-1-①-06】。教育課程の工夫及び 18 週間の留学期間中に修得した単位の認定により、4 年間での卒業を可能にしている。

以上のように本学は、海外姉妹校の設置と複数の留学プログラムの整備を行い、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めているといえる。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 A-1-①-01】『学生生活ハンドブック 2025』(p.256)「BECC」(8 号館)配置図

【資料 A-1-①-02】教養教育科目・国際教育系必修科目「英語コミュニケーション I・II」シラバス

【資料 A-1-①-03】BECC パンフレット

【資料 A-1-①-04】留学案内リーフレット (ラプラプセブ国際大学)

【資料 A-1-①-05】『学生生活ハンドブック 2025』(pp.94-96) 留学案内

【資料 A-1-①-06】『学生生活ハンドブック 2025』(pp.85-89) グローバルコミュニケーション学科案内

②英語力向上のための支援

英語力の向上には、継続的な学修が必要である。これを実現させるために上述したような環境整備を行っているが、これだけでは不十分であるため、学生の学修へのモチベーションを向上・維持させる支援が必要である。

学生の英語学修及び留学に対する関心を高めるために、「国際交流委員会」【資料 A-1-②-01】が様々なイベントを開催している【資料 A-1-②-02】。これらのイベントは、年度始めに配布または配信される行事予定表【資料 A-1-②-03】に開催日を記載して周知するとともに、開催日が近づくと配信により詳細な内容等を周知する【資料 A-1-②-04】ことにより、学生の参加を促している。

英語学修へのハードルを下げることを意図して、「SALC」内の書籍等の教材には難易度を示すカラーシールを貼り、学生が自身のレベルに応じた教材を手にすることができるようにしている【資料 A-1-②-05】。また学生は、ラーニング・アドバイザー (ネイティブ教員) から英語学修に関するアドバイス等を受けることも可能である。加えて、英語コミュニケーションに対する苦手意識を低減することを目指して、ネイティブ教員が担当授業のない時間帯に「SALC」内に交代で在席し、積極的に学生と英語によるコミュニケーションをとっている【資料 A-1-②-06】。このような支援の活用も含め、授業期間中を中心に多くの学生が「SALC」を利用している【資料 A-1-②-07】。

学修へのモチベーションの向上・維持には、目標を持つことも必要である。これへの取組みの一つとして、令和 5 (2023) 年度から学内で実施する TOEIC 試験の受験料を無料とし、学生が英語学修の成果を確認できるようにしている【資料 A-1-②-08】。TOEIC 試験の結果は、後述する留学に係る経済的支援に連動させることで、学生のモチベーション向上を図っている【資料 A-1-②-09】。また、TOEIC 試験に対する個別指導をラーニング・アドバイザー (ネイティブ教員) が行う制度 (TOEIC 対策講座 (TOEIC training)) を設

けており、希望学生が活用している【資料 A-1-②-10】。

以上のように、正課外においても「国際交流委員会」及び「SALC」を中心に複数の取組みを実践し、学生の英語力向上の支援に努めているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 A-1-②-01】 広島文教大学国際交流委員会規程
- 【資料 A-1-②-02】 「国際交流委員会」主催イベント及び参加学生数
- 【資料 A-1-②-03】 令和 7（2025）年度行事予定表
- 【資料 A-1-②-04】 「国際交流委員会」主催イベントの配信周知
- 【資料 A-1-②-05】 「SALC」教材レベル表示
- 【資料 A-1-②-06】 「SALC」教員在席表
- 【資料 A-1-②-07】 「SALC」利用者数
- 【資料 A-1-②-08】 学内 TOEIC 受験案内
- 【資料 A-1-②-09】 学内 TOEIC 受験者数の推移
- 【資料 A-1-②-10】 TOEIC training 受講学生数

③留学に係る経済的支援の拡充

留学を実現させることが困難な要因の一つとして経済的事情が挙げられる。これを低減し、学生の留学実現を支援するために、本学独自の奨学制度を設けている。

本学と協定を締結している外国の大学に留学する本学学生の授業料の免除について、「広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程」【資料 A-1-③-01】に定め、留学期間に応じた免除額を規定している。また、留学に要する経費の補助については、「広島文教大学留学経費補助に関する規程」【資料 A-1-③-02】において、「留学プログラム奨学金」と「留学経費奨学金」を規定している。「留学プログラム奨学金」は、本学が実施する留学プログラムにより留学する学生を対象とし、英語力検定試験等の成績に応じた支給区分を設け、交通費や滞在費等の支援を行っている【資料 A-1-③-03】。「留学経費奨学金」は、令和 7（2025）年度人間科学部グローバルコミュニケーション学科入学生から留学が卒業要件になったことに伴って拡充したもので、卒業要件を満たすための留学に必要な経費（留学先大学の授業料及び留学中の食費、宿舎費等）を支援している。

これらの奨学制度により留学に係る経済的支援の拡充を通して、本学学生の英語力向上及び留学推進を図り、グローバル社会に対応できる人材の育成に努めているといえる。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 A-1-③-01】 広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程
- 【資料 A-1-③-02】 広島文教大学留学経費補助に関する規程
- 【資料 A-1-③-03】 令和 7（2025）年度 本学留学支援奨学金支給区分

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

英語学修に特化した施設を設置し、英語を第一言語とするネイティブ教員による必修の教養教育科目を展開することにより、これからの社会で活躍するために必要な英語力を養成しようとしている点は特色ある取組みであるといえる。また、海外姉妹校と連携した留学プログラムの開設、TOEIC 受験料の無料化、TOEIC 対策講座（TOEIC training）の開講、留学に係る費用を支援する奨学制度の拡充等、学生の英語力向上を多面的に支援することにより留学者数が増加し、グローバル社会に対応できる人材育成に寄与しているといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

上述した多面的な取組みにより留学者数は増えつつあるが、「国際交流委員会」が主催するイベントへの参加者は減少傾向にある。留学者数の増加は、人間科学部グローバルコミュニケーション学科の卒業要件に留学が加わったことによる面が大きく、令和 7（2025）年度におけるその他の学科の多くで留学者数は減少している。また、留学する学生の多くが長期休業期間中の短期留学（4 週間）を選択している。これらは、免許・資格取得を希望する学生の場合、授業期間中の長期間留学により学外実習要件を満たすことが難しくなることが影響していると考えられる。加えて、グローバルコミュニケーション学科のように英語に関する学びが学科での学修の中心となっていない場合、留学中に修得した単位を学科専門教育科目に読み替えることが困難であることが関与していると想定される。学生の免許・資格取得や卒業後の就職先等に関する希望を踏まえながら、改めて留学を含めた英語力の向上方策について検討する必要があるといえる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

海外姉妹校が開学して 4 年が経過し、この間に TOEIC 受験料の無料化や奨学制度の拡充等の学生の英語学修及び留学に対する意欲を高めるための方策を講じ、一定の成果が得られたと考える。一方で、例えば免許・資格取得を優先する学生が利用しやすい留学プログラムを提供できているとはいえない。今後は、学生一人ひとりが描いている将来像に英語力を付加するための教育課程及び留学プログラムについて検討していく。

V. 特記事項

なし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、大学学則第 1 条に定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	本学は専門職大学には該当しない。	1-1
第 85 条	○	学部及び学科については、大学学則第 2 条に明記して、遵守している。	1-1
第 87 条	○	修業年限については、大学学則第 3 条に明記し遵守している。	4-1
第 88 条	○	修業年限の通算については、大学学則第 39 条に明記し遵守している。	4-1
第 88 条の 2	—	本学は専門職大学には該当しない。	4-1
第 89 条	—	卒業については、大学学則第 49 条において在学期間を 4 年以上とし、早期卒業の制度を定めていない。	4-1
第 90 条	○	大学学則第 28 条に明記し、遵守している。	3-1
第 92 条	○	職員については、大学学則第 14 章（職員組織）に明記し、業務に従事している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については大学学則第 15 章（大学運営協議会及び教授会）及び「広島文教大学教授会規程」によって運用している。	5-1
第 104 条	○	学位の授与については、大学学則第 50 条及び「広島文教大学学位規程」に定めている。	4-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程（履修証明プログラム）の制度は、定めていない。	4-1
第 108 条	—	本学は短期大学には該当しない。	3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、大学学則第 1 条の 3 及び「広島文教大学自己点検・評価等に関する規程」に規定している。本学における自己点検・評価は、原則毎年行い、「自己点検評価書」を大学ホームページで公表している。また、認証評価機関による認証評価を受審し、大学評価基準に適合している旨の認定を受け、その結果を大学ホームページで公表している。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、大学ホームページの「教員一覧・研究業績」において公表している。また、「広島文教大学紀要」と「広島文教大学高等教育研究」を刊行している。	4-2
第 114 条	○	大学学則第 67 条、「学校法人武田学園組織規程」及び「学校法人武田学園就業規則」に明記している。	5-1 5-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の大学編入学については、大学学則第 39 条第 3 号に明記し対応している。	3-1
第 132 条	○	専修学校特定専門課程卒業者の大学編入学については、大学学則第 39 条第 4 号に明記し対応している。	3-1

広島文教大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	大学学則に明記している。	4-1 4-2
第24条	—	該当しない。	4-2
第26条 第5項	○	懲戒については大学学則第58条第1項において「学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長はこれを懲戒する」と示し、「広島文教大学学生懲戒指針」に懲戒に関する事項を定めて対応している。	5-1
第28条	○	備えなければならない表簿は、各担当部署において備えている。	4-2
第143条	○	代議員会等については、大学学則第15章（大学運営協議会及び教授会）及び「広島文教大学大学運営協議会規程」によって、「大学運営協議会」を設置して運用している。	5-1
第146条	○	修業年限の通算については、大学学則第39条に明記し遵守している。	4-1
第147条	—	早期卒業認定制度については、設けていないため該当しない。	4-1
第148条	—	在学期間の算定制度については、設けていないため該当しない。	4-1
第149条	—	在学期間の通算制度については、設けていないため該当しない。	4-1
第150条	○	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、大学学則第28条第2号～第7号に明記し遵守している。	3-1
第151条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第152条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第153条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第154条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第161条	○	短期大学卒業者の編入学については、大学学則第39条第2号に明記し対応している。	3-1
第162条	—	外国からの転学については、制度を設けていないため該当しない。	3-1
第163条	○	学年の始期及び終期については、大学学則第5条、第27条及び第49条に明記して遵守している。	4-2
第163条の2	○	本学で修得した単位の学修証明書の交付については、学生・卒業生については大学ホームページ上で各種証明書の発行の手続きについて案内している。科目等履修生については、大学学則第80条及び「広島文教大学科目等履修生規程」第11条に明記している。	4-1
第164条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程（履修証明プログラム）の制度は、定めていない。	4-1
第165条の2	○	法の定めに基づき、大学の使命・目的及び教育目的との一貫性に配慮しつつ、大学・学部・学科並びに大学院人間科学研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを	1-1 2-3 3-1

広島文教大学

		定めている。大学学則には明記していないが『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページに掲載し、活用している。	4-1 4-2
第 166 条	○	「広島文教大学自己点検・評価等に関する規程」に、組織及び点検評価項目を定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	法に定める事項については、大学ホームページに掲載している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学位の授与については、大学学則第 49 条第 2 項に定めて遵守している。	4-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の 3 年次編入については、大学学則第 39 条に明記し対応している。	3-1
第 186 条	—	専修学校ではないため該当しない。	3-1
第 186 条の 4	—	専修学校ではないため該当しない。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準等の法令に定められた水準を最低基準とし、自己点検・評価並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等の見直しを行い、その水準を継続的に向上するよう努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	本学の教育研究目的は、大学学則第 1 条において定めている。また、教育学部教育学科及び人間科学部各学科の教育研究目的を「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」において明確に定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選抜については本学入学試験委員会にて審議し、適切な体制で実施している。	3-1
第 3 条	○	学部については、大学学則第 2 条に明記して、遵守している。	1-1
第 4 条	○	学科については、大学学則第 2 条に明記して、遵守している。	1-1
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程については、設けていない。	1-1
第 6 条	—	学部以外の基本組織については、設けていない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究実施組織については、「学校法人武田学園組織規程」第 4 章、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」第 3 章及び大学学則第 14 章により整備し、教育に従事している。	3-2 3-3 3-4 4-2

広島文教大学

			5-1 5-2 5-3
第8条	○	授業科目の担当については、この基準及び教員養成課程が求める要件を満たす授業担当者を適切に配置している。令和7(2025)年度においては、設置基準改正後の基幹教員ではなく、改正前の専任教員である。(設置基準の経過措置)	4-2 5-2
第9条	○	授業を担当しない教員については配置していない。	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	○	設置基準で定める55人を上回る教員66人を配置している。	4-2 5-2
第11条	○	「広島文教大学高等教育研究センター規程」及び「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」を定め、「FD・SD研修会」と「大学教職員研修会」を組織的に実施している。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	学長については、「広島文教大学長選考規程」に基づき、適切に選考を行っている。	5-1
第13条	○	教授の資格については、大学学則第63条及び「広島文教大学教員選考審査規程」第8条で定めている。現在教授は適任者26人を選任している。	4-2 5-2
第14条	○	准教授の資格については、大学学則第64条及び「広島文教大学教員選考審査規程」第9条で定めている。現在教授は適任者17人を選任している。	4-2 5-2
第15条	○	講師の資格については、大学学則第65条及び「広島文教大学教員選考審査規程」第10条で定めている。現在教授は適任者19人を選任している。	4-2 5-2
第16条	○	助教の資格については、大学学則第65条の2及び「広島文教大学教員選考審査規程」第11条で定めている。現在教授は適任者1人を選任している。	4-2 5-2
第17条	○	助手の資格については、大学学則第66条及び「広島文教大学教員選考審査規程」第12条で定めている。現在教授は適任者8人を選任している。	4-2 5-2
第18条	○	収容定員については、大学学則第8条に明記している。	3-1
第19条	○	教育課程の編成方針については、大学学則第9条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に明記して遵守している。	4-2
第19条の2	—	連携科目の開設制度はないため、該当しない	4-2
第20条	○	教育課程の編成方法については、「広島文教大学教育課程等に関する規程」に明記して遵守している。	4-2
第21条	○	単位については、大学学則第12条、「広島文教大学教育課程等に関する規程」に明記して遵守している。	4-1

広島文教大学

第 22 条	○	1年間の授業期間については、大学学則第 6 条に明記して遵守している。	4-2
第 23 条	○	授業科目の授業期間については、1 学年間を前期、後期に区分し、それぞれの授業期間は 15 週単位で実施している。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、科目の特性に応じて教育効果を十分にあげるための適切な人数としている。法令等により授業を行う学生数が定められた科目については、法令を遵守している。	4-2
第 25 条	○	授業の方法については、大学学則第 12 条の 2 及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に明記して遵守している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画については、全授業にシラバス（共通様式）の作成を義務づけており、「ユニバーサルパスポート」で明示している。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、大学学則第 15 条、第 49 条及び「広島文教大学授業科目履修規程」においてその基準を明示し、適切に行っている。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制は設けていないため、該当しない	4-2
第 27 条	○	単位の授与については、大学学則第 14 条で明示し適切に行っている。	4-1
第 27 条の 2	○	履修科目として登録することができる単位数の上限及び上限を超えて履修科目の登録を認める制度については、大学学則第 11 条第 2 項及び「広島文教大学授業科目履修規程」に明示し、適切に運用している。	4-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目の制度はないため、該当しない。	4-1
第 28 条	○	他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等については、大学学則第 23 条及び「広島文教大学派遣学生及び特別聴講学生規程」に明示し、適切に運用している。	4-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、大学学則第 24 条で明示し、適切に運用している。	4-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第 25 条で明示し、適切に運用している。	4-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については、大学学則第 3 条第 2 項及び「広島文教大学長期履修学生の取扱いに関する規程」で明示し、適切に運用している。	4-2
第 31 条	○	科目等履修生については、大学学則第 80 条及び「広島文教大学科目等履修生規程」で明示し、適切に運用している。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については、大学学則第 49 条で明示している。	4-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例の制度はないため、該当しない。	4-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地も備えている。	3-5
第 35 条	○	運動場は大学敷地内に設置している。	3-5
第 36 条	○	専用の施設を備えた校舎を有している。	3-5

広島文教大学

第 37 条	○	寄宿舍を除く校地面積は、69,685 m ² であり、十分満たしているといえる。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、26,447 m ² であり、十分満たしているといえる。	3-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料は備えており、専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置いている。	3-5
第 39 条	○	教育研究に必要な附属施設を設置し、適切に運用している。	3-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部・学科を設置していないため、該当しない。	3-5
第 40 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクター、実験機械、器具等を十分備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	単一の校地であるため、該当しない。	3-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費を予算化している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学の名称については、本学の教育研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織は設けていないので、該当しない。	4-2
第 42 条	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設けていないため、該当しない	4-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設けていないため、該当しない。	3-5
第 43 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	4-2
第 44 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	4-1
第 45 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	4-1
第 46 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	3-5
第 48 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	3-5
第 49 条	—	共同教育課程は設けていないため、該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設けていないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程は解説していないため、該当しない。	5-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設けていないため、該当しない。	5-2

広島文教大学

第 59 条	—	外国に学部、学科その他の組織を組織は設けていない。	1-1
第 60 条	—	学部と大学院を置いているため、該当しない。	3-5
第 62 条	—	新たに大学等、薬学課程を設置していないため、該当しない。	3-5
			4-2
			5-2

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当なし。	1-1
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	1-1
第 5 条	—	該当なし。	1-1
第 6 条	—	該当なし。	1-1
第 7 条	—	該当なし。	1-1
			4-2
			5-2
第 8 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	4-2
第 10 条	—	該当なし。	4-2
			5-1
第 11 条	—	該当なし。	4-2
第 12 条	—	該当なし。	4-2
第 13 条	—	該当なし。	4-2
第 14 条	—	該当なし。	4-1
第 15 条	—	該当なし。	4-2
第 16 条	—	該当なし。	4-2
第 17 条	—	該当なし。	4-2
第 18 条	—	該当なし。	3-2
			4-2
第 19 条	—	該当なし。	4-1
第 20 条	—	該当なし。	4-2
第 21 条	—	該当なし。	4-1
第 22 条	—	該当なし。	4-2
第 23 条	—	該当なし。	4-1
第 24 条	—	該当なし。	4-1
第 25 条	—	該当なし。	4-1

広島文教大学

第 26 条	—	該当なし。	4-1
第 27 条	—	該当なし。	4-2
第 28 条	—	該当なし。	4-1 4-2
第 29 条	—	該当なし。	4-1
第 30 条	—	該当なし。	4-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 33 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 34 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 35 条	—	該当なし。	5-2
第 36 条	—	該当なし。	4-2 4-3 5-3
第 37 条	—	該当なし。	5-1
第 38 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 39 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 40 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 41 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 42 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 43 条	—	該当なし。	3-5
第 44 条	—	該当なし。	3-5
第 45 条	—	該当なし。	3-5
第 46 条	—	該当なし。	3-5
第 47 条	—	該当なし。	3-5

広島文教大学

第 48 条	—	該当なし。	3-5
第 49 条	—	該当なし。	3-5
第 50 条	—	該当なし。	3-5
第 51 条	—	該当なし。	3-5
第 52 条	—	該当なし。	3-5
第 53 条	—	該当なし。	3-5 5-4
第 54 条	—	該当なし。	1-1
第 55 条	—	該当なし。	4-2
第 56 条	—	該当なし。	4-1
第 57 条	—	該当なし。	4-1
第 58 条	—	該当なし。	4-2 5-2
第 59 条	—	該当なし。	3-5
第 60 条	—	該当なし。	3-5
第 61 条	—	該当なし。	3-5
第 78 条	—	該当なし。	1-1
第 79 条	—	該当なし。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については、大学学則第 50 条及び「広島文教大学学位規程」に定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	専門職大学ではないため、該当しない。	4-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、「広島文教大学学位規程」に定めている。	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設けていないため、該当しない。	4-1
第 13 条	○	学位に関し必要な事項は、「広島文教大学学位規程」に定めている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	「学校法人武田学園理事会規程」第 17 条 3 項及び「学校法人武田学園評議員会規程」第 23 条にそれぞれ「決議要件」を定め、特別の利害関係を有する理事・評議員は議決に加わることができないことを定めている。	6-1
第 27 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 69 条 2 項に「財産目録等の備置き	6-1

広島文教大学

		及び閲覧等」を定め遵守している。	
第 29 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 7 条に「理事選任機関」を定め、理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項を明記し、遵守している。	6-2
第 30 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 8 条に「理事の選任」を定めており、また、第 7 条 4 項「理事選任機関」に、理事選任時にはあらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないことを定めている。	6-2
第 31 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 9 条「理事の資格及び構成」に理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを定めている。	6-2
第 36 条	○	理事会は、法令、「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園理事会規程」に基づいて組織し、運営している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 15 条 2 項に「理事の職務」を定め、理事長の選定について明記している。	6-1 6-2
第 39 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 17 条に「理事の報告義務」を定め、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとしている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 22 条及び「学校法人武田学園理事会規程」第 20 条に「議事録」について定め、遵守している。	6-2
第 45 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 23 条に「監事の選任」について定めている。	6-3
第 46 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 24 条に「監事の資格」について定めている。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 29 条に「監事の職務」を定め、遵守している。	6-3
第 54 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 31 条に「調査権限等」について定め、遵守している。	6-3
第 55 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 29 条 3 号に「監事の職務」について定め、遵守している。	6-3
第 56 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 29 条 2 号に「監事の職務」について定め、遵守している。	6-3
第 61 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 34 条に「評議員の選任」について定めている。	6-3
第 62 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 34 条「評議員の資格」に評議員の選任に当たっては、私立学校法第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを定めている。	6-3
第 66 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 38 条に「評議員会の職務等」について定めている。	6-3

広島文教大学

第 78 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 48 条及び「学校法人武田学園評議員会規程」第 26 条に「議事録」について定め、遵守している。	6-3
第 80 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 50 条に「会計監査人の選任」について定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 55 条に「会計監査人の職務」について定め、遵守している。	6-5
第 99 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 57 条により法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 38 条 2 項に、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定または変更については、評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 68 条に「事業報告及び決算」について定め、適切に運用している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 68 条に「事業報告及び決算」について定め、適切に運用している。	6-2 6-5
第 105 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 68 条第 2 項に事業報告及び計算書類等を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならないことを定めている。	6-3
第 106 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 69 条に「財産目録等の備置き及び閲覧等」について定めている。	6-1
第 107 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 68 条により、毎会計年度終了後、計算書類等を作成し、定時評議員会に報告することとしており、「学校法人武田学園寄附行為」第 41 条により、定時評議員会は毎会計年度終了後 3 月以内に開催することを定めている。	6-1
第 108 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条に理事会の「決議」を、第 38 条に「評議員会の職務等」を、第 71 条に「寄附行為の変更」について定めている。	6-1
第 144 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条に会計監査人の設置について定めている。	6-5
第 145 条	—	政令で定める基準に該当しないため、常勤監事を置いていない。	6-3
第 146 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 9 条に「理事の資格及び構成」について定め、外部理事 2 人以上に対し、現員 5 人で構成している。	6-2
第 148 条	○	法令に基づき、「学校法人武田学園内部統制システム整備の基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用状況の不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ実効性のある体制の構築・運用に	1-1 2-1 2-3

広島文教大学

		努めている。また、中期計画を作成し、認証評価の結果も踏まえ、継続的な点検・見直し等を行っている。	6-1 6-4
第 151 条	○	「学校法人武田学園寄附行為」第 75 条に「情報の公表」について定め、遵守している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、大学院学則第 2 条に明記し、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院の研究科等については、大学院学則第 5 条に明記し、運用している。	1-1
第 102 条	○	入学資格については、大学院学則第 27 条に明記し、遵守している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については、大学院学則第 27 条第 2 号～第 7 号に明記し、遵守している。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 27 条及び『大学院学生募集要項』に明示している。	3-1
第 157 条	○	「広島文教大学大学院における個別の入学資格審査規程」第 3 条及び第 5 条に定めている。	3-1
第 158 条	—	これまでに該当の受験者がいないため、該当しない。	3-1
第 159 条	○	大学院学則第 27 条及び『大学院学生募集要項』に明示している。	3-1
第 160 条	○	大学院学則第 27 条及び『大学院学生募集要項』に明示している。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準等の法令に定められた水準を最低基準とし、自己点検・評価並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等の見直しを行い、その水準を継続的に向上するよう努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については、大学院学則第 2 条及び第 5 条第 2 項に明記している。	1-1
第 1 条の 3	○	入学者選抜については「入学試験委員会」にて審議し、適切な体制で実施している。	3-1
第 2 条	○	大学院の課程については、大学院学則第 4 条に明記し、遵守している。	1-1

広島文教大学

第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程については設けていないため、該当しない。	1-1
第3条	○	修士課程については、大学院学則第4条に明記している。	1-1
第4条	—	博士課程については設けていないため、該当しない。	1-1
第5条	○	教育研究上適当な規模内容を有しており、教員組織、教員数等も大学院設置基準に則っている。	1-1
第6条	○	大学院の専攻については、大学院学則第5条に明記し、運用している。	1-1
第7条	○	研究科と学部等の関係については、大学院学則第47条に規定する研究科委員会及び大学院運営委員会が学部との連携に配慮した運営を図るよう努めている。	1-1
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については設けていないため、該当しない。	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織については設けていないため、該当しない。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	教育研究実施組織については、「学校法人武田学園組織規程」第3章、「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」第6条及び大学院学則第10章及び「広島文教大学大学院人間科学研究科教員選考審査内規」により整備し、教育に従事している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	「広島文教大学大学院人間科学研究科教員選考審査内規」に基づき、大学院設置基準第9条を満たす教員を配置している。	4-2 5-2
第9条の3	○	「広島文教大学高等教育研究センター規程」及び「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」を定め、「FD・SD研修会」と「大学教職員研修会」を組織的に実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	収容定員については、大学院学則第6条に明記している。	3-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、大学院学則第10条で明示している。	4-2
第12条	○	授業及び研究指導については、「大学院学則」第11条で明示している。	3-2 4-2
第13条	○	研究指導については、大学院学則第11条第2項で明示している。	3-2 4-2
第14条	○	教育方法の特例については、大学院学則第18条及び『広島文教大学大学院学生募集要項』で明示している。	4-2
第14条の2	○	成績評価基準等については、大学院学則第15条で明示している。	4-1

広島文教大学

第 15 条	○	大学設置基準の準用については、大学院学則第 17 条で明示している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第 22 条で明示している。	4-1
第 17 条	—	博士課程は設置していないため、該当しない	4-1
第 19 条	○	大学院専用の講義室等は備えていないが、教育研究に支障はない。	3-5
第 20 条	○	パソコン、教室設置のプロジェクター、実験機械、器具等を十分備えている。	3-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員等へ提供している。	3-5
第 22 条	○	教育研究上、支障がないため、学部と共用で使用している。	3-5
第 22 条の 2	—	単一の校地であるため、該当しない。	3-5
第 22 条の 3	○	毎年度、大学院関連予算を予算化している。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称については、本学の研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 23 条	—	独立大学院は設けていないので、該当しない。	1-1
第 24 条	—	独立大学院は設けていないので、該当しない。	3-5
第 25 条	—	通信教育課程は設けていないので、該当しない。	4-2
第 26 条	—	通信教育を行い得る専攻は設けていないので、該当しない。	4-2
第 27 条	—	通信教育課程は設けていないので、該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育課程は設けていないので、該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育課程は設けていないので、該当しない。	3-5
第 30 条	—	通信教育課程は設けていないので、該当しない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	設置している研究科は一つのため、該当しない。	4-2
第 31 条	—	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	4-2
第 32 条	—	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	4-1
第 33 条	—	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	4-1
第 34 条	—	共同教育課程は編成していないため、該当しない。	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設けていないため、該当しない。	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設けていないため、該当しない。	5-2
第 43 条	—	博士課程は設けていないため、該当しない。	3-3
第 44 条	—	経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を学生及び入学	3-4

広島文教大学

		志望者に対して明示している。	
第46条	—	外国に組織は設けていないため、該当しない。	1-1
第47条	—	新たに大学院等を設置しようとしていないため、段階的整備については該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし。	2-2 2-3
第2条	—	該当なし。	1-1
第3条	—	該当なし。	4-1
第4条	—	該当なし。	4-2 5-1 5-2
第5条	—	該当なし。	4-2 5-2
第5条の2	—	該当なし。	4-2 4-3 5-3
第6条	—	該当なし。	4-2
第6条の2	—	該当なし。	4-2 5-1
第6条の3	—	該当なし。	4-2
第7条	—	該当なし。	4-2
第8条	—	該当なし。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし。	3-2 4-2
第10条	—	該当なし。	4-1
第11条	—	該当なし。	4-2
第12条	—	該当なし。	4-1
第13条	—	該当なし。	4-1
第14条	—	該当なし。	4-1
第15条	—	該当なし。	4-1
第16条	—	該当なし。	4-1
第17条	—	該当なし。	1-1 3-2 3-5

広島文教大学

			4-2 5-2
第 18 条	—	該当なし。	1-1 4-1 4-2
第 19 条	—	該当なし。	3-1
第 20 条	—	該当なし。	3-1
第 21 条	—	該当なし。	4-1
第 22 条	—	該当なし。	4-1
第 23 条	—	該当なし。	4-1
第 24 条	—	該当なし。	4-1
第 25 条	—	該当なし。	4-1
第 26 条	—	該当なし。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	該当なし。	4-1
第 28 条	—	該当なし。	4-1
第 29 条	—	該当なし。	4-1
第 30 条	—	該当なし。	4-1
第 31 条	—	該当なし。	4-2
第 32 条	—	該当なし。	4-2
第 33 条	—	該当なし。	4-1
第 34 条	—	該当なし。	4-1
第 42 条	—	該当なし。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件については、大学院学則第 24 条及び「広島文教大学学位規程」第 9 条で明示している。	4-1
第 4 条	—	博士課程は設置していないため、該当しない	4-1
第 5 条	—	修士の学位の授与にかかる審査への協力については、該当しない。	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院は設置していないため、該当しない	4-1
第 12 条	—	博士課程は設置していないため、該当しない	4-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

広島文教大学

第1条	—	該当なし。	2-2 2-3
第2条	—	該当なし。	4-2
第3条	—	該当なし。	3-2 4-2
第4条	—	該当なし。	4-2
第5条	—	該当なし。	4-1
第6条	—	該当なし。	4-1
第7条	—	該当なし。	4-1
第8条	—	該当なし。	4-2 5-2
第9条	—	該当なし。	3-5
第10条	—	該当なし。	3-5
第11条	—	該当なし。	3-2 4-2
第13条	—	該当なし。	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	該当なし	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-01】	寄附行為	
	学校法人武田学園寄附行為 https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/donation/	
【資料 F-02】	大学案内	
	『令和 8（2026）年度入学志願者用大学案内』	
【資料 F-03】	大学学則、大学院学則	
	広島文教大学学則 広島文教大学大学院学則	
	https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/	
【資料 F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『令和 8（2026）年度学生募集要項』	
【資料 F-05】	学生便覧	
	『学生生活ハンドブック 2025』	
【資料 F-06】	大学組織図	

広島文教大学

	<p>教学・事務組織図（令和8年4月1日現在） https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/organization/</p>	
【資料 F-07】	<p>事業計画書 令和7（2025）年度学校法人武田学園事業計画</p>	
【資料 F-08】	<p>事業報告書 令和7（2025）年度学校法人武田学園事業報告書</p>	
【資料 F-09】	<p>中期的な計画 第2次文教マスタープラン（第2次BMP）学校法人武田学園 中期経営計画</p>	
【資料 F-10】	<p>法人及び大学の規定一覧及び規定集 学校法人武田学園規程集</p>	
【資料 F-11】	<p>理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料 1. 学校法人武田学園役員等名簿 https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/disclose/donation/ 2. 理事会、評議員会の前年度開催状況</p>	
【資料 F-12】	<p>決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの） 決算書（令和3（2021）～7（2025）年度） 監事監査報告書（令和3（2021）～7（2025）年度） 会計監査報告（令和3（2021）～7（2025）年度） 財産目録（令和7（2025）年度）</p>	
【資料 F-13】	<p>履修要項、シラバス 1. 履修/履修登録について（『学生生活ハンドブック 2025』） 2. シラバス（ホームページ） https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/</p>	
【資料 F-14】	<p>三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） 2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 3. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/about/airing/</p>	
【資料 F-15】	<p>設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし</p>	
【資料 F-16】	<p>認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 令和元（2019）年度大学機関別認証評価の結果に対する改善報告書 https://www.h-bunkyo.ac.jp/university/wp-content/themes/bunkyo/assets/img/about/establishment/06_r1_bunkyo.pdf</p>	

基準 1. 使命・目的

広島文教大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-01】	大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-02】	広島文教大学大学運営協議会規程 (R3.6.1_施行)	
【1-1-03】	広島文教大学高等教育研究センター規程 (R7.4.1_施行)	
【1-1-04】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 1-1-①-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 1-1-①-02】	『育心』表紙	
【資料 1-1-①-03】	『広島文教通信』第 79 号 (平成 26 (2014) 年 4 月 1 日)	
【資料 1-1-①-04】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.10)	
【資料 1-1-①-05】	令和 7 (2025) 年度「文教学入門」第 2 回授業資料	
【資料 1-1-①-06】	広島文教大学学則	
【資料 1-1-①-07】	広島文教大学における教育研究目的に関する規程	
【資料 1-1-①-08】	広島文教大学大学院学則	
【資料 1-1-①-09】	大学ホームページ「教育研究上の目的」	
【資料 1-1-①-10】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.152-158、pp.239-243)	
【資料 1-1-②-01】	令和 2 (2020) 年度理事会議事録 (12 月 17 日開催)	
【資料 1-1-②-02】	『第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP) 学校法人武田学園 中期経営計画』	
【資料 1-1-③-01】	学校法人武田学園寄附行為 (第 3 条)	
【資料 1-1-③-02】	広島文教大学学則 (第 1 条第 1 項及び第 3 項)	
【資料 1-1-③-03】	広島文教大学大学院学則 (第 2 条及び第 2 条の 2)	
【資料 1-1-③-04】	広島文教大学における教育研究目的に関する規程	
【資料 1-1-③-05】	大学ホームページ「教育研究上の目的」	
【資料 1-1-③-06】	三つのポリシー	
【資料 1-1-④-01】	令和 7 (2025) 年度教育研究組織	
【資料 1-1-④-02】	広島文教大学大学院学則 (第 2 条及び第 5 条第 2 項)	
【資料 1-1-⑤-01】	広島文教大学学則	
【資料 1-1-⑤-02】	『広島文教通信』第 78 号 (平成 25 (2013) 年 4 月 1 日)	
【資料 1-1-⑤-03】	サイボウズワークフロー原議書 No.7015 (ノートパソコンの必携化について)	
【資料 1-1-⑤-04】	令和 6 (2024) 年度入学者選抜合格通知同封資料「ノートパソコンの必携化について」	
【資料 1-1-⑤-05】	『広島文教通信』第 79 号 (平成 26 (2014) 年 4 月 1 日)	
【資料 1-1-⑤-06】	『広島文教通信』第 80 号 (平成 27 (2015) 年 4 月 1 日)	
【資料 1-1-⑤-07】	平成 29 (2017) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 28 日開催)	
【資料 1-1-⑤-08】	令和 6 (2024) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 28 日開催)	
【資料 1-1-⑤-09】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (3 月 11 日開催)	
基準 1 の自己評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 1-自己評価-(2)-01】	令和 7 (2025) 年度教職員・学生代表による広島文教大学教育改善連絡協議会議事録	
【資料 1-自己評価-(3)-01】	令和 5 (2023) 年度「大学教職員研修会」開催案内	

広島文教大学

【資料 1-自己評価- (3) -02】	令和 5 (2023) 年度「大学教職員研修会」資料「建学の精神、基本理念に基づくプログラム育心について」	
【資料 1-自己評価- (3) -03】	令和 7 (2025) 年度「冬期 FD・SD 研修会」開催案内	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-01】	広島文教大学学則 (R7.4.1_施行)	
【2-1-02】	広島文教大学大学院学則 (R7.4.1_施行)	
【2-1-03】	令和 7 年度の初めにあたって (R7.4.1_教授会)	
【2-1-04】	令和 8 年度の初めにあたって (R8.4.1_教授会)	
内部質保証のための組織図		
【2-1-05】	内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-06】	広島文教大学大学運営協議会規程 (R3.6.1_施行)	
【2-1-07】	広島文教大学高等教育研究センター規程 (R7.4.1_施行)	
【2-1-08】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-1-①-01】	広島文教大学学則	
【資料 2-1-①-02】	広島文教大学大学院学則	
【資料 2-1-①-03】	令和 7 (2025) 年度教授会 (4 月 1 日開催) 資料「令和 7 (2025) 年度の初めにあたって」	
【資料 2-1-①-04】	広島文教大学自己点検・評価等に関する規程	
【資料 2-1-①-05】	大学ホームページ「自己点検・評価」	
【資料 2-1-①-06】	広島文教大学自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善に関する申合せ	
【資料 2-1-①-07】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 9 日開催)	
【資料 2-1-①-08】	和 7 (2025) 年度校務分掌	
【資料 2-1-①-09】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 2-1-①-10】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 2-1-①-11】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 2-1-①-12】	令和 6 (2024) 年度大学運営協議会議事録 (5 月 29 日開催)	
【資料 2-1-①-13】	アセスメントプランの評価スケジュール	
【資料 2-1-①-14】	令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営委員会議事録 (4 月 9 日開催)	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-01】	広島文教大学自己点検・評価等に関する規程 (R2.4.1_施行)	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-02】	令和 7 (2025) 年度 自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-03】	自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-04】	『令和 7 年度 自己点検評価書』の公開について (2025.12.18 サイボウズ)	
【2-2-05】	大学教職員研修会 (「ピアレビューの実施報告」) (2026.02.25)	

広島文教大学

IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-06】	広島文教大学高等教育研究センター規程 (R7.4.1_施行)	
【2-2-07】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【2-2-08】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則 (R7.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-2-①-01】	令和 7 (2025) 年度教授会議事録 (1 月 5 日開催)	
【資料 2-2-①-02】	大学ホームページ「自己点検・評価」	
【資料 2-2-①-03】	広島文教大学自己点検・評価等に関する規程	
【資料 2-2-①-04】	広島文教大学自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善に関する申合せ	
【資料 2-2-①-05】	令和 7 (2025) 年度 自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善 実施報告書	
【資料 2-2-①-06】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 2-2-①-07】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (2 月 9 日開催)	
【資料 2-2-①-08】	サイボウズ「令和 7 (2025) 年度自己点検・評価に基づく内部室保証の推進・改善 実施報告書について」	
【資料 2-2-①-09】	大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」	
【資料 2-2-①-10】	BMS スケジュール管理表	
【資料 2-2-①-11】	教育系職員業績評価票及び事務系職員業績評価票	
【資料 2-2-①-12】	「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」成果報告	
【資料 2-2-①-13】	「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」進捗状況報告	
【資料 2-2-①-14】	「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」中間評価報告	
【資料 2-2-②-01】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 2-2-②-02】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則	
【資料 2-2-②-03】	令和 7 (2025) 年度 IR 部会会議議事録 (第 2・3・4 回)	
【資料 2-2-②-04】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 2-2-②-05】	令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営員会議事録 (第 3・7・8 回)	
【資料 2-2-②-06】	学内ポータルサイト「2025 年度 学生生活に関するアンケートの結果について」	
【資料 2-2-②-07】	学内ポータルサイト「2024 年度後期 学生対象アンケート～育心アンケート・自己評価シート～」	
【資料 2-2-②-08】	教員対象調査の学内向けフィードバック	
【資料 2-2-②-09】	大学ホームページ「学修時間・成果」	
【資料 2-2-②-10】	令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営委員会構成員の学外研修会参加状況	
【資料 2-2-②-11】	令和 7 (2025) 年度学外研修会等案内一覧	
【資料 2-2-②-12】	平成 30 (2018) 年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料 2-2-②-13】	令和 6 (2024) 年度、令和 7 (2025) 年度『広島文教大学高等教育研究』の資料論文	
【資料 2-2-②-14】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 2-2-②-15】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (5 月 28 日、10 月 29 日開催)	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-01】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-02】	広島文教大学高等教育研究センター規程 (R7.4.1_施行)	

広島文教大学

【2-3-03】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【2-3-04】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則 (R7.4.1_施行)	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-05】	学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-06】	広島文教大学キャリアセンター規程 (R3.6.1_施行)	
【2-3-07】	広島文教大学地域連携室規程 (H31.4.1_施行)	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-08】	大学運営協議会議事録	
【2-3-09】	高等教育研究センター運営委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-10】	大学運営協議会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-11】	『令和7年度 自己点検評価書』の公開について (2025.12.18 サイボウズ)	
【2-3-12】	大学ホームページ：自己点検・評価結果の公表	
【2-3-13】	大学教職員研修会(「ピアレビューの実施報告」)(2026.02.25)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-3-①-01】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則	
【資料 2-3-①-02】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 2-3-①-03】	学内ポータルサイト「2025 年度 学生生活に関するアンケートの結果について」	
【資料 2-3-①-04】	学内ポータルサイト「2024 年度後期 学生対象アンケート～育心アンケート・自己評価シート～」	
【資料 2-3-①-05】	大学ホームページ「学修時間・成果」	
【資料 2-3-①-06】	学内ポータルサイト「授業評価アンケート結果」	
【資料 2-3-①-07】	大学ホームページ「学生による授業評価」	
【資料 2-3-①-08】	令和7(2025)年度授業評価に基づく公開授業の開催通知	
【資料 2-3-①-09】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 2-3-①-10】	令和7(2025)年度高等教育研究センター運営委員会議事録(第2・6回)	
【資料 2-3-①-11】	令和7(2025)年度大学運営協議会議事録(5月28日・8月27日開催)	
【資料 2-3-①-12】	学内ポータルサイト『文教の学修施設の紹介』(HERCブックレット3巻)	
【資料 2-3-①-13】	『学生生活ハンドブック 2025』	
【資料 2-3-②-01】	広島文教女子大学と広島市安佐北区役所との地域連携協力に関する協定書	
【資料 2-3-②-02】	「安佐北アカデミー」2025 チラシ	
【資料 2-3-②-03】	令和7(2025)年度 安佐北区役所と広島文教大学の意見交換会 会議記録	
【資料 2-3-②-04】	令和7(2025)年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料 2-3-②-05】	令和7(2025)年度「大学教職員研修会」資料「安佐北区における災害への備え」	
【資料 2-3-②-06】	広島文教大学と安佐商工会との包括的連携に関する協定書	
【資料 2-3-②-07】	「かわなみサイクリングロード」開催概要	
【資料 2-3-②-08】	令和7(2025)年度「人生論」チラシ	
【資料 2-3-②-09】	安佐商工会 令和8(2026)年新春会員交流会連絡メール	

広島文教大学

【資料 2-3-②-10】	広島文教大学と特定非営利活動法人ひろしま人と樹の会との包括連携に関する協定書	
【資料 2-3-②-11】	「学校の森を整える」森林ボランティア活動報告	
【資料 2-3-②-12】	「学校の桜を守り育てる」桜守ボランティア活動報告	
【資料 2-3-②-13】	「桜染め講習会」チラシ	
【資料 2-3-②-14】	広島文教大学キャリアセンター規程	
【資料 2-3-②-15】	株式会社サタケとの意見交換会記録	
【資料 2-3-②-16】	広島県中小企業家同友会との情報共有会記録	
【資料 2-3-②-17】	令和 4（2022）年度キャリアセンター議事録（第 2・3・5・7・8・9・10 回）	
【資料 2-3-②-18】	『学生生活ハンドブック 2023』（pp.151-152）	
【資料 2-3-③-01】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 2-3-③-02】	平成 30（2018）年度「夏期 FD・SD 研修会」開催通知	
【資料 2-3-③-03】	令和 7（2025）年度 教育評価表（項目一覧）	
【資料 2-3-③-04】	広島文教大学教授会規程	
【資料 2-3-③-05】	令和 6（2024）年度高等教育研究センター運営員会議事録（第 2・10 回）	
【資料 2-3-③-06】	令和 6（2024）年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料 2-3-③-07】	令和 7（2025）年度 中間評価表（項目一覧）	
【資料 2-3-③-08】	大学ホームページ「自己点検・評価」	
【資料 2-3-③-09】	広島文教大学自己点検・評価等に関する規程	
【資料 2-3-③-10】	令和 7（2025）年度大学運営協議会議事録（2 月 9 日開催）	
【資料 2-3-③-11】	令和 7（2025）年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料 2-3-③-12】	令和 7（2025）年度理事会議事録（第 1 回）	
【資料 2-3-③-13】	大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」	
基準 2 の自己評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 2-自己評価- (1)-01】	学校法人武田学園人事評価規程	
【資料 2-自己評価- (1)-02】	学校法人武田学園職能資格制度運用規程	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-01】	アドミッション・ポリシーを示す部分の URL	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-02】	広島文教大学大学運営協議会規程（R3.6.1_施行）	
【3-1-03】	広島文教大学高等教育研究センター規程（R7.4.1_施行）	
【3-1-04】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程（H31.4.1_施行）	
【3-1-05】	広島文教大学アドミッション・オフィス規程（R3.6.1_施行）	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-06】	広島文教大学アドミッション・オフィス規程（R3.6.1_施行）	
【3-1-07】	広島文教大学入学試験委員会規程（R6.10.1_施行）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-1-①-01】	大学ホームページ「教育研究上の目的」	

広島文教大学

【資料 3-1-①-02】	『2026 年度学生募集要項』	
【資料 3-1-②-01】	『2026 年度学生募集要項』	
【資料 3-1-②-02】	令和 6（2024）年度入学試験委員会議事録（第 4 回）	
【資料 3-1-②-03】	2026 年度総合型選抜〔専願〕実施要領	
【資料 3-1-②-04】	広島文教大学アドミッション・オフィス規程	
【資料 3-1-②-05】	広島文教大学入学試験委員会規程	
【資料 3-1-②-06】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 8 項抜粋）	
【資料 3-1-②-07】	『2026 年度大学院学生募集要項』	
【資料 3-1-②-08】	2026 年度大学院入学者選抜（前期）実施要領、2026 年度大学院入学者選抜（後期）実施要領	
【資料 3-1-③-01】	広島文教大学学則（第 8 条）	
【資料 3-1-③-02】	教育学部及び人間科学部における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）	
【資料 3-1-③-03】	広島文教大学大学院学則（第 6 条）	
【資料 3-1-③-04】	大学院人間科学研究科における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合（充足率）	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-01】	広島文教大学学生サポートセンター規程（H31.4.1_施行）	
【3-2-02】	広島文教大学学生サポートセンター規程（R7.10.1_施行）	
【3-2-03】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程（H31.4.1_施行）	
【3-2-04】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程（R7.10.1_施行）	
【3-2-05】	広島文教大学学習支援室規程（H31.4.1_施行）	
【3-2-06】	令和 7（2025）年度学生サポートセンター運営委員会議事概要（第 1 回）	
【3-2-07】	令和 7（2025）年度学習支援室会議議事概要（第 1・2 回）	
【3-2-08】	令和 8（2026）年度学生サポートセンター運営委員会議事概要（第 1 回）	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-09】	広島文教大学学生サポートセンター規程（H31.4.1_施行）	
【3-2-10】	広島文教大学学生サポートセンター規程（R7.10.1_施行）	
【3-2-11】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程（H31.4.1_施行）	
【3-2-12】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程（R7.10.1_施行）	
【3-2-13】	広島文教大学学習支援室規程（H31.4.1_施行）	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-14】	広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項（R6.10.1_施行）	
【3-2-15】	広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項（R8.4.1_施行）	
【3-2-16】	広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項（R6.10.1_施行）	
【3-2-17】	広島文教大学スチューデント・アシスタント取扱要項（R8.4.1_施行）	
【3-2-18】	広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規（R6.10.1_施行）	
オフィシアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-19】	『学生生活ハンドブック 2025』（p.34）	

広島文教大学

【3-2-20】	『学生生活ハンドブック 2026』 (p.31)	
【3-2-21】	学内ポータルサイト：オフィスアワーの周知	
【3-2-22】	令和 7 (2025) 年度シラバス例_専任教員	
【3-2-23】	令和 7 (2025) 年度シラバス例_非常勤教員	
【3-2-24】	令和 8 (2026) 年度シラバス例_専任教員	
【3-2-25】	令和 8 (2026) 年度シラバス例_非常勤教員	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-26】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (H31.4.1_施行)	
【3-2-27】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (R7.10.1_施行)	
【3-2-28】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-2-29】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (R7.10.1_施行)	
【3-2-30】	広島文教大学障害学生支援委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-2-31】	令和 7 (2025) 年度学生サポートセンター運営委員会議事概要 (第 1 回)	
【3-2-32】	令和 7 (2025) 年度障害学生支援委員会議事録 (第 1 回)	
【3-2-33】	令和 7 (2025) 年度障害学生支援委員会活動実績	
【3-2-34】	令和 8 (2026) 年度学生サポートセンター運営委員会議事概要 (第 1 回)	
【3-2-35】	令和 8 (2026) 年度障害学生支援委員会議事録 (第 1 回)	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-36】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (H31.4.1_施行)	
【3-2-37】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (R7.10.1_施行)	
【3-2-38】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-2-39】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (R7.10.1_施行)	
【3-2-40】	広島文教大学学生相談室規程 (H31.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-2-①-01】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 9 項抜粋)	
【資料 3-2-①-02】	広島文教大学学生サポートセンター規程	
【資料 3-2-①-03】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程	
【資料 3-2-①-04】	広島文教大学学習支援室規程	
【資料 3-2-①-05】	『2026 年度学生募集要項』 (pp.16-17、pp.26-29、p.31、pp.32-33、pp.34-35、pp.36-37、pp.38-40、p.56)	
【資料 3-2-①-06】	入学前教育に関する合格者への案内資料	
【資料 3-2-①-07】	大学ホームページ「入学前学習」	
【資料 3-2-①-08】	令和 7 (2025) 年度プレスチューデントデイ実施方針・案内・実施報告	
【資料 3-2-①-09】	令和 7 (2025) 年度学習支援室会議議事概要 (第 4～9 回)	
【資料 3-2-①-10】	入学前教育に関する合格者への配信メール	
【資料 3-2-①-11】	「学習支援室」学修相談等対応一覧	
【資料 3-2-①-12】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.115-116)	
【資料 3-2-①-13】	令和 7 (2025) 年度学生生活ガイダンス「学習支援室」説明内容	
【資料 3-2-①-14】	サイボウズワークフロー原義書 No.9539 (「新入生基礎力テスト」の結果に基づく「大学での学び a・b」の履修者について)	
【資料 3-2-①-15】	「大学での学び a・b」対象学生への履修要請通知	
【資料 3-2-①-16】	「SALC」教材ラベル表示	

広島文教大学

【資料 3-2-①-17】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.256)	
【資料 3-2-②-01】	令和 7 (2025) 年度の SA・TA 採用授業科目等・業務内容・採用人数	
【資料 3-2-②-02】	広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項	
【資料 3-2-②-03】	広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項	
【資料 3-2-②-04】	広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規	
【資料 3-2-②-05】	広島文教大学教務委員会規程	
【資料 3-2-②-06】	令和 6 (2024) 年度教務委員会議事概要 (第 11・13 回)、令和 7 (2025) 年度教務委員会議事概要 (第 1・6・7 回) ほか	
【資料 3-2-②-07】	「広島文教大学 SA・TA マニュアル (授業に関する教育補助業務)」	
【資料 3-2-②-08】	SA・TA 事前オリエンテーション実施報告書	
【資料 3-2-②-09】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.34)	
【資料 3-2-②-10】	学内ポータルサイト「専任教員の研修日とオフィス・アワー」	
【資料 3-2-②-11】	令和 7 (2025) 年度 非常勤講師のシラバス例	
【資料 3-2-②-12】	修学上の合理的配慮に関わる申請書	
【資料 3-2-②-13】	広島文教大学障害学生支援委員会規程	
【資料 3-2-②-14】	令和 7 (2025) 年度前期「情報処理演習 I」にかかる SA (スチューデントアシスタント) の採用について	
【資料 3-2-②-15】	広島文教大学における障害のある学生への支援に関する基本方針ほか	
【資料 3-2-②-16】	広島文教大学学生相談室規程	
【資料 3-2-②-17】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 9 項抜粋)	
【資料 3-2-②-18】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 10 項抜粋)	
【資料 3-2-②-19】	障害学生支援連絡会 (障害学生支援委員会・学生相談室・就職課・保健室・学生サポート課による学生支援に対する情報共有・意見交換会)	
【資料 3-2-②-20】	合理的配慮リーフレット	
【資料 3-2-②-21】	令和 6 (2024) 年度合理的配慮を行った学生に対するアンケート結果	
【資料 3-2-②-22】	令和 7 (2025) 年度合理的配慮を行った学生に関するアンケート結果	
【資料 3-2-②-23】	広島文教大学学生サポートセンター規程	
【資料 3-2-②-24】	『チューターのための学生指導の手引 (2025 年度改訂版)』	
【資料 3-2-②-25】	広島文教大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 3-2-②-26】	広島文教大学学習支援室規程	
【資料 3-2-②-27】	令和 7 (2025) 年度「履修計画書」提出状況	
【資料 3-2-②-28】	令和 7 (2025) 年度学習支援室会議議事概要 (第 2・3・4・7・8 回)	
【資料 3-2-②-29】	令和 7 (2025) 年度休退学防止コアメンバー会議 (議事録概要) (第 1~4 回)	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-01】	広島文教大学キャリアセンター規程 (R3.6.1_施行)	
【3-3-02】	令和 7 (2025) 年度キャリアセンター運営委員会議事録 (第 1 回)	
【3-3-03】	令和 8 (2026) 年度キャリアセンター運営委員会議事録 (第 1 回)	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		

広島文教大学

【3-3-04】	令和7(2025)年度・令和8(2026)年度 キャリア支援に関する授業科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-05】	広島文教大学キャリアセンター規程 (R3.6.1_施行)	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-06】	令和7(2025)年度 就職支援講座・ガイダンス一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 3-3-①-01】	広島文教大学教育課程等に関する規程(教養教育科目部分)	
【資料 3-3-①-02】	「キャリア形成概論Ⅰ」シラバス	
【資料 3-3-①-03】	「キャリア形成概論Ⅱ」シラバス	
【資料 3-3-①-04】	広島文教大学キャリアセンター規程	
【資料 3-3-①-05】	「インターンシップ a」シラバス	
【資料 3-3-①-06】	「インターンシップ b」シラバス	
【資料 3-3-①-07】	「Project Based Learning Ⅰ」シラバス	
【資料 3-3-①-08】	「Project Based Learning Ⅱ」シラバス	
【資料 3-3-①-09】	「マーケティング論」シラバス	
【資料 3-3-①-10】	広島文教大学副専攻プログラムに関する内規(「ビジネスマネジメント副専攻プログラム」関係部分)	
【資料 3-3-②-01】	広島文教大学キャリアセンター規程	
【資料 3-3-②-02】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程(第13条第10項抜粋)	
【資料 3-3-②-03】	広島文教大学キャリアセンター運営委員会規程	
【資料 3-3-②-04】	教育課程外のキャリア支援講座等一覧	
【資料 3-3-②-05】	学内会社説明会 参加企業・団体と参加学生数	
【資料 3-3-②-06】	「育心の時間」の運用に係わるガイドライン	
【資料 3-3-②-07】	「育心の時間」実施報告書(令和7(2025)年度)	
【資料 3-3-②-08】	就職に関わる連携協定締結結果担当者によるイベント	
【資料 3-3-②-09】	昼食時間を利用した各県担当者との懇談等	
【資料 3-3-②-10】	「就活ナビ・広島文教大学」ログイン画面及び利用状況	
【資料 3-3-②-11】	広島文教大学資格取得奨励制度実施に関する申合わせ	
【資料 3-3-②-12】	令和7(2025)年度 広島文教大学資格取得奨励制度利用者一覧	
【資料 3-3-②-13】	学内 TOEIC 試験案内及び告知ポスター	
【資料 3-3-②-14】	学内 TOEIC 受験者数の推移	
【資料 3-3-②-15】	「キャリアセンターイベントサポートスタッフ」募集案内	
【資料 3-3-②-16】	学科依頼講座実施一覧	
【資料 3-3-②-17】	広島文教大学教職センター規程	
【資料 3-3-②-18】	令和7(2025)年度教職センター開催説明会等	
【資料 3-3-②-19】	『令和7(2025)年度教職課程自己点検評価報告書』	
【資料 3-3-②-20】	大学ホームページ「教職課程自己点検・評価」	
【資料 3-3-②-21】	採用試験対策チャレンジセミナースケジュール	
【資料 3-3-②-22】	『顔晴り』	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-01】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-02】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (R7.10.1_施行)	
【3-4-03】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-04】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (R7.10.1_施行)	

広島文教大学

【3-4-05】	広島文教大学学生生活支援委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-06】	令和7(2025)年度学生サポートセンター運営委員会議事概要(第1回)	
【3-4-07】	令和7(2025)年度学生生活支援委員会議事録(第1・2回)	
【3-4-08】	令和8(2026)年度学生サポートセンター運営委員会議事概要(第1回)	
【3-4-09】	令和8(2026)年度学生生活支援委員会議事録(第1回)	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-10】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-11】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (R7.10.1_施行)	
【3-4-12】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-13】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (R7.10.1_施行)	
【3-4-14】	広島文教大学学生生活支援委員会規程 (H31.4.1_施行)	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-15】	広島文教大学におけるクラブ・サークルの活動支援に関する規程 (R6.10.1_施行)	
【3-4-16】	文教チャレンジ実施要綱 (H28.4.1_施行)	
【3-4-17】	文教チャレンジ企画提案書(様式1)	
奨学金に関する規則		
【3-4-18】	武田ミキ記念基金規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-19】	学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程 (R2.6.1_施行)	
【3-4-20】	学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程実施細則 (H20.4.1_施行)	
【3-4-21】	広島文教大学授業料等の納付金の減免に関する規程 (R6.4.1_施行)	
【3-4-22】	広島文教大学特別奨学金貸与規程 (R2.10.1_施行)	
【3-4-23】	美樹会奨学金規程 (H23.10.30_改正)	
【3-4-24】	広島文教大学教育ローン利息補給制度に関する規程 (H31.4.1_施行)	
【3-4-25】	広島文教大学教育ローン利息補給制度に関する規程 (R8.4.1_施行)	
【3-4-26】	広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程 (R6.4.1_施行)	
【3-4-27】	広島文教大学留学経費補助に関する規程 (R7.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料3-4-①-01】	広島文教大学学生生活支援委員会規程	
【資料3-4-①-02】	広島文教大学学生サポートセンター規程	
【資料3-4-①-03】	令和7(2025)年度「スポーツデイ」プログラム・ルールブック	
【資料3-4-①-04】	令和7(2025)年度「文教文化展」実施要領	
【資料3-4-①-05】	令和7(2025)年度「学内献血」実施要領(7月及び11月)	
【資料3-4-①-06】	令和7(2025)年度「文教祭」実施要領	
【資料3-4-①-07】	令和7(2025)年度「学生生活支援委員会」委員関連行事及び担当者	
【資料3-4-①-08】	環境美化見回り活動報告書	
【資料3-4-①-09】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程(第13条第7項抜粋)	
【資料3-4-①-10】	令和7(2025)年度「夏期FD・SD研修会」学生指導の共通理解 学生生活支援委員会としての活動について	

広島文教大学

【資料 3-4-①-11】	広島文教大学クラブ及びサークルの顧問等に関する規程	
【資料 3-4-①-12】	令和 7 (2025) 年度クラブ・サークル顧問一覧及び外部指導者一覧	
【資料 3-4-①-13】	令和 7 (2025) 年度「リーダーズセミナー」資料	
【資料 3-4-①-14】	新入生歓迎イベント・まち歩きイベント実施要領	
【資料 3-4-①-15】	まち歩きマニュアル・マップ	
【資料 3-4-①-16】	令和 7 (2025) 年度 学科ピアサポート	
【資料 3-4-①-17】	広島文教大学におけるクラブ・サークルの活動支援に関する規程	
【資料 3-4-①-18】	「文教チャレンジ」実施要綱・募集ポスター	
【資料 3-4-①-19】	令和 7 (2025) 年度文教チャレンジ審査委員会 (第 1・2・5 回)	
【資料 3-4-①-20】	広島文教大学学生相談室規程	
【資料 3-4-①-21】	令和 7 (2025) 年度「学生相談室」ワークショップ報告 (第 1・2 回)	
【資料 3-4-①-22】	「プレスチューデントデイ」における「保健室」面談案内資料及び面談件数	
【資料 3-4-①-23】	「学生相談室」リーフレット	
【資料 3-4-①-24】	「学生相談室」メールマガジン (vol.46 (2025.6) ・ vol.47 (2025.10) ・ vol.48 (2026.2))	
【資料 3-4-①-25】	広島文教大学障害学生支援委員会規程	
【資料 3-4-①-26】	令和 7 (2025) 年度「冬期 FD・SD 研修会」合理的配慮の手続きについて	
【資料 3-4-①-27】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 10 項抜粋)	
【資料 3-4-①-28】	武田ミキ記念基金規程	
【資料 3-4-①-29】	学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程	
【資料 3-4-①-30】	学校法人武田学園授業料等学納金優遇措置取扱規程実施細則	
【資料 3-4-①-31】	広島文教大学授業料等の納付金の減免に関する規程	
【資料 3-4-①-32】	広島文教大学特別奨学金貸与規程	
【資料 3-4-①-33】	美樹会奨学金規程	
【資料 3-4-①-34】	奨学制度一覧	
【資料 3-4-①-35】	広島文教大学教育ローン利息補給制度に関する規程	
【資料 3-4-①-36】	広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程	
【資料 3-4-①-37】	広島文教大学留学経費補助に関する規程	
【資料 3-4-①-38】	留学に係る経済支援制度一覧	
【資料 3-4-①-39】	『2026 年度学生募集要項』 (pp.7-10)	
【資料 3-4-①-40】	入試にともなう優遇制度	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-01】	学校法人武田学園施設管理規程 (H31.4.1_施行)	
【3-5-02】	学校法人武田学園施設管理規程 (R7.10.1_施行)	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-03】	学内ポータルサイト：学内の ICT 環境	
図書館に関する規則		
【3-5-04】	広島文教大学附属図書館規程 (H31.4.1_施行)	
図書館利用案内		
【3-5-05】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.106-110)	
【3-5-06】	『学生生活ハンドブック 2026』 (pp.68-72)	
【3-5-07】	広島文教大学附属図書館ホームページ：利用案内	

広島文教大学

建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-08】	令和7(2025)年度私立学校校舎等実態調査 調査票	
臨地実務実習施設一覧(専門職大学のみ)		
該当なし		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料3-5-①-01】	学校法人武田学園施設管理規程	
【資料3-5-①-02】	学校法人武田学園施設使用規程	
【資料3-5-①-03】	令和7(2025)年度学園概要	
【資料3-5-①-04】	『学生生活ハンドブック2025』(pp.250-256)	
【資料3-5-①-05】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料3-5-①-06】	高等教育研究センター(HERC)ブックレットⅢ『文教の学修施設の紹介』	
【資料3-5-①-07】	『学生生活ハンドブック2025』(pp.115-116)	
【資料3-5-①-08】	「学習支援室」相談者数(延べ人数)	
【資料3-5-②-01】	『学生生活ハンドブック2025』(pp.106-110)	
【資料3-5-②-02】	令和7(2025)年度開館カレンダー	
【資料3-5-②-03】	令和7(2025)年度受入資料について(報告)	
【資料3-5-②-04】	令和7(2025)年度附属図書館統計 相互利用の状況	
【資料3-5-②-05】	令和7(2025)年度学科学年別来館回数及び貸出冊数	
【資料3-5-②-06】	「文教学入門」シラバス	
【資料3-5-②-07】	「文教学入門」講義用パワーポイント	
【資料3-5-②-08】	令和7(2025)年度ガイダンス実施一覧	
【資料3-5-②-09】	令和7(2025)年度広島文教大学附属図書館イベント実施状況	
【資料3-5-③-01】	広島文教大学障害学生支援委員会規程	
【資料3-5-③-02】	令和7(2025)年度私立学校校舎等実態調査 調査票	
【資料3-5-③-03】	避難経路図の掲示	
基準3の自己評価		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料3-自己評価- (2)-01】	令和7(2025)年度入学試験委員会資料「入学者選抜の妥当性の検証:年内選抜入学者のGPAと選抜時の試験結果との関係」(2月19日開催)	
【資料3-自己評価- (2)-02】	教育学部及び人間科学部における過去5箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合(充足率)	
【資料3-自己評価- (2)-03】	大学卒業予定者による卒業記念品(令和5(2023)~令和7(2025)年度)	

基準4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL		
【4-1-01】	ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-02】	広島文教大学大学運営協議会規程(R3.6.1_施行)	
【4-1-03】	広島文教大学高等教育研究センター規程(R7.4.1_施行)	
【4-1-04】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程(H31.4.1_施行)	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-05】	『学生生活ハンドブック2025』(pp.10-17、pp.144-150)	

広島文教大学

【4-1-06】	『学生生活ハンドブック 2026』 (pp.11-18、 pp.145-151)	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-07】	広島文教大学学位規程 (H31.4.1_施行)	
【4-1-08】	大学ホームページ：学位論文作成・審査基準に関する資料	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-09】	広島文教大学授業科目履修規程 (R7.4.1_施行)	
【4-1-10】	広島文教大学授業科目履修規程 (R8.4.1_施行)	
【4-1-11】	広島文教大学における進級に関する規程 (H31.4.1_施行)	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-12】	広島文教大学教授会規程 (H31.4.1_施行)	
【4-1-13】	広島文教大学教務委員会規程 (H31.4.1_施行)	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準 (専門職大学のみ)		
該当なし		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-1-①-01】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.10-17)	
【資料 4-1-①-02】	大学ホームページ「教育研究上の目的」	
【資料 4-1-①-03】	学内ポータルサイト「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」	
【資料 4-1-②-01】	令和 7 (2025) 年度シラバス例	
【資料 4-1-②-02】	広島文教大学学則	
【資料 4-1-②-03】	各学科の「卒業研究」ルーブリック	
【資料 4-1-②-04】	各学科の「卒業研究」シラバス	
【資料 4-1-②-05】	「レポート作成」及び「発表」のコモンルーブリック	
【資料 4-1-②-06】	広島文教大学シラバス作成のガイドライン (p.6 注 3)	
【資料 4-1-②-07】	広島文教大学における進級に関する規程	
【資料 4-1-②-08】	『チューターのための学生指導の手引 (2025 年度改訂版)』 (p.20 (11)進級制度)	
【資料 4-1-②-09】	令和 7 (2025) 年度進級判定において進級できなかった学生数とその割合 (%)	
【資料 4-1-②-10】	広島文教大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 4-1-②-11】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 9 項抜粋)	
【資料 4-1-②-12】	広島文教大学授業科目履修規程	
【資料 4-1-②-13】	令和 7 年 (2025) 年度卒業判定において卒業できなかった学生数とその割合 (%)	
【資料 4-1-②-14】	令和 7 (2025) 年度大学院人間科学研究科科目のシラバス例	
【資料 4-1-②-15】	広島文教大学大学院学則	
【資料 4-1-②-16】	広島文教大学学位規程	
【資料 4-1-②-17】	修士論文中間発表会プログラム・修士論文発表会プログラム	
【資料 4-1-②-18】	大学ホームページ「修士論文評価ルーブリック」	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-01】	カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-02】	広島文教大学大学運営協議会規程 (R3.6.1_施行)	
【4-2-03】	広島文教大学高等教育研究センター規程 (R7.4.1_施行)	
【4-2-04】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【4-2-05】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (H31.4.1_施行)	
【4-2-06】	広島文教大学学生サポートセンター規程 (R7.10.1_施行)	

広島文教大学

【4-2-07】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (H31.4.1_施行)	
【4-2-08】	広島文教大学学生サポートセンター運営委員会規程 (R7.10.1_施行)	
【4-2-09】	広島文教大学教務委員会規程 (H31.4.1_施行)	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-10】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.10-17、 pp.144-150)	
【4-2-11】	『学生生活ハンドブック 2026』 (pp.11-18、 pp.145-151)	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-12】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.55、 pp.67-68、 p.73、 p.79、 p.84、 p.89、 pp.148-149)	
【4-2-13】	『学生生活ハンドブック 2026』 (p.110、 pp.122-123、 p.128、 p.134、 p.139、 p.144、 pp.149-150)	
履修に関する規則		
【4-2-14】	広島文教大学授業科目履修規程 (R7.4.1_施行)	
【4-2-15】	広島文教大学授業科目履修規程 (R8.4.1_施行)	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-16】	広島文教大学教務委員会規程 (H31.4.1_施行)	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-17】	広島文教大学シラバス作成のガイドライン	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-18】	広島文教大学教養教育部会規程 (H31.4.1_施行)	
教育課程連携協議会の議事録 (専門職大学のみ)		
該当なし		
授業科目別登録者数一覧 (専門職大学のみ)		
該当なし		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-2-①-01】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.10-17)	
【資料 4-2-①-02】	大学ホームページ「教育研究上の目的」	
【資料 4-2-①-03】	学内ポータルサイト「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」	
【資料 4-2-②-01】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.10-17)	
【資料 4-2-②-02】	広島文教大学 科目のナンバリングについて	
【資料 4-2-②-03】	広島文教大学シラバス作成のガイドライン	
【資料 4-2-③-01】	広島文教大学学則	
【資料 4-2-③-02】	広島文教大学教育課程等に関する規程	
【資料 4-2-③-03】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.159-174)	
【資料 4-2-③-04】	広島文教大学 科目のナンバリングについて	
【資料 4-2-③-05】	令和 7 (2025) 年度シラバス例	
【資料 4-2-③-06】	ユニバーサルパスポート「ナンバリングについて」	
【資料 4-2-③-07】	大学ホームページ「カリキュラムマップ」	
【資料 4-2-③-08】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.55、 pp.67-68、 p.73、 p.79、 p.84、 p.89)	
【資料 4-2-③-09】	広島文教大学における教育研究目的に関する規程	
【資料 4-2-③-10】	広島文教大学大学院学則	
【資料 4-2-③-11】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.144-149)	
【資料 4-2-③-12】	令和 7 (2025) 年度大学院人間科学研究科科目のシラバス例	
【資料 4-2-③-13】	広島文教大学シラバス作成のガイドライン	
【資料 4-2-③-14】	広島文教大学教務委員会規程	

広島文教大学

【資料 4-2-③-15】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）	
【資料 4-2-③-16】	令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 8 回）	
【資料 4-2-③-17】	シラバスチェックリスト	
【資料 4-2-③-18】	「学生による授業評価アンケート」結果	
【資料 4-2-③-19】	「ティーチング・ポートフォリオ」作成・改訂依頼	
【資料 4-2-③-20】	広島文教大学授業科目履修規程	
【資料 4-2-③-21】	広島文教大学長期履修学生の取扱いに関する規程	
【資料 4-2-③-22】	令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 7 回）	
【資料 4-2-③-23】	令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 9 回）	
【資料 4-2-④-01】	『学生生活ハンドブック 2025』（p.55）	
【資料 4-2-④-02】	広島文教大学学則	
【資料 4-2-④-03】	広島文教大学教育課程等に関する規程	
【資料 4-2-④-04】	令和 7（2025）年度校務分掌	
【資料 4-2-④-05】	広島文教大学教養教育部会規程	
【資料 4-2-⑤-01】	令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 10 回）	
【資料 4-2-⑤-02】	広島文教大学教務委員会規程	
【資料 4-2-⑤-03】	令和 7（2025）年度教務委員会議事概要（第 6 回）	
【資料 4-2-⑤-04】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程（第 13 条第 9 項抜粋）	
【資料 4-2-⑤-05】	令和 7（2025）年度教室確認	
【資料 4-2-⑤-06】	令和 7（2025）年度教養教育科目履修者数	
【資料 4-2-⑤-07】	広島文教大学教養教育部会規程	
【資料 4-2-⑤-08】	令和 7（2025）年度教養教育部会議事録（第 6 回）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-01】	広島文教大学の三つのポリシー（大学ホームページ掲載分の抜粋）	
【4-3-02】	広島文教大学における教育研究目的に関する規程（H31.4.1_施行）	
【4-3-03】	広島文教大学アセスメントプラン	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-04】	『学生生活ハンドブック 2025』（pp.10-12、p.158）	
【4-3-05】	『学生生活ハンドブック 2026』（pp.11-13、p.160）	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-06】	アセスメント・ポリシー（大学ホームページ掲載分の抜粋）	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-07】	広島文教大学高等教育研究センター規程（R7.4.1_施行）	
【4-3-08】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程（H31.4.1_施行）	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-09】	令和 7（2025）年度教育評価表（令和 6（2024）年度データ）	
【4-3-10】	令和 7（2025）年度アセスメントプラン（中間評価項目等）	
【4-3-11】	サイボウズワークフローNo.9829「原義書（教育評価表の今年度の目標値について）」	
【4-3-12】	サイボウズワークフローNo.11163「原義書（教育課程の適切性の検証について）」	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-13】	大学運営協議会議事録	

広島文教大学

【4-3-14】	高等教育研究センター運営委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 4-3-①-01】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 4-3-①-02】	広島文教大学キャリアセンター規程	
【資料 4-3-①-03】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及びIR 部会細則	
【資料 4-3-①-04】	「教育評価表」における各学科の資格・免許及び独自目標項目	
【資料 4-3-①-05】	令和 7 (2025) 年度中間評価表 (項目一覧)	
【資料 4-3-①-06】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 4-3-①-07】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (10 月 29 日、3 月 25 日開催)	
【資料 4-3-②-01】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 4-3-②-02】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及びIR 部会細則	
【資料 4-3-②-03】	学内ポータルサイト「授業評価アンケート」	
【資料 4-3-②-04】	大学ホームページ「学生による授業評価」	
【資料 4-3-②-05】	令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営委員会議事録 (第 3・7 回)	
【資料 4-3-②-06】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 4-3-②-07】	学内ポータルサイト「学生生活アンケート」「育心アンケート・自己評価シート」	
【資料 4-3-②-08】	大学ホームページ「学修時間・成果」	
【資料 4-3-②-09】	『広島文教大学高等教育研究』の資料論文	
【資料 4-3-②-10】	令和 7 (2025) 年度高等教育研究センター運営委員会議事録 (第 6 回)	
【資料 4-3-②-11】	令和 7 (2025) 年度大学運営協議会議事録 (8 月 27 日開催)	
【資料 4-3-②-12】	広島文教大学キャリアセンター規程	
【資料 4-3-②-13】	大学ホームページ「卒業生の就職先に対するアンケート」「卒業生アンケート」	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-01】	教学・事務組織 (令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)	
【5-1-02】	教学・事務組織 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-03】	広島文教大学大学運営協議会規程 (R3.6.1_施行)	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-04】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (R7.4.1_施行)	
【5-1-05】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (R8.4.1_施行)	
教授会に関する規則		
【5-1-06】	広島文教大学教授会規程 (H31.4.1_施行)	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-07】	教授会 開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-08】	広島文教大学学生懲戒指針 (R6.6.1_施行)	
事務局組織図		
【5-1-09】	教学・事務組織 (令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)	
【5-1-10】	教学・事務組織 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)	

広島文教大学

事務分掌に関する規則		
【5-1-11】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (R7.4.1_施行)	
【5-1-12】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (R8.4.1_施行)	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】	学校法人武田学園職能資格制度運用規程 (H31.4.1_施行)	
教育課程連携協議会の規則 (専門職大学のみ)		
該当なし		
教育課程連携協議会の構成員名簿 (専門職大学のみ)		
該当なし		
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-1-①-01】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 5-1-①-02】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第5条抜粋)	
【資料 5-1-①-03】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 5-1-①-04】	広島文教大学教授会規程	
【資料 5-1-①-05】	広島文教大学学長補佐会規程	
【資料 5-1-①-06】	広島文教大学学科長会規程	
【資料 5-1-①-07】	広島文教大学学科会規程	
【資料 5-1-①-08】	教学・事務組織 (令和7(2025)年5月1日現在)	
【資料 5-1-①-09】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第6条抜粋)	
【資料 5-1-①-10】	広島文教大学大学院人間科学研究科委員会規程	
【資料 5-1-②-01】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 5-1-②-02】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	
【資料 5-1-②-03】	広島文教大学学長補佐会規程	
【資料 5-1-②-04】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料 5-1-②-05】	広島文教大学教授会規程	
【資料 5-1-②-06】	広島文教大学学科長会規程	
【資料 5-1-③-01】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 5-1-③-02】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	
【資料 5-1-③-03】	令和7(2025)年度「FD・SD研修会」(夏期・冬期)開催案内	
【資料 5-1-③-04】	令和7(2025)年度「武田学園教職員研修会」開催案内	
【資料 5-1-③-05】	学校法人武田学園人事評価規程	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-01】	広島文教大学教員選考審査規程 (H31.4.1_施行)	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-02】	広島文教大学教授会規程 (H31.4.1_施行)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-2-①-01】	広島文教大学学則	
【資料 5-2-①-02】	広島文教大学教育課程等に関する規程	
【資料 5-2-①-03】	広島文教大学教員選考審査規程	
【資料 5-2-①-04】	『令和7(2025)年度教職課程自己点検評価報告書』	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-01】	令和7(2025)年度高等教育研究センターFD部会運営方針・計画	
【5-3-02】	令和8(2026)年度高等教育研究センターFD部会運営方針・計画	
FDの実施報告書		

広島文教大学

【5-3-03】	令和7(2025)年度研修会出席状況(大学教員)	
SDの方針・計画		
【5-3-04】	令和7(2025)年度学園統括部目標設定	
【5-3-05】	[依頼メール] 令和7(2025)年度「SD・能力開発ポイント表」の活用について	
【5-3-06】	令和8(2026)年度学園統括部目標設定	
【5-3-07】	[依頼メール] 令和8(2026)年度「SD・能力開発ポイント」の期初目標の設定について	
SDの実施報告書		
【5-3-08】	令和7(2025)年度研修会出席状況(学園統括部)	
【5-3-09】	年度・職位別SD能力開発ポイント 平均値(期初/期末)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料5-3-①-01】	広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則	
【資料5-3-①-02】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料5-3-①-03】	学内ポータルサイト「授業評価アンケート」	
【資料5-3-①-04】	大学ホームページ「学生による授業評価」	
【資料5-3-①-05】	授業評価に基づく公開授業の実施について(令和7(2025)年度前期・後期)開催案内	
【資料5-3-①-06】	令和6(2024)年度「FD・SD研修会」(夏期・冬期)開催案内	
【資料5-3-①-07】	令和7(2025)年度ティーチング・ポートフォリオ作成に係る今後の計画について	
【資料5-3-①-08】	学内ポータルサイト「ティーチング・ポートフォリオ」	
【資料5-3-①-09】	『広島文教大学紀要』に関する内規・執筆申込書、『広島文教大学高等教育研究』刊行に関する申し合わせ・執筆申込書	
【資料5-3-①-10】	令和7(2025)年度「FD・SD研修会」(夏期・冬期)開催通知メール及び開催案内	
【資料5-3-①-11】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料5-3-①-12】	大学ホームページ「高等教育研究センター」	
【資料5-3-①-13】	広島文教大学における教育の質保証のための新任教員研修プログラム実施要項	
【資料5-3-①-14】	『広島文教大学教員ハンドブック』(HERCブックレットⅡ)	
【資料5-3-②-01】	令和7(2025)年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料5-3-②-02】	令和7(2025)年度「FD・SD研修会」(夏期・冬期)開催案内	
【資料5-3-②-03】	広島文教大学障害学生支援委員会規程	
【資料5-3-②-04】	令和7(2025)年度SD能力開発ポイント表	
【資料5-3-②-05】	メンター制度の募集ならびに概要について	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-01】	令和7(2025)年度教育研究活動に関するアンケート結果報告	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-02】	広島文教大学教員ハンドブック 令和7(2025)年度版(pp.4-7)	
【5-4-03】	令和7(2025)年度広島文教大学教育・研究活動支援について(ご案内)	
【5-4-04】	広島文教大学科学研究費助成事業執行マニュアル(R4.4.1_施行)	
【5-4-05】	広島文教大学科学研究費補助金経理事務取扱要領(R5.4.1_施行)	
【5-4-06】	広島文教大学附属図書館ホームページ:教職員の方	
研究倫理に関する規則		

広島文教大学

【5-4-07】	広島文教大学研究倫理規程 (R6.10.1_施行)	
【5-4-08】	大学ホームページ：公的研究費の適正な運営・管理について	
【5-4-09】	大学ホームページ：研究活動における不正行為への対応等について	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-10】	広島文教大学教員ハンドブック 令和 7 (2025) 年度版 (pp.4-7)	
【5-4-11】	広島文教大学科学研究費助成事業執行マニュアル (R4.4.1_施行)	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-12】	広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金申請要領	
【5-4-13】	広島文教大学教育・研究活動支援制度実施に関する申合せ (R3.4.1_施行)	
【5-4-14】	広島文教大学科学研究費助成事業執行マニュアル (R4.4.1_施行)	
研究活動に対する RA などの人的支援に関する規則		
【5-4-15】	広島文教大学教員ハンドブック 令和 7 (2025) 年度版 (pp.4-7)	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-16】	[メール案内] 令和 8(2026)年度科学研究費助成事業 (基盤研究(A・B・C)、挑戦的研究、若手研究、研究成果公開促進費等)の公募について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-17】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 5-4-①-01】	広島文教大学附属図書館ホームページ「利用案内」	
【資料 5-4-①-02】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程 (第 13 条第 7 項抜粋)	
【資料 5-4-①-03】	令和 7 (2025) 年度「夏期 FD・SD 研修会」開催案内	
【資料 5-4-①-04】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 5-4-①-05】	広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則	
【資料 5-4-①-06】	広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程	
【資料 5-4-①-07】	令和 6 (2024) 年度高等教育研究センター運営委員会議事録 (第 8 回)	
【資料 5-4-①-08】	令和 7 (2025) 年度教育研究活動に関するアンケート (依頼)	
【資料 5-4-②-01】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 5-4-②-02】	広島文教大学研究倫理規程	
【資料 5-4-②-03】	「広島文教大学における研究倫理審査に関する Q & A」及び「研究倫理申請チェックシート」	
【資料 5-4-②-04】	広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規	
【資料 5-4-②-05】	研究倫理教育受講状況	
【資料 5-4-②-06】	『レポート・研究論文の書き方』(HERCブックレット I)の改訂に関する資料 (初版, 改訂版, 高等教育研究センター運営委員会議事録)	
【資料 5-4-②-07】	広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則	
【資料 5-4-②-08】	令和 5 (2023) 年度「冬期 FD・SD 研修会」開催案内	
【資料 5-4-②-09】	令和 7 (2025) 年度「夏期 FD・SD 研修会」開催案内	
【資料 5-4-③-01】	広島文教大学教員個人研究費規程	
【資料 5-4-③-02】	令和 7 (2025) 年度教授会議事録 (4 月 1 日開催)	
【資料 5-4-③-03】	『広島文教大学教員ハンドブック』(HERCブックレット II)	

広島文教大学

【資料 5-4-③-04】	広島文教大学教育・研究活動支援制度実施に関する申合せ・広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金申請要領	
【資料 5-4-③-05】	令和 7（2025）年度広島文教大学教育・研究活動支援について	
【資料 5-4-③-06】	広島文教大学高等教育研究センター規程	
【資料 5-4-③-07】	サイボウズワークフローNo.10026「原義書（令和 7 年度広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金の採択について）」	
【資料 5-4-③-08】	広島文教大学科学研究費補助金経理事務取扱要領	
【資料 5-4-③-09】	令和 8（2026）年度科学研究費助成事業（基盤研究(A・B・C)、挑戦的研究、若手研究、研究成果公開促進費 等)の公募について	
【資料 5-4-③-10】	広島文教大学科学研究費採択状況	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-01】	学校法人武田学園職員倫理規程（H18.4.1_施行）	
情報公表に関する規則		
【6-1-02】	学校法人武田学園情報公開規程（H23.12.1_施行）	
【6-1-03】	学校法人武田学園情報公開規程に関する細則（H28.12.6_施行）	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-04】	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-05】	私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-06】	学校法人武田学園内部統制システム整備の基本方針（R6.12.19 理事会決議）	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-07】	内部統制の組織体制を示す図	
内部統制に関する規則		
【6-1-08】	学校法人武田学園寄附行為（R7.4.1_施行）	
【6-1-09】	学校法人武田学園理事会規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-10】	学校法人武田学園常任理事会規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-11】	学校法人武田学園評議員会規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-12】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-13】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程（R8.4.1_施行）	
【6-1-14】	広島文教大学文書処理規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-15】	学校法人武田学園内部監査規程（R6.3.28_施行）	
【6-1-16】	学校法人武田学園危機管理規程（H31.4.1_施行）	
【6-1-17】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程（H28.10.1_施行）	
【6-1-18】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程実施細則（H31.4.1_施行）	
【6-1-19】	広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則（H31.4.1_施行）	
【6-1-20】	学校法人武田学園コンプライアンス規程（R7.4.1_施行）	
【6-1-21】	学校法人武田学園公益通報等に関する規程（H29.1.1_施行）	
【6-1-22】	学校法人武田学園監事監査規程（R7.4.1_施行）	
ハラスメント防止に関する規則		

広島文教大学

【6-1-23】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程 (H29.6.1_施行)	
【6-1-24】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程 (H29.6.1_施行)	
【6-1-25】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程 (H29.6.1_施行)	
【6-1-26】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程 (H29.6.1_施行)	
【6-1-27】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程 (H29.6.1_施行)	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-28】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程 (H28.10.1_施行)	
【6-1-29】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程実施細則 (H31.4.1_施行)	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-30】	学校法人武田学園危機管理規程 (H31.4.1_施行)	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-31】	学校法人武田学園危機管理マニュアル (H21.11_制定)	
【6-1-32】	学校法人武田学園危機管理マニュアル別冊 (H21.11_制定)	
【6-1-33】	学校法人武田学園危機管理マニュアル (R7.10.1_改定)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-1-①-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 6-1-①-02】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 6-1-①-03】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	
【資料 6-1-①-04】	学校法人武田学園就業規則	
【資料 6-1-①-05】	学校法人武田学園職員倫理規程	
【資料 6-1-①-06】	広島文教大学研究倫理規程	
【資料 6-1-①-07】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程	
【資料 6-1-①-08】	個人情報保護マニュアル	
【資料 6-1-①-09】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程	
【資料 6-1-①-10】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程	
【資料 6-1-①-11】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程	
【資料 6-1-①-12】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程	
【資料 6-1-①-13】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程	
【資料 6-1-①-14】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン	
【資料 6-1-①-15】	令和 7 (2025) 年度ハラスメント等人権侵害防止研修会 開催案内	
【資料 6-1-①-16】	学校法人武田学園公益通報等に関する規程	
【資料 6-1-①-17】	学校法人武田学園監事監査規程	
【資料 6-1-①-18】	学校法人武田学園内部監査規程	
【資料 6-1-①-19】	学校法人武田学園情報公開規程	
【資料 6-1-①-20】	令和 6 (2024) 年度内部監査結果の報告	
【資料 6-1-①-21】	広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則	
【資料 6-1-①-22】	令和 7 (2025) 年度「大学教職員研修会」開催案内	
【資料 6-1-②-01】	令和 3 (2021) ～7 (2025) 年度学園統括部中長期目標	
【資料 6-1-②-02】	令和 7 (2025) 年度校務分掌	
【資料 6-1-②-03】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程	
【資料 6-1-②-04】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程	
【資料 6-1-②-05】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程	

広島文教大学

【資料 6-1-②-06】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程	
【資料 6-1-②-07】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程	
【資料 6-1-②-08】	学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン	
【資料 6-1-②-09】	広島文教大学利益相反管理に関する規程	
【資料 6-1-②-10】	令和 7（2005）年度「ハラスメント等人権侵害防止研修会」開催案内	
【資料 6-1-②-11】	リーフレット「ハラスメント等人権侵害の防止と解決のために」	
【資料 6-1-②-12】	学校法人武田学園教職員衛生管理規程	
【資料 6-1-②-13】	学校法人武田学園個人情報保護に関する規程	
【資料 6-1-②-14】	学校法人武田学園危機管理規程	
【資料 6-1-②-15】	広島文教大学消防計画	
【資料 6-1-②-16】	広島文教大学組替え DNA 実験安全管理規程	
【資料 6-1-②-17】	広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程	
【資料 6-1-②-18】	広島文教大学動物実験規程	
【資料 6-1-②-19】	広島文教大学毒物及び劇物取扱規程	
【資料 6-1-②-20】	広島文教大学臨時休講措置の取扱いについて	
【資料 6-1-②-21】	広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規	
【資料 6-1-②-22】	学校法人武田学園危機管理マニュアル	
【資料 6-1-②-23】	安否確認システムのダウンロード方法について	
【資料 6-1-②-24】	令和 7（2025）年度年間行事予定表	
【資料 6-1-②-25】	避難訓練通知メール	
【資料 6-1-②-26】	令和 7（2025）年度自衛消防訓練通知書	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-01】	意思決定組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-02】	令和 6（2024）年度理事会議事録（R7.3.25 開催）	
【6-2-03】	令和 7（2025）年度理事会議事録（第 1 回）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-04】	学校法人武田学園寄附行為（R7.4.1_施行）	
【6-2-05】	学校法人武田学園理事会規程（R7.4.1_施行）	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-06】	令和 6（2024）年度理事会議事録（R6.5.30 開催）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-07】	令和 7（2025）年度理事会議事録（第 1 回）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-08】	令和 7（2025）年度理事会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-2-①-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 6-2-①-02】	学校法人武田学園理事会規程	
【資料 6-2-①-03】	学校法人武田学園常任理事会規程	
【資料 6-2-②-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 6-2-②-02】	学校法人武田学園内部統制システム整備の基本方針	
【資料 6-2-②-03】	学校法人武田学園危機管理マニュアル	
【資料 6-2-②-04】	学校法人武田学園組織規程	
【資料 6-2-②-05】	学校法人武田学園職務・権限に関する規程	
【資料 6-2-②-06】	学校法人武田学園内部監査規程	

広島文教大学

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-01】	令和7（2025）年度評議員会議事録（第1回）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-02】	令和6（2024）年度理事会議事録（R6.3.28開催）	
【6-3-03】	令和6（2024）年度評議員会議事録（R6.3.28開催）	
【6-3-04】	令和6（2024）年度理事会議事録（R6.9.26開催）	
【6-3-05】	令和6（2024）年度評議員会議事録（R6.9.26開催）	
【6-3-06】	令和7（2025）年度理事会議事録（第1回）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-07】	令和6（2025）年度評議員会議事録（R7.3.25開催）	
【6-3-08】	令和7（2025）年度理事会議事録（第1回）	
監事監査に関する規則		
【6-3-09】	学校法人武田学園監事監査規程（R7.4.1_施行）	
監事監査計画書		
【6-3-10】	令和7（2025）年度監事監査計画	
【6-3-11】	令和8（2026）年度監事監査計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料6-3-①-01】	広島文教大学大学運営協議会規程	
【資料6-3-①-02】	広島文教大学学科長会規程	
【資料6-3-①-03】	広島文教大学学長補佐会規程	
【資料6-3-①-04】	武田学園職務・権限に関する規程	
【資料6-3-①-05】	学校法人武田学園常任理事会規程	
【資料6-3-①-06】	学校法人武田学園理事会規程	
【資料6-3-①-07】	意思決定組織図	
【資料6-3-②-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料6-3-②-02】	令和6（2024）年度監事監査報告書	
【資料6-3-②-03】	学校法人武田学園監事監査規程	
【資料6-3-②-04】	学校法人武田学園内部監査規程	
【資料6-3-②-05】	令和6（2024）年度内部監査結果の報告	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-01】	令和7（2025）年度事業計画書	
【6-4-02】	令和8（2026）年度事業計画書	
財務計画書		
【6-4-03】	第2次文教マスタープラン（第2次BMP）	
外部資金導入の実績		
【6-4-04】	外部資金獲得状況	
資産運用に関する規則		
【6-4-05】	学校法人武田学園資金運用規程（H31.4.1_施行）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料6-4-②-01】	広島文教大学教育・研究活動支援制度実施に関する申合せ、広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金申請要領	
【資料6-4-②-02】	大学ホームページ「ご寄附について」	
【資料6-4-③-01】	令和2（2020）年度理事会議事録（12月17日開催）	
【資料6-4-③-02】	「第2次文教マスタープラン（第2次BMP）」実施工程表	
【資料6-4-③-03】	第2次文教マスタープラン進捗状況（大学）	
【資料6-4-③-04】	令和7（2025）年度事業計画書（大学）	
6-5. 会計		

広島文教大学

経理に関する規則		
【6-5-01】	学校法人武田学園経理規程 (H31.4.1_施行)	
【6-5-02】	学校法人武田学園経理規程実施細則 (R6.1.1_施行)	
【6-5-03】	学校法人武田学園経理規程実施細則・別表 1	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-04】	学校法人武田学園寄附行為 (R7.4.1_施行)	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-05】	独立監査人の監査報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 6-5-①-01】	学校法人武田学園経理規程	
【資料 6-5-①-02】	学校法人武田学園経理規程実施細則	
【資料 6-5-①-03】	学校法人武田学園内部監査規程	
【資料 6-5-②-01】	学校法人武田学園寄附行為	
【資料 6-5-②-02】	学校法人武田学園経理規程	
【資料 6-5-②-03】	令和 7 (2025) 年度理事会議事録 (5 月 29 日開催)	
【資料 6-5-②-04】	令和 7 (2025) 年度評議員会議事録 (5 月 29 日開催)	

基準 A. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. グローバル人材育成のための取組み		
【資料 A-1-①-01】	『学生生活ハンドブック 2025』 (p.256) 「BECC」 (8 号館) 配置図	
【資料 A-1-①-02】	教養教育科目・国際教育系必修科目「英語コミュニケーション I・II」シラバス	
【資料 A-1-①-03】	BECC パンフレット	
【資料 A-1-①-04】	留学案内リーフレット (ラブラブセブ国際大学)	
【資料 A-1-①-05】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.94-96) 留学案内	
【資料 A-1-①-06】	『学生生活ハンドブック 2025』 (pp.85-89) グローバルコミュニケーション学科案内	
【資料 A-1-②-01】	広島文教大学国際交流委員会規程	
【資料 A-1-②-02】	「国際交流委員会」主催イベント及び参加学生数	
【資料 A-1-②-03】	令和 7 (2025) 年度行事予定表	
【資料 A-1-②-04】	「国際交流委員会」主催イベントの配信周知	
【資料 A-1-②-05】	「SALC」教材レベル表示	
【資料 A-1-②-06】	「SALC」教員在席表	
【資料 A-1-②-07】	「SALC」利用者数	
【資料 A-1-②-08】	学内 TOEIC 受験案内	
【資料 A-1-②-09】	学内 TOEIC 受験者数の推移	
【資料 A-1-②-10】	TOEIC training 受講学生数	
【資料 A-1-③-01】	広島文教大学における海外に留学する学生の授業料免除に関する規程	
【資料 A-1-③-02】	広島文教大学留学経費補助に関する規程	
【資料 A-1-③-03】	令和 7 (2025) 年度 本学留学支援奨学金支給区分	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。

